

西予市 事前復興計画

令和5年3月

西予市

はじめに

第1章 事前復興とは.....	1
第2章 事前復興計画の概要.....	2
第1節 事前復興計画の目的.....	2
第2節 事前復興計画の位置づけ.....	3
第3節 事前復興計画の構成.....	3

第1部 復興ビジョン編

第1章 復興ビジョン編の概要.....	1-1
第1節 復興ビジョン編の目的.....	1-1
第2節 復興ビジョン編の構成.....	1-1
第2章 復興ビジョン.....	1-2
第1節 対象区域.....	1-2
第2節 対象災害.....	1-2
第3節 西予市の現状等.....	1-3
第4節 被害想定.....	1-15
第5節 復興まちづくりの課題.....	1-23
第6節 復興理念.....	1-31
第7節 復興の目標.....	1-32
第8節 土地利用に関する基本方針.....	1-34
第9節 復興方針.....	1-35
第3章 実現に向けた取組み.....	1-50
第1節 復興の実施に向けて.....	1-50
第2節 計画の見直し.....	1-53

第2部 復興プロセス編

第1章 復興プロセス編の概要.....	2-1
第1節 復興プロセス編の目的.....	2-1
第2節 復興プロセス編の概要.....	2-1
第2章 復興まちづくりの流れ.....	2-2
第3章 復興まちづくり体制.....	2-4
第1節 協働による復興まちづくり体制.....	2-4
第2節 庁内復興まちづくり体制.....	2-6
第4章 分野別の復興プロセス.....	2-10
第5章 東日本大震災時に活用された事業.....	2-22

第3部 事前復興 まちづくり計画編

第1章 事前復興まちづくり計画編の概要.....	3-1
第1節 事前復興まちづくり計画編の目的.....	3-1
第2節 事前復興まちづくり計画編の構成.....	3-1
第3節 事前復興まちづくり計画編の策定手順.....	3-2
第2章 三瓶東地区 事前復興まちづくり計画	3-3
第1節 対象区域	3-3
第2節 対象災害	3-3
第3節 地区の現状等	3-4
第4節 被害想定	3-12
第5節 生活再建シナリオ	3-17
第6節 復興まちづくりの課題.....	3-19
第7節 復興の目標.....	3-20
第8節 復興まちづくりの方針.....	3-21
第9節 復興まちづくりイメージ図.....	3-22
第10節 復興の実施に向けて	3-26
第3章 実現に向けた取り組み	3-33
第1節 アクションプラン	3-33
第2節 復興事前準備の推進に向けて	3-39
第3節 PDCAサイクルの運用	3-40

第4部 参考資料

第1章 参考資料.....	4-1
第1節 西予市事前復興計画策定委員会	4-1
第2節 事前復興まちづくり計画検討地域ワークショップ.....	4-5

はじめに

第1章 事前復興とは

「事前復興」とは、被害の軽減や被災地の復興を適切かつ迅速・円滑に実施するための備えを発災前に取り組んでおくことであり、2つのベクトルからなります。

1つ目のベクトルは、**復興の事前実施**であり、災害の発生前に、災害ダメージを軽減するためのハード・ソフト事業（防災・減災、国土強靱化等）を進めておくことを意味します。例えば、避難路の整備や公共施設の高台移転などが当てはまります。

2つ目のベクトルは、**復興の事前準備**であり、災害は必ず発生するという前提のもと、初動、応急、復旧における災害対応の円滑化、適切かつ迅速・円滑な「復興」の実現を図るため、対策を講じておくことを意味します。例えば、被災後の仮設住宅建設候補地の事前検討などが当てはまります。

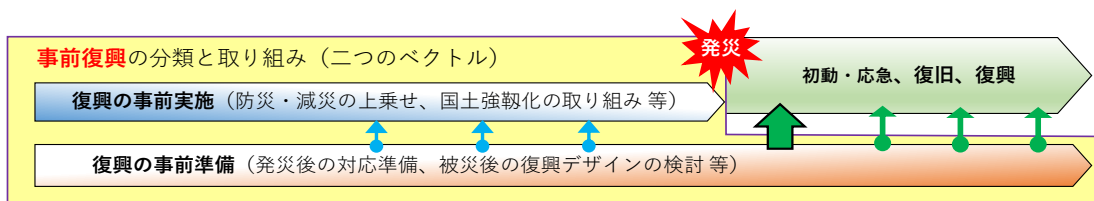


図 0-1 事前復興の2つのベクトル

出典：南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針

事前復興の取組みによって、発災直後から復旧・復興の各段階で、大きく以下の4つの効果が期待されます。

- ① 災害に強いまちづくりの実現による地域の活力や魅力の維持、向上
- ② ハード・ソフト両面からの防災・減災対策、公共施設の高台移転等による被害の軽減
- ③ 復興体制や復興イメージの事前検討等による復興の期間短縮
- ④ 復興イメージの事前検討等による復興の質の向上と適切化

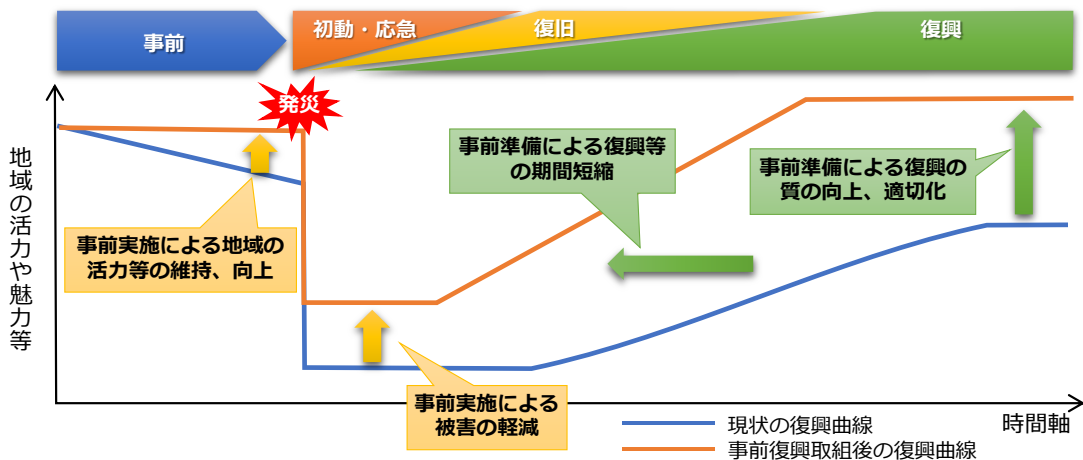


図 0-2 事前復興の取組みによる効果のイメージ

出典：南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針

第2章 事前復興計画の概要

第1節 事前復興計画の目的

南海トラフを震源とする地震は、政府地震調査研究推進本部によると今後 30 年で 70～80%の確率で発生するとされており、西予市では、揺れや津波による大きな被害が想定されています。

「大規模災害からの復興に関する法律」に示される特定大規模災害により被害を受けた市町村は、同法律に基づき、復興計画を作成することができます。この法に基づく復興計画は、被災市町村の復興の道筋を示すものであり、甚大な被害が発生した中で、速やかな計画の策定が求められることとなります。

東日本大震災の復興においては、経験したことの無い未曾有の被害であったことや住民との合意形成の困難さ等から、法に基づく復興計画の策定に時間を要し、結果として復興の長期化を招いた、との指摘もみられました。

そのため、平常時から、南海トラフ地震を想定した復興後のまちづくりを検討し、被災後の法に基づく復興計画の基礎となる「事前復興計画」と「事前復興まちづくり計画」を作成しておくことで、適切かつ迅速・円滑な復興の実現をめざすことが重要です。

本市では、大規模災害が発生した際の、速やかかつ適切な復興を推進していくための事前準備を市民と行政が共通認識をもって進めることを目的に、「西予市事前復興計画」(以下、「事前復興計画」という。)を策定しました。

第2節 事前復興計画の位置づけ

本計画は、本市の今後のまちづくりの方向性を示した「第2次西予市総合計画」、本市の都市計画の基本的な方針を示した「西予市都市計画マスタープラン」、本市の地域に係る防災対策等について定めた「西予市地域防災計画」を上位計画とし、防災やまちづくり等について定めた各種関連計画と整合・連携を図って策定します。

また、発災後に策定する「復興計画」については、本計画を踏まえ策定します。

第3節 事前復興計画の構成

西予市の事前復興計画は、事前復興計画「復興プロセス編」、事前復興計画「復興ビジョン編」、「事前復興まちづくり計画」の3つの編で構成しています。

「復興ビジョン編」では、市全体の現状や課題を整理した上で、復興の目標や目標達成のための基本方針を示します。

「復興プロセス編」では、主に行政の被災後の復興の取組みを示します。

「事前復興まちづくり計画」では、具体的な地区や集落を対象として、まちや住まいの復興方針、復興のイメージを示します。

各編の概要を図 0-3 に示します。

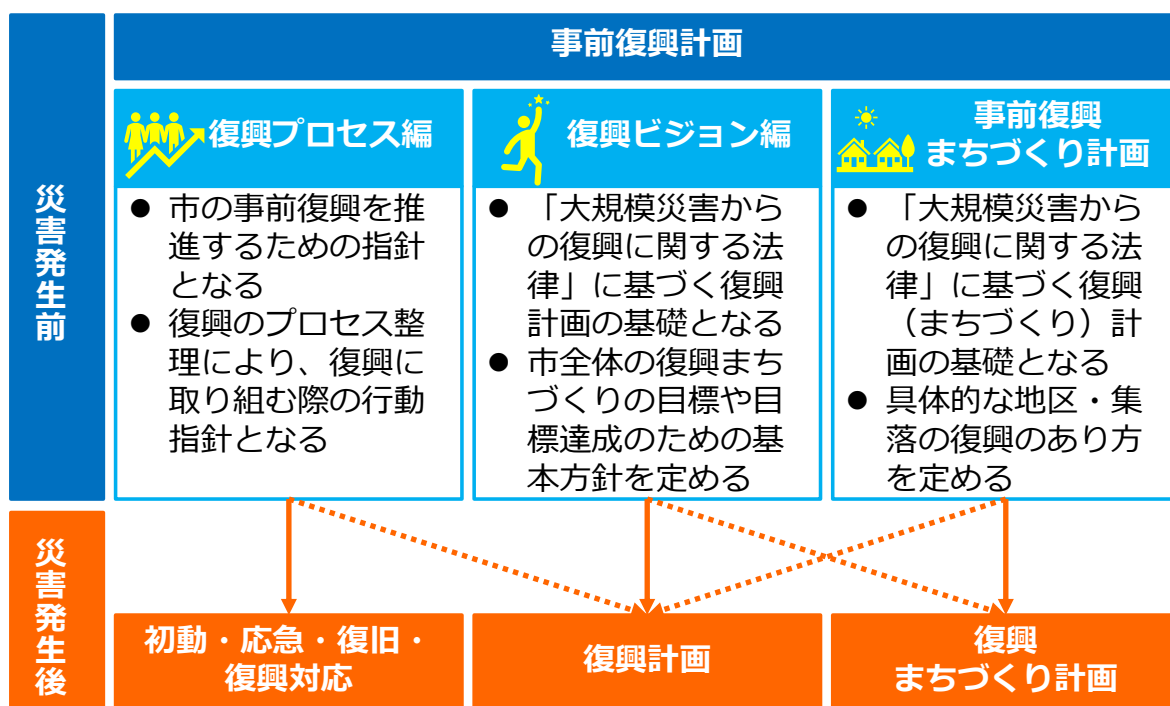


図 0-3 西予市事前復興計画の構成

第1部 復興ビジョン編

第1章 復興ビジョン編の概要

第1節 復興ビジョン編の目的

事前復興計画復興ビジョン編は、大規模災害が発生したことを想定し、市全体の復興の目標や方針等を示すものであり、災害発生後に法に基づく復興計画の基礎となる計画として策定します。

第2節 復興ビジョン編の構成

復興ビジョン編は「復興ビジョン」と「実現に向けた取組み」で構成しています。

1 復興ビジョン(第2章)

対象区域、対象災害を踏まえ、復興まちづくりの課題を分析した上で、復興の理念や目標、復興方針、さらに復興の実現に向けた取組み内容を示します。

2 実現に向けた取組み(第3章)

本編の実現に向けた取組みの内容、本編の運用や見直しの方法を示します。

第2章 復興ビジョン

第1節 対象区域

本編の対象区域は、市全体の復興の目標や方針等を事前に検討することから、西予市全域を対象区域とします。

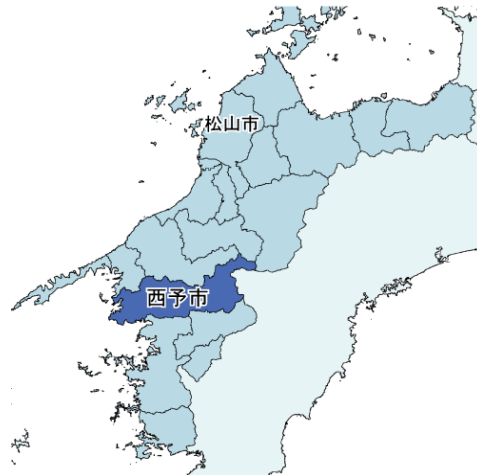


図 1-1 対象区域

第2節 対象災害

本編の対象災害は、本市に甚大な被害が想定されていることから、愛媛県地震被害想定調査結果に基づく南海トラフ巨大地震（最大クラスの地震・津波被害）を対象災害とします。

第3節 西予市の現状等

西予市をとりまく社会経済情勢を踏まえ、復興への備えに関する現状と課題を分析するため、西予市の人口、産業、土地利用、医療・福祉・商業施設、公共交通、空き家について現状等を示します。また、上位計画の考え方を示します。

(1) 人口

令和2年国勢調査によると、本市の人口は令和2（2020）年時点で35,388人であり、これまで一貫して減少が続いています。高齢化率は令和2（2020）年時点で44.1%になっています。

将来人口の見通しについては、まちの将来を見据えるため、国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月）」によると、令和22（2040）年に約25,000人と推計されています。

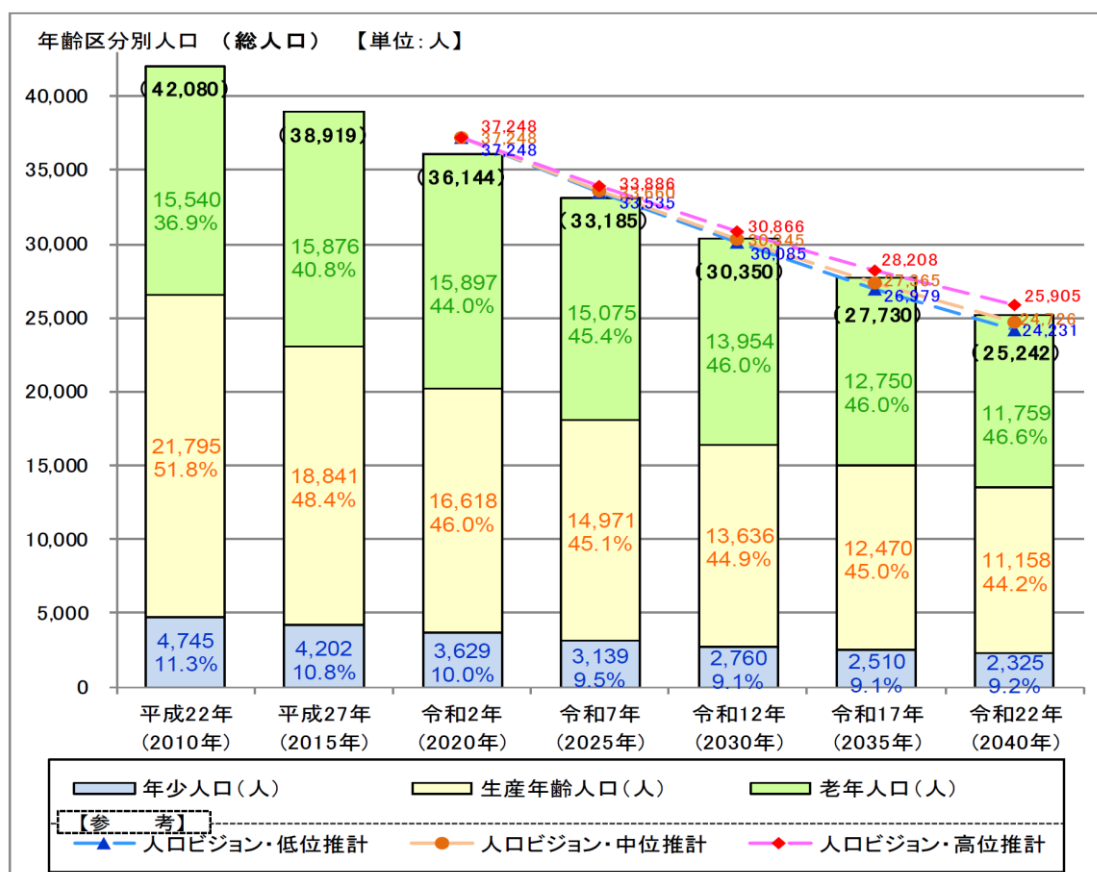


図 1-2 人口推移

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-6

(2) 産業

本市の産業構造を就業者数で見ると、2016年では、第1次産業が3.6%、第2次産業が24.4%、第3次産業が72.0%となっており、第1次産業は県の平均の1.0%を上回り他市町と比較すると第1次産業が占める割合が多くなっています。

2009年 産業別	人	%	2016年 産業別	人	%	2009→ 2016 減少率
第1次産業	684	5.2	第1次産業	432	3.6	△36.8
農業	296	2.2	農業	250	2.1	△15.5
林業	163	1.2	林業	69	0.6	△57.7
漁業	225	1.7	漁業	113	0.9	△49.8
第2次産業	3,378	25.6	第2次産業	2,959	24.4	△12.4
建設業	1,551	11.7	建設業	1,209	10.0	△22.1
製造業	1,827	13.8	製造業	1,750	14.4	△4.2
第3次産業	9,142	69.2	第3次産業	8,727	72.0	△4.5
総数	13,204	—	総数	12,118	—	△8.2

図 1-3 産業人口と割合

出典：第2期西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略,R2.4,P3

(3) 土地利用

土地利用について、市域の大部分を「森林」が占めています。「建築用地」は宇和地域、野村地域、三瓶地域の都市計画区域内のほか、周辺の集落にも点在しています。「田」は宇和地域に多く、「その他農地」は明浜地域、野村地域、三瓶地域に多く、城川地域にも一部分布しています。

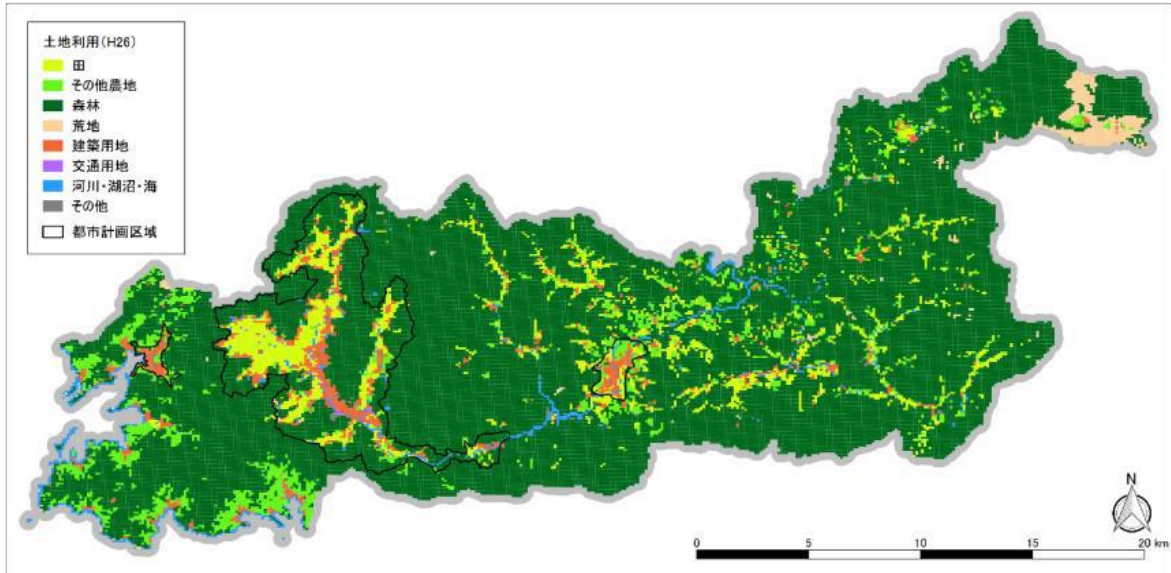


図 1-4 土地利用状況（平成 26 年）

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-13

(4) 医療施設

医療施設は、都市計画区域内の人口が一定集積している地区及び三瓶地域・明浜地域の集落を中心に立地しています。

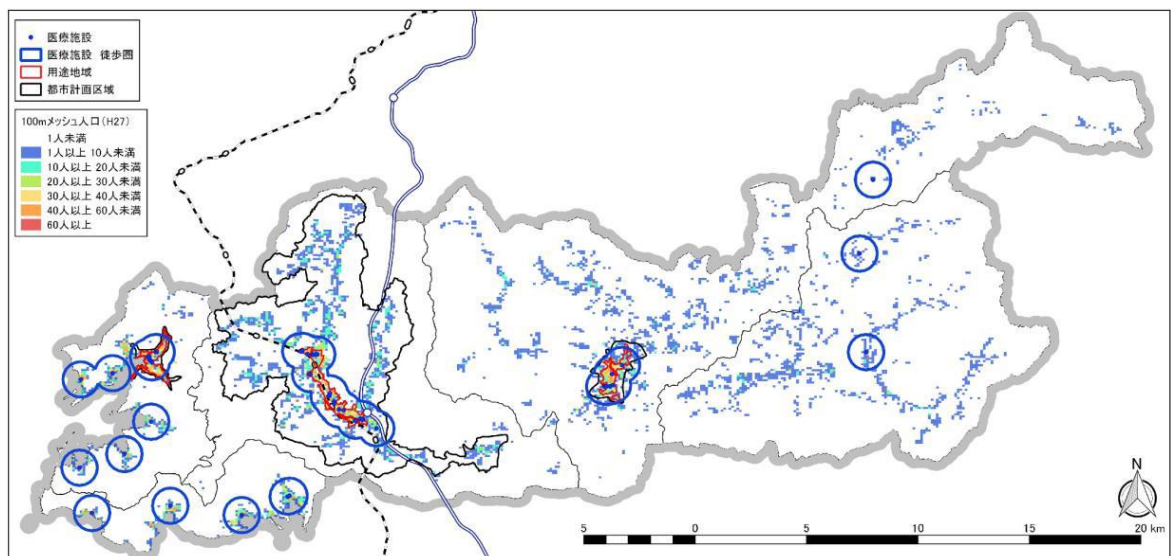


図 1-5 医療施設徒歩圏人口（平成 27 年）

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-14

(5) 福祉施設

福祉施設は、都市計画区域内の人口が一定集積している地区及び三瓶・明浜・城川地域の集落を中心に立地しています。

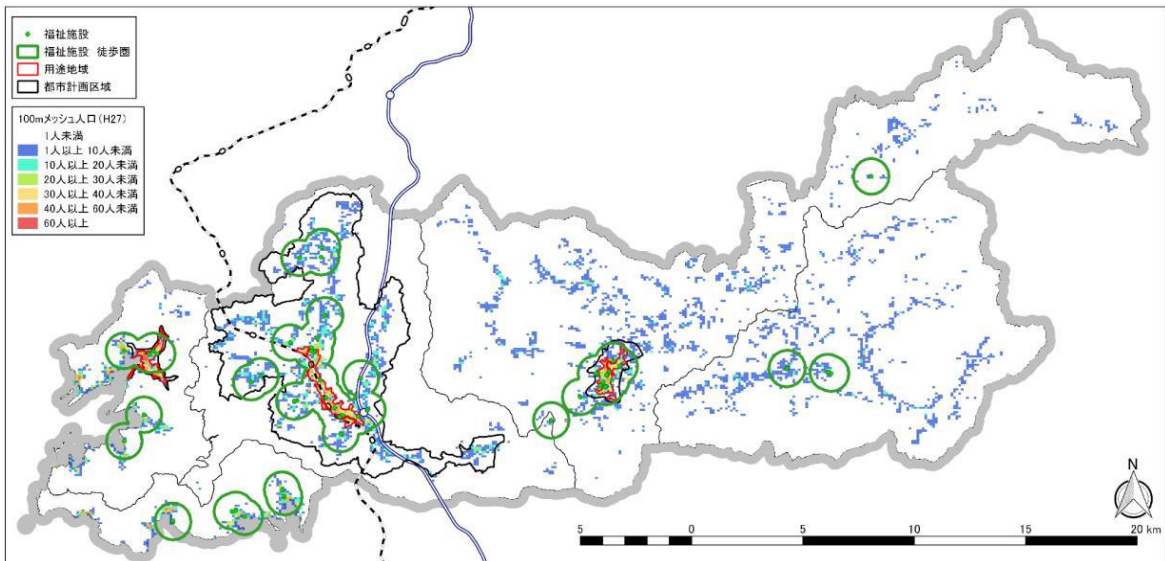


図 1-6 福祉施設徒歩圏人口（平成 27 年）

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-15

(6) 商業施設

商業施設は、都市計画区域内の人口が一定集積している地区及び三瓶・明浜・城川地域の集落を中心に立地しています。

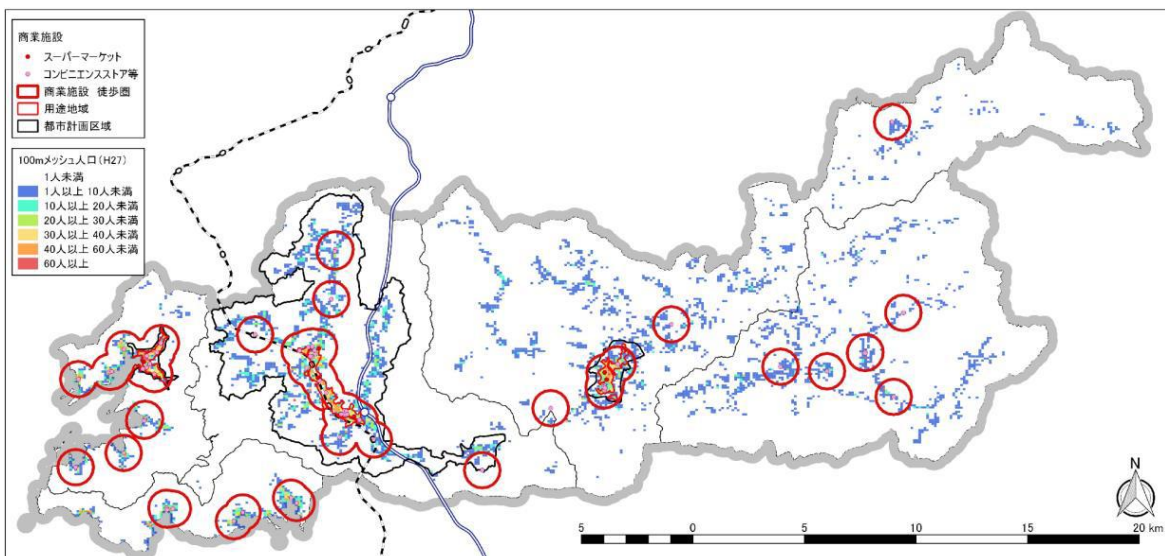


図 1-7 商業施設徒歩圏人口（平成 27 年）

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-16

(7) 公共交通

公共交通の徒歩圏（鉄道駅から半径 800m・バス停から半径 500m・デマンド乗合タクシー運行区域）は、人口が分布する各集落を概ねカバーしています。

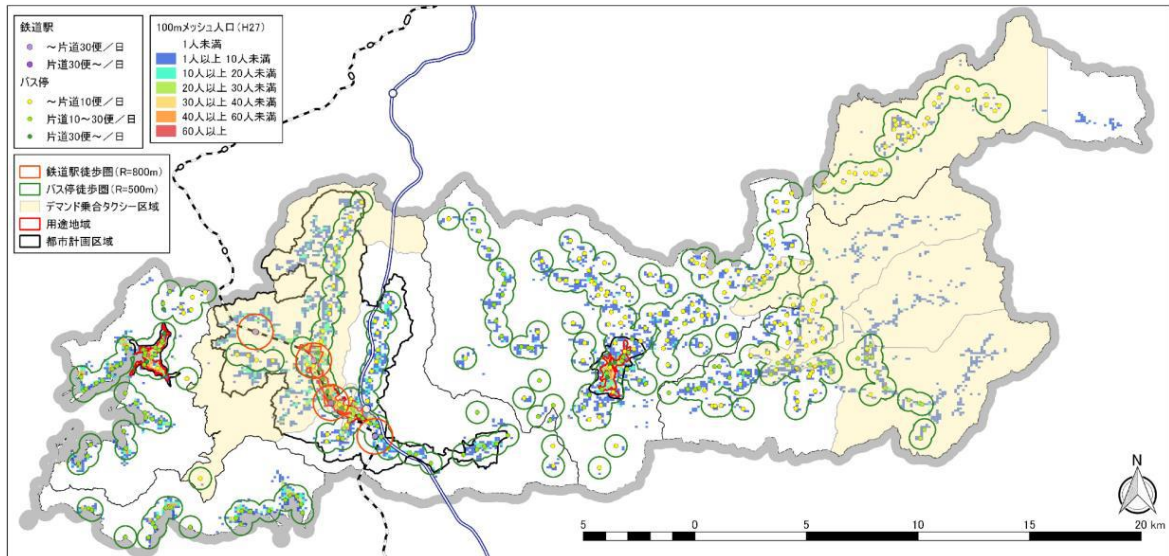


図 1-8 公共交通徒歩圏人口（平成 27 年）

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-17

(8) 空き家

総務省の「住宅・土地統計調査」(平成30年)による「住宅総数」に占める「空き家(その他の住宅)」の割合から「空き家率」を算出し、全国平均・愛媛県平均と比較すると、本市の空き家率は22.5%となっており、全国平均の13.6%、愛媛県平均の18.2%と比較すると比較的高い状況です。

また、西予市の「空き家調査」による「空き家」と「住宅」数から、「住宅数に対する空き家の割合」をみると、市全域では9.5%であり、特に城川地域が34.5%と高い状況です。

表 1-1 空き家の状況 (全国・愛媛県との比較)

	住宅総数	空き家	空き家率
全国	62,407,400	8,488,600	13.6%
愛媛県	714,300	129,800	18.2%
西予市	20,580	4,640	22.5%

出典：総務省「住宅・土地統計調査」平成30年

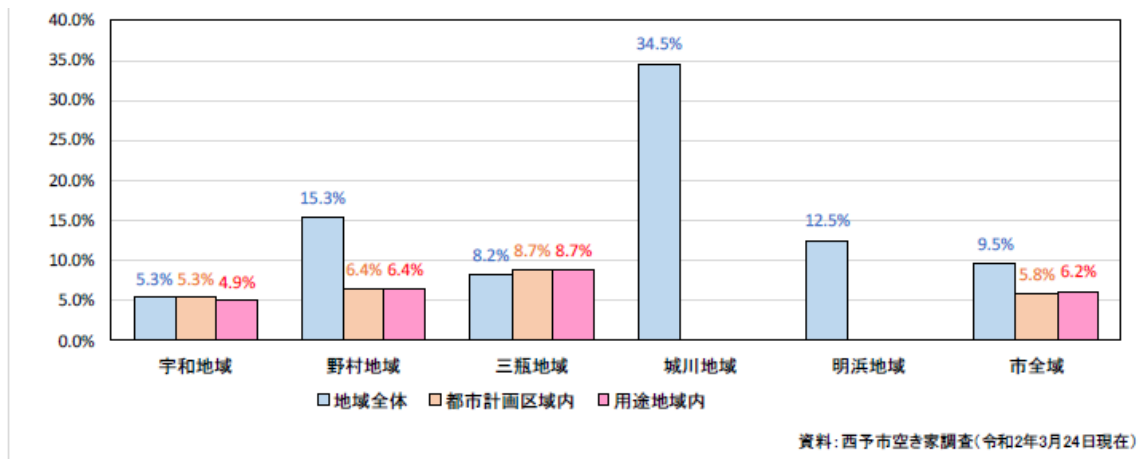


図 1-9 各地域における住宅数に対する空き家の割合

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-20

(9) 第2次西予市総合計画の概要

「第2次西予市総合計画」とは、本市の最上位計画としての位置づけの下、今後のまちづくりの方向性を示すもので、基本構想、基本計画、実施計画により構成されます。(平成28年4月策定、令和2年4月改訂)

総合計画の「基本理念」と「西予市綱領八策」を以下に示します。

1) 総合計画の基本理念

ア 常に危機感	市が直面する課題を常に認識し、危機感を持って取組み、市民が安心して生涯暮らせるまちづくりを実現する。
イ 常にチャレンジ	将来、安心して暮らせる西予市を実現するために、大胆な政策を中長期的観点から実施し、更なる進化・成長を目指す。
ウ 常に一步先行く	ルールや枠組みに捉われず、地域の特性に即した政策を行い、他自治体の先駆者として、効果的な政策を実施することを目指す。
エ 常に市民と共に手を取りあって	市民サービスに重点を置いた政策を実施するため、行政、地域、企業等における「地域内外との連携」を推進し、役割分担とネットワークを構築して、地域の課題解決に協働して取り組む。

出典：第2次西予市総合計画,R2.4,p21

2) 西予市綱領八策

ア 地域のたからを活用し、	四国西予ジオパーク等の魅力を認識しつつ、地域に対する郷土愛の醸成を推進し、地域資源を最大限活用して、教育活動、観光振興、産業振興等を行い、地域活性化を図る。
イ 市全体で	市民、行政、大学、企業、金融等が「地域内外との連携」を行い、それぞれが特性を活かして、効果を最大限に生み出せる環境を醸成する。
ウ スピード感を持って	人口減少問題等といった社会情勢の変化から発生するあらゆる市の行政課題の解決について、スピード感を持って対応し、西予市の将来を見据えた新たなまちづくりに取組む。
エ 新しいことにチャレンジすることによって、	自ら考え、地域の特性を踏まえた、様々な手法を検討し、他自治体では行っていない新たな取組みを行い、枠組みに捉われず、チャレンジし、市政の推進を図る。
オ 成長し、	老若男女の多様な人財が活躍し、都市との共生や成長可能性分野への選択と集中によって、効果的な成長を実現する。
カ しごとを生み、	育てしごとがひとを呼び、ひとがしごとを育てる。第1次産業の強化とそれを後押しする2次・3次産業の育成により、相乗効果を生み出し、地域活性化を図る。
キ ひとを呼び込み	本市は南予地域の中での「位置的好条件」、豊かな自然が織りなすジオパーク等の特徴と情報社会をうまく利用した「しごとの創出」、教育文化が根付いている強みを活かした「人財育成」、これらをうまく融合させることにより、ひとの呼び込みを図る。
ク 生涯暮らせるまちづくりを実現する。	安心して子どもを生み、育て、地域愛を育み、ふるさとで豊かに暮らせる体制を確立するため、アからキまでの七策を行い、また連携させ、生涯暮らせるまちづくりを実現する。

出典：第2次西予市総合計画,R2.4,p23

(10) 西予市都市計画マスタープランの概要

「西予市都市計画マスタープラン」は、市の都市計画（まちづくり）の基本的な方針を示すもので、「はじめに」、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」の4つで構成されます。

「全体構想」では、市域全体のまちづくりの方向性を示しており、「地域別構想」では、市域を旧5町の地域に分けて、地域別にまちづくりの方向性を示しています。（平成31年3月策定、令和2年9月改訂）

1) 都市計画・まちづくりに関する考え方

(1) 強くて競争力のある経済を築く	都市は、市民の経済活動の基盤となります。健全で持続的な都市経営のもとで仕事を生み、育て、市民の経済活動を活性化していけるように、強くて競争力のある経済を築きます。
(2) 中心市街地の活力を確保する	まちの活性化や賑わいの創出と、行政コスト・都市経営コストの抑制に向けて、人が集まるところをまちの中心とした集約型都市構造を実現するため、市全体を支える中心市街地の活力を確保します。
(3) 農村地域の繁栄を促進する	本市は、多様な地形のもとで川沿いや海辺に農村地域が生まれ、平坦な土地では市街地が形成されてきました。これからも、本市を支える農村地域の繁栄を促進します。
(4) 持続可能な交通を促進する	地域と地域をつなぎ、市民の日常生活や日常の移動を支える、持続的な公共交通を促進します。
(5) 質の高い情報通信基盤を支持する	高度情報社会の中で地域が活力を持ち、発展していくためには、情報の的確な収集・分析、地域の情報発信・PRが必要であり、質の高い情報通信基盤を支持します。
(6) 質の高い住宅の幅広い選択を提供する	生涯暮らせるまちづくりの実現に向けて、一人ひとりが暮らしたい場所に暮らすことができるよう、質の高い住宅の幅広い選択を提供します。
(7) グッド・デザインを要求する	誰もが住みたいと思えるまちづくりに向けては、民間企業とも連携した人が集まるまちデザインが重要であり、そのためのグッド・デザインを追求します。
(8) 健全なコミュニティを促進する	人口減少の中、本市の財政事情は非常に厳しい状況であり、地域の暮らしの質を高めるためには、地域が自立した取組が必要です。地域コミュニティの維持・活性化を図り、健全なコミュニティを促進します。

(9) ジオパークを推進する	本市は旧5町の合併により誕生しましたが、旧町が個別に発展してきたこともあって、合併の効果が十分発揮されていません。そのような中、市を統一する「四国西予ジオパーク」の価値を再認識し、産業振興や様々な学習につなげるよう、ジオパークを推進します。
(10) 自然災害の課題に対処する	自然に囲まれた本市は、土砂災害や津波災害、洪水等の水害など、様々な自然災害のリスクが懸念されます。本市が誇る豊かな自然や多様性の中で、安心した暮らしを確保するため、災害リスクとの共生を目指し、自然災害の課題に対処します。
(11) 自然環境を保全・活用する	本市の最大の魅力である豊かな自然や多様な地形を守り、後世に継承し、本市が将来にわたって発展し続けていくことができるよう、自然環境を保全・活用します。
(12) 歴史的環境を保全・活用する	本市は南予の中心として活躍した歴史を脈々と受け継いでおり、卯之町地区など歴史的資源が地域の環境や質を高めている場所が多く見られます。このような歴史的環境を保全・活用します。

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-2

2) まちの将来像

<p>豊かな風土を育むまち ～いつもずっと ちょうどいい 西予のくらし～</p>
<p>本市はこれまで、旧宇和町、旧野村町、旧三瓶町、旧明浜町、旧城川町の5つの町が多様性を持ち、それぞれ個性的に発展し、豊かな風土を育んできました。これからは、それぞれの地域がそれぞれの強みを活かしながら、手を取り合って、1つの西予市として、新たなまちづくりを拓いていかなければなりません。そのためにも、これまで育んできた豊かな風土を今も、未来も、どの時代にも“いつもずっと”、その時代に合せて柔軟に変化していきながら、西予ならではの“豊かさ”を守り続けて、継承していきます。人口減少時代における“豊かさ”とは、モノやオカネが“たくさん”ある必要はありません。それでも、西予の豊かな風土を活かし、きちんと“良いもの”、“上質なもの”が少しずつあれば、西予らしい“ちょうどいい”くらしを実現することができます。いつもずっと、ちょうどいい、西予のくらしを実現していくため、市民とともに協働して、このまちの豊かな風土を守り、育んでいきます。</p>

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p2-2

3) まちづくりの目標

<p>目標 1 あしもの価値をつむぐ（自然・文化のまちづくり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市は、四国山地の隆起によって海拔 0 m から標高 1,400 m 地帯までの多様な地形を有し、海・里・山の豊かな自然と美しい景観の中で、各地域がそれぞれの歩みを遂げてきました。また、地域の人々が育んできた地域独自の文化・風習や多様な暮らしが地域の個性を生み出し、『西予ならではの多様性』を形成しています。 ● しかし、このような地域の魅力や資源を十分活用できていない状況です。本市ならではの自然や文化、多様性など、自分たちの“あしもの”にある大きな価値を知り、地域の“たから”と捉えて、まちづくりに活用し、地域の活性化を目指します。 ● また、このような自然や地形、景観を適切に保全するとともに、地域が育んできた文化・風習を未来へ継承していきます。 ● 多様な地域と地域が協働し、全市が一体感を持ってまちづくりに取り組むため、地域の気持ちを醸成します。
<p>目標 2 暮らしの質を高める（安全・安心のまちづくり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市では、都市計画用途地域を中心に公園、下水道といった都市基盤の整備が進んでいますが、市全体で見ると、整備が進んでいない地域もみられます。今後は、拠点周辺を中心に必要な基盤整備を進め、質が高く市民が安心して暮らすことができる住環境の形成を目指します。 ● 本市では土砂災害や地震・津波災害等が懸念されることから、避難場所の整備や土砂災害対策工事の実施、構造物や建築物の計画的な耐震化といったハード対策に取り組むとともに、地域の避難体制の充実や自主防災組織の活性化といったソフト対策を充実し、安全・安心なまちづくりの実現を目指します。 ● 人口減少の進行に伴い、近年、空き家・空き地の増加が懸念されています。空き家・空き地の増加は、地域の活力低下を招くとともに、防災・防犯上の問題にもつながります。このため、空き家・空き地の有効活用や危険な空き家の除却に取り組むとともに、空き家・空き地の発生抑制を図ります。

<p>目標 3 あるけるコミュニティを形成する（拠点が連携するまちづくり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途地域が指定される宇和・野村・三瓶地域の中心部では、一定の都市機能が集積し、既にコンパクトな市街地が形成されています。今後は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、集約型都市構造の形成を図り、中心拠点・地域拠点の形成とまちなかの魅力創出、まちのコンパクト化を目指します。 ● 用途地域外の小さな拠点については、地域住民とともに、必要な生活機能の確保・維持を図ります。 ● 市全体のネットワークの強化により拠点へのアクセス向上を図り、都市全体での生活利便性を確保することにより、拠点が連携し、遠くてもネットワークでつながる“あるけるコミュニティ”の構築を目指します。 ● “選択と集中”の観点から、周辺地域の不要な公共施設等の戦略的な集約等により、市全体での健全な都市経営を目指します。
<p>目標 4 市民のチャレンジをうながす（市民が主役のまちづくり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市が将来にわたってその市政を維持し、市民が安心して生涯暮らし続けることができるまちづくりを実現するために、常に危機感を持って新しいチャレンジを繰り返しながら、さらなる進化・成長を目指します。 ● 既存のルールや枠組みに捉われず、地域の特性に即した政策を実行していきます。 ● 市民、団体・事業者、行政等における「地域内外の連携」を推進し、それぞれの役割分担とネットワークの構築により、地域の課題解決を図ります。 ● まちづくりの主役は行政ではなく市民であり、市民の“やる気”を引き出しながら、“やりたい人”を支え、市民が主役となる持続可能なまちづくりの実現を目指します。

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p2-8,2-9

第4節 被害想定

(1) 地震

「愛媛県地震被害想定調査」(平成 25 年 12 月)によると、南海トラフ巨大地震が発生した際には、宇和地域で最大震度 7、三瓶地域及び明浜地域の沿岸部や城川地域、野村地域の広い範囲で最大震度 6 強が想定されています。

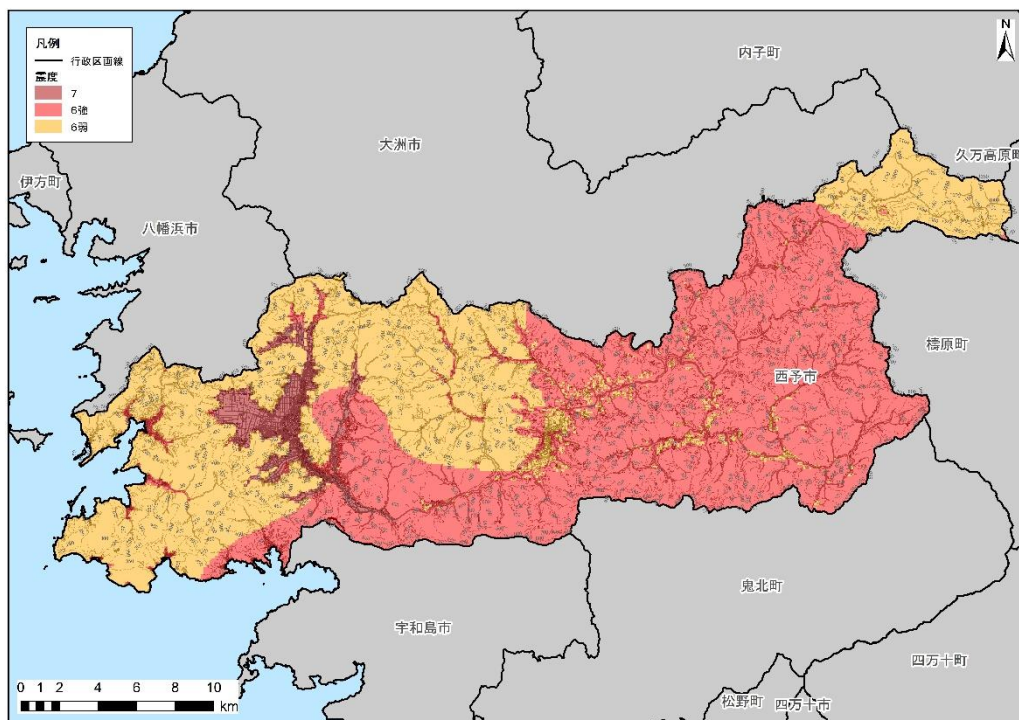


図 1-10 南海トラフ巨大地震の震度分布 (5 ケースの重ね合わせ)

出典：愛媛県地震被害想定調査,H25.12 をもとに作製

(2) 液状化

「愛媛県地震被害想定調査」(平成 25 年 12 月)によると、南海トラフ巨大地震が発生した際には、三瓶地域、明浜地域の沿岸部において、液状化危険度が極めて高くなっています。一方で、宇和地区、野村地区、城川地区は、液状化危険度が比較的低くなっています。

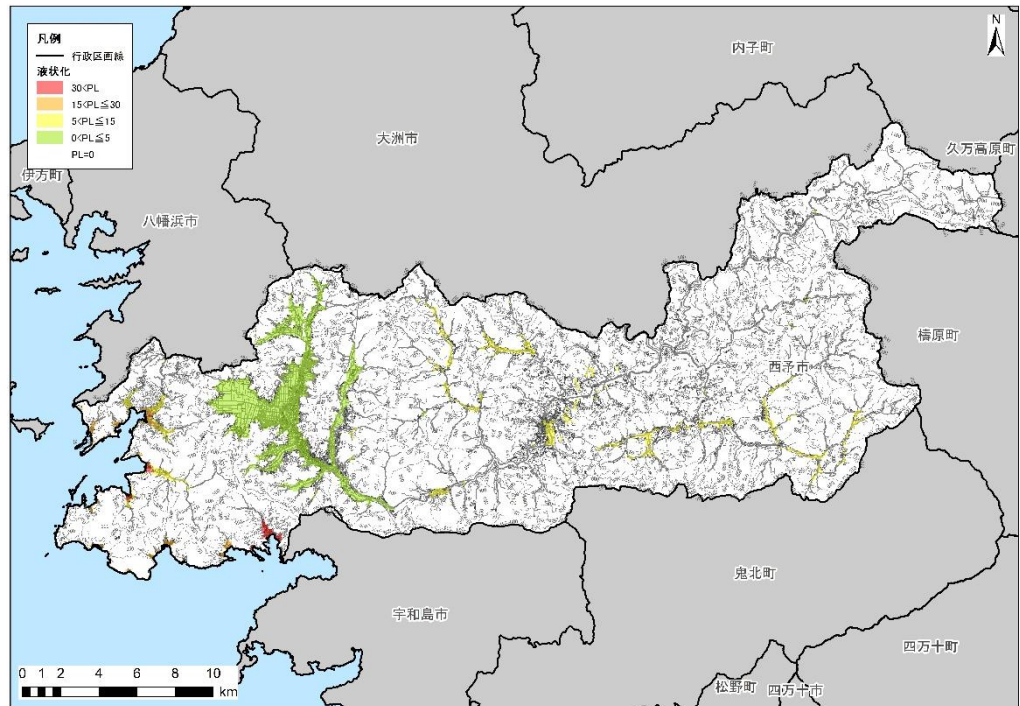


図 1-11 南海トラフ巨大地震の液状化危険度分布

出典：愛媛県地震被害想定調査,H25.12 をもとに作製

(3) 津波浸水想定

「愛媛県地震被害想定調査」(平成 25 年 12 月)によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合、津波により西予市内で 358ha の浸水が想定され、沿岸部を中心に甚大な被害が想定されています。

また、明浜地域、三瓶地域の沿岸部の市街地・集落は、津波災害警戒区域に指定されています。

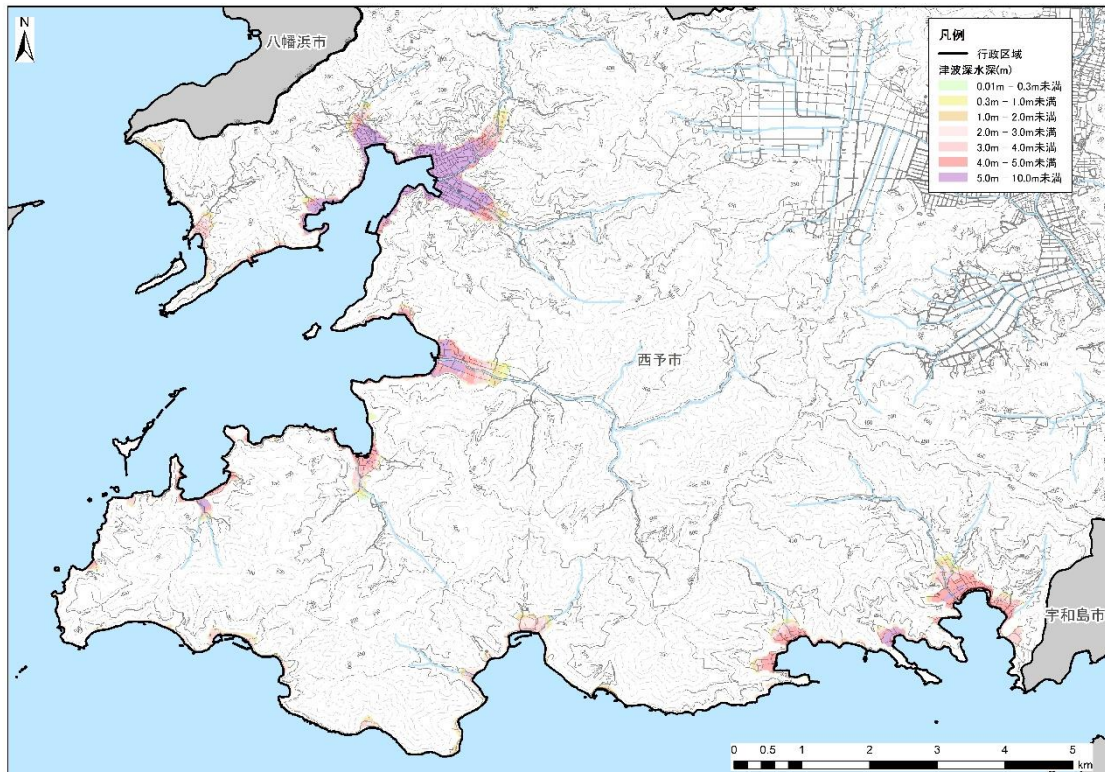


図 1-12 南海トラフ巨大地震の津波浸水想定

出典：愛媛県地震被害想定調査,H25.12

<参考>

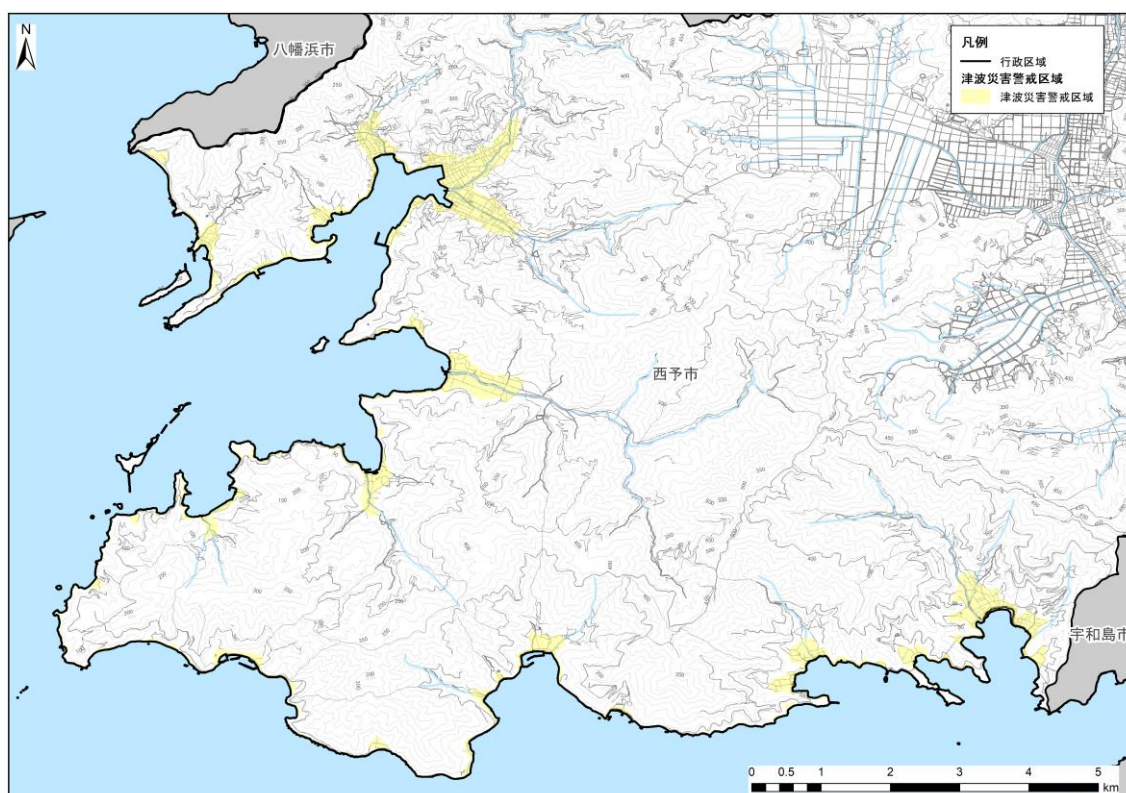
津波災害警戒区域

愛媛県は、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」を津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定しました。

- ・ 西予市 愛媛県報第127号(令和2年7月31日) 愛媛県告示第867号

津波災害警戒区域(イエローゾーン)とは、最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」として県知事が指定する区域です。

指定緊急避難場所や避難路等を示した津波ハザードマップを作成し、周知します。また、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取り組みの支援に努めます。



津波災害警戒区域

(4) 土砂災害警戒区域

土砂災害（特別）警戒区域は、西予市の広い範囲で指定されています。特に、沿岸部では市街地や集落を囲むように、土砂災害（特別）警戒区域が指定されています。

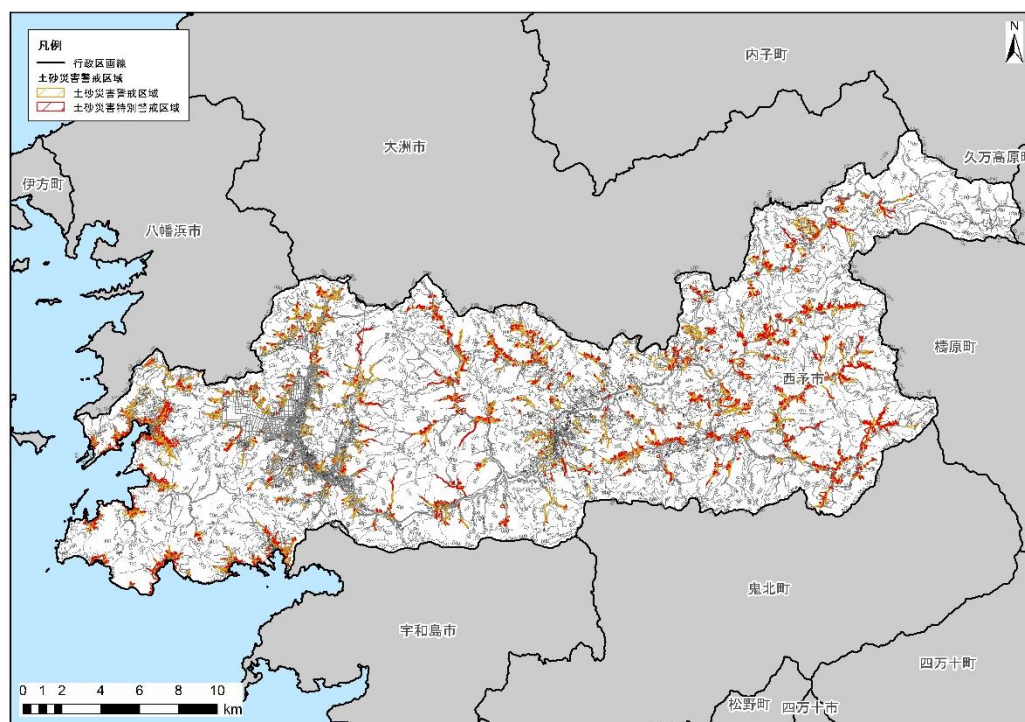


図 1-13 土砂災害（特別）警戒区域の分布

出典：えひめ土砂災害情報マップ,R4.10 より作製

(5) 被害想定

「愛媛県地震被害想定調査」(平成 25 年 12 月)によると、南海トラフ巨大地震が発生し、被害が最大となる場合、1,351 人の死者、30,756 人の避難者数（避難所内外、1 ヶ月後）、16,719 棟の建物全壊、125.6 万 t の災害廃棄物、20.3 万 t の津波堆積物などが想定されています。

表 1-2 南海トラフ巨大地震による被害想定 (1/3)

項目		愛媛県想定(H25.12)	西予市(H25.12)	
地震名		南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	
地震規模		M9.0	M9.0	
想定シーン		人的被害:冬深夜 人的被害以外:冬18時	人的被害:冬深夜 人的被害以外:冬18時	
風速		強風 (市町毎平均+2σ)	冬深夜4.9m/s 冬18時5.7m/s	
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	48,535棟	
	揺れ	107,554棟	10,342棟	
	液状化	10,642棟	166棟	
	土砂災害	662棟	24棟	
	津波	27,413棟	2,961棟	
	火災	97,357棟	3,226棟	
	合計	243,628棟	16,719棟	
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	33,868箇所	1,863箇所	
	自動販売機	389箇所	10箇所	
	屋外落下物	141,651件	14,223件	
死者数	建物倒壊	6,210人	635人	
	屋内収容物移動等	うち364人	うち22人	
	土砂災害	53人	2人	
	津波	8,184人	634人	
	火災	1,585人	80人	
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時:3人)	0人(冬18時:0人)	
	合計	16,032人	1,351人	
負傷者数	建物倒壊	46,048人	3,887人	
	屋内収容物移動等	うち5,584人	うち319人	
	土砂災害	66人	2人	
	津波	412人	27人	
	火災	944人	26人	
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時:111人)	0人(冬18時:2人)	
	合計	47,470人	3,943人	
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	18,516人	1,138人	
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	718人	74人	
	要捜索者	8,596人	661人	
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	39,213人	
	断水人口	直後	1,081,300人	39,213人
		1日後	1,055,933人	39,139人
		1週間後	907,477人	38,808人
		1ヶ月後	392,624人	23,748人

表 1-3 南海トラフ巨大地震による被害想定 (2/3)

項 目		愛媛県 (H25.12)	西予市 (H25.12)	
下水道支障人口	処理人口	770,090人	16,911人	
	支障人口	直後	558,695人	16,096人
		1日後	465,160人	13,687人
		1週間後	176,300人	5,589人
		1ヶ月後	16,781人	1,127人
停電軒数	電灯軒数	808,261戸	26,647戸	
	停電件数	直後	684,396戸	26,647戸
		1日後	383,730戸	23,594戸
		2日後	274,321戸	18,490戸
		1週間後	40,516戸	3,177戸
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	27,500回線	
	不通回線数	直後	865,819回線	25,733回線
		1日後	785,706回線	23,702回線
		1週間後	138,614回線	7,178回線
		1ヶ月後	79,599回線	4,334回線
携帯電話不通ランク	直後	—	—	
	1日後	—	—	
	4日後	—	—	
	1週間後	—	—	
ガス供給停止戸数(都市ガス)	供給戸数	74,740戸	14,553戸	
	停止戸数	直後	71,677戸	—
		1日後	70,057戸	—
		1週間後	60,337戸	—
		1ヶ月後	26,068戸	—
ガス供給停止戸数(LPガス)	供給戸数	440,567戸	—	
	停止戸数	容器転倒	14,384戸	556戸
		ガス漏洩	10,110戸	393戸
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	—	
	津波浸水域	31箇所	26箇所(合計)	
	津波浸水域外	197箇所		
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	11.3km	
	津波浸水域	5箇所	0箇所	
	津波浸水域外	747箇所	31箇所	
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	7箇所	
	国際拠点港湾	—	—	
	重要港湾	306箇所	101箇所	
	地方港湾	221箇所	6箇所	
漁港被害箇所数	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	
	漁港(1種~4種)	1,008箇所	81箇所	
避難者数(避難所内外)	1日後	436,750人	19,739人	
	1週間後	466,888人	23,715人	
	1ヶ月後	558,902人	30,756人	

表 1-4 南海トラフ巨大地震による被害想定 (3/3)

項 目		愛媛県 (H25.12)	西予市 (H25.12)
帰宅困難者	帰宅困難者数	142,726人	2,564人
	居住ゾーン外への外出者数	135,387人	3,905人
物資不足量	食糧不足量	7,805,399L	193,063食
	給水不足量	7,826,599L	417,615L
	毛布不足量	514,090枚	23,182枚
医療対応力不足数	入院	13,702人	1,107人
	外来	19,936人	2,242人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	60,013世帯	2,352世帯
仮設トイレ不足量	1日後	916基	41基
	1週間後	917基	47基
	1ヶ月後	559基	31基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	1,734.1万t	125.6万t
	津波堆積物	686.1万t	20.3万t
エレベーター内閉じ込め	閉じ込め者数	894人	15人
	台数	1,901台	90台
災害時要援護者(避難所内)	1日後	62,984人	3,225人
	1週間後	62,704人	3,710人
	1ヶ月後	38,476人	2,414人
人口造成地による建物被害	全壊棟数	97棟	—
文化財の被災可能性	揺れ	16施設	1施設
	火災	4施設	1施設
	津波	1施設	0施設
孤立の可能性のある集落	農業集落	242集落	87集落
	漁業集落	26集落	14集落
ため池被害	危険度ランクA	657箇所	108箇所
	危険度ランクB	982箇所	103箇所
	危険度ランクC	961箇所	24箇所
漁業施設	漁船被害数	10,448隻	864隻
	漁場被害面積	68.4km ²	2.9km ²
重要施設	使用可能	869施設	111施設
	一部制限	1,014施設	47施設
	支障有	1,024施設	43施設
農地被害	液状化被害面積	172.6km ²	0.4km ²
	津波被害面積	36.6km ²	0.7km ²
経済被害	直接被害	16.2兆円	—
	建物	11.13兆円	—
	家庭用品	2.83兆円	—
	ライフライン	0.91兆円	—
	交通施設	0.58兆円	—
	その他公共土木施設	0.33兆円	—
	災害廃棄物処理	0.38兆円	—

出典：愛媛県、愛媛県地震被害想定調査、H25.12

第5節 復興まちづくりの課題

本市を取り巻く社会情勢や市街地の現状、被害想定等を踏まえ、大規模災害からの復興まちづくりを進める上での課題を、「まち」、「住まい」、「生業」、「くらし」に分類し、地域別の課題を示したうえで、市全体の課題を示します。

(1) 地域別の復興課題

1) 明浜地域

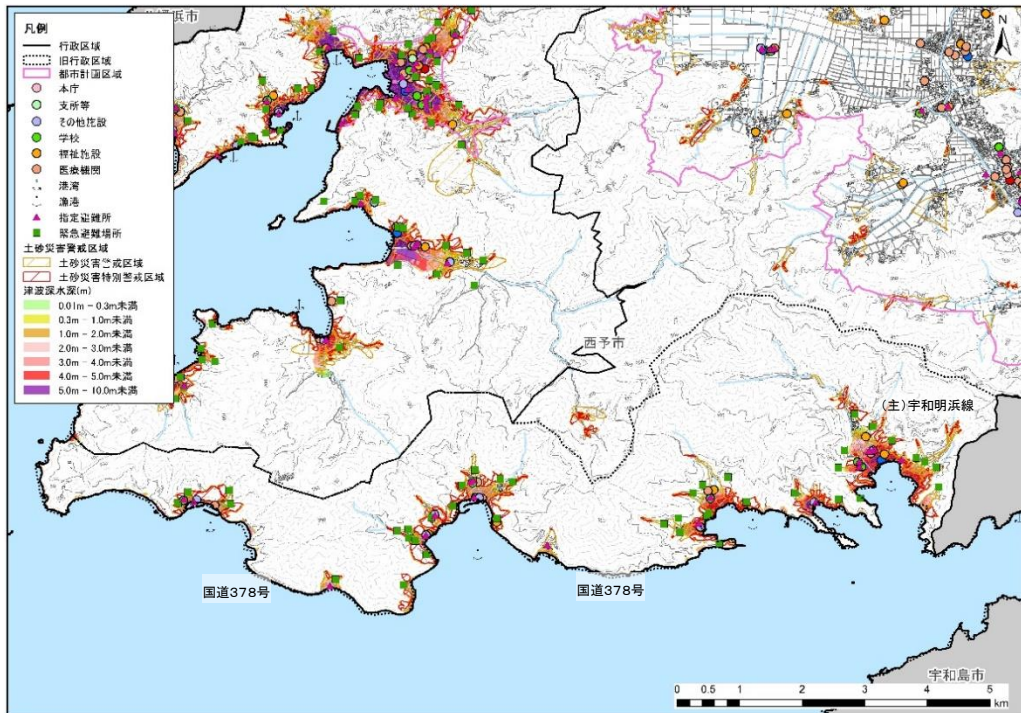


表 1-5 明浜地域の復興課題

項目	復興課題
まち	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波に対し安全な市街地の形成 ● 生活拠点や公共交通の集約 ● 国道 378 号や主要地方道宇和明浜線等の早期復旧 ● 狭あい道路や住宅密集の解消 ● ライフラインの早期復旧
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波により被災した住家の再建 ● 安全な住まい（恒久的な住宅）の確保 ● 避難所や応急仮設住宅の確保
生業	<ul style="list-style-type: none"> ● 漁港の再建、漁村集落の復興、事業の早期再開 ● 漁業、柑橘農業の再建
くらし	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の再建、授業の再開 ● 保健医療施設、福祉施設の再建 ● 復旧・復興期間の行政サービスの継続 ● 公共交通サービスの早期復旧

2) 宇和地域

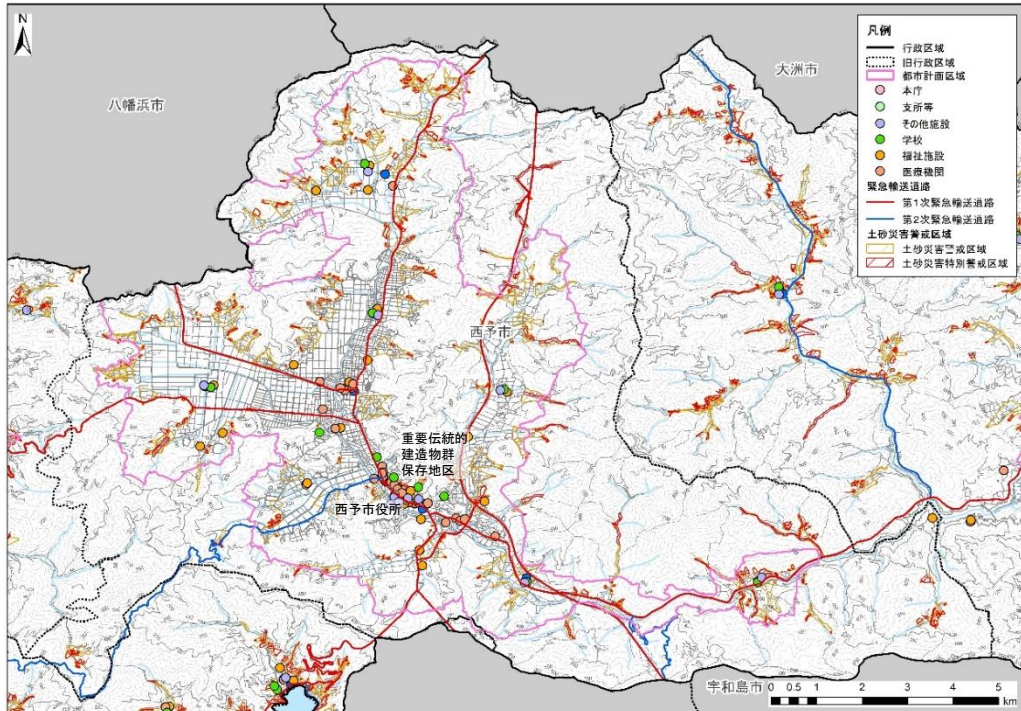


表 1-6 宇和地域の復興課題

項目	復興課題
まち	<ul style="list-style-type: none"> ● 市庁舎や公共施設の早期復旧 ● 地震により被災した道路・河川等の早期復旧 ● 重要伝統的建造物群保存地区の再建 ● ライフラインの早期復旧
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震により被災した住家の再建 ● 避難所や応急仮設住宅の供給
生業	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の早期再開 ● 農地の早期復旧
くらし	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育、保健医療、福祉の早期再開 ● 復旧・復興期間の行政サービスの継続 ● 公共交通サービスの早期復旧

3) 野村地域

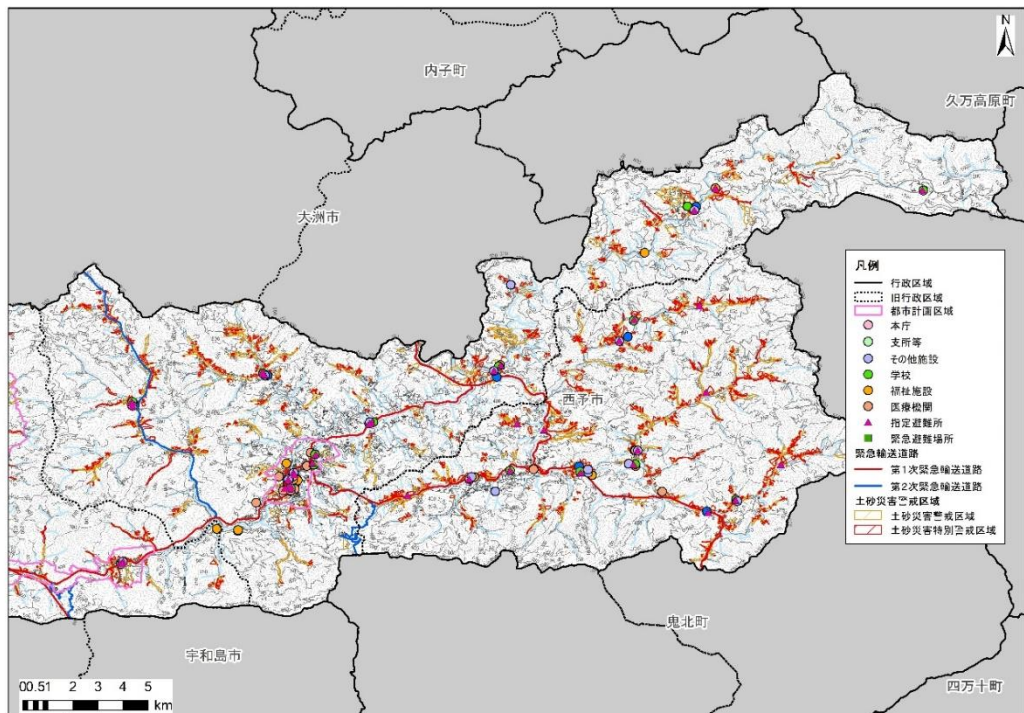


表 1-7 野村地域の復興課題

項目	復興課題
まち	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の早期復旧 ● 地震により被災した道路・河川等の早期復旧 ● ライフラインの早期復旧
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震により被災した住家の再建 ● 避難所や応急仮設住宅の供給
生業	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の早期再開 ● 農業、畜産の再開 ● 観光・交流施設の再生
くらし	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育、保健医療、福祉の早期再開 ● 復旧・復興期間の行政サービスの継続 ● 公共交通サービスの早期復旧

4) 城川地域

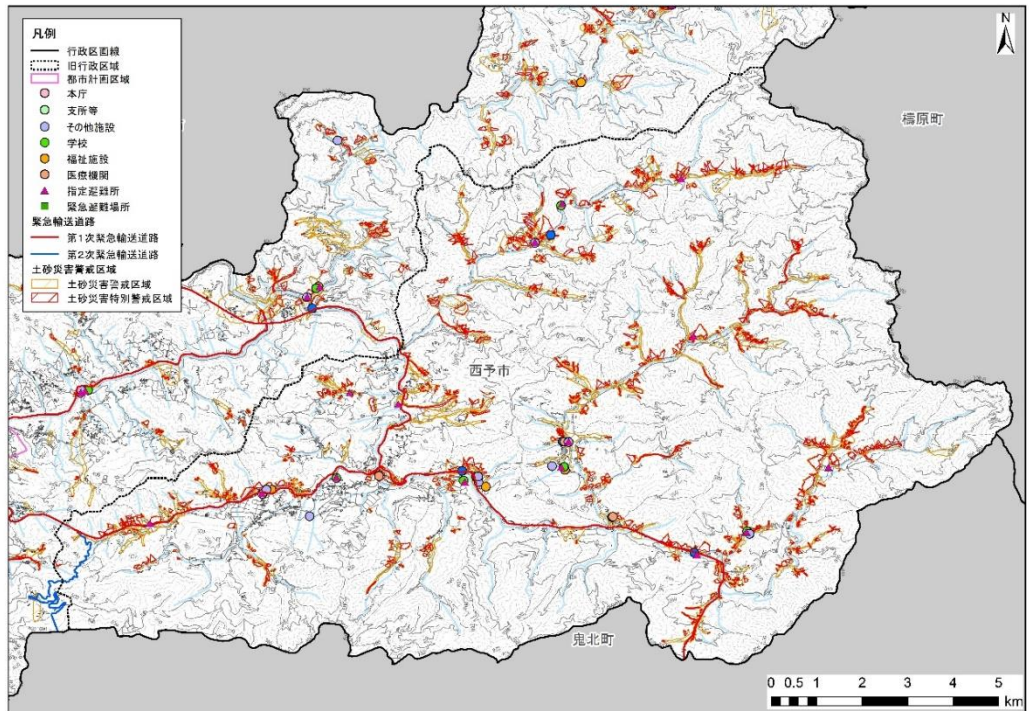


表 1-8 城川地域の復興課題

項目	復興課題
まち	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震により被災した道路・河川等の早期復旧 ● ライフラインの早期復旧
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震により被災した住家の再建 ● 避難所や応急仮設住宅の供給
生業	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の早期再開 ● 農業、畜産の再開
くらし	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育、保健医療、福祉の早期再開 ● 復旧・復興期間の行政サービスの継続 ● 公共交通サービスの早期復旧

5) 三瓶地域

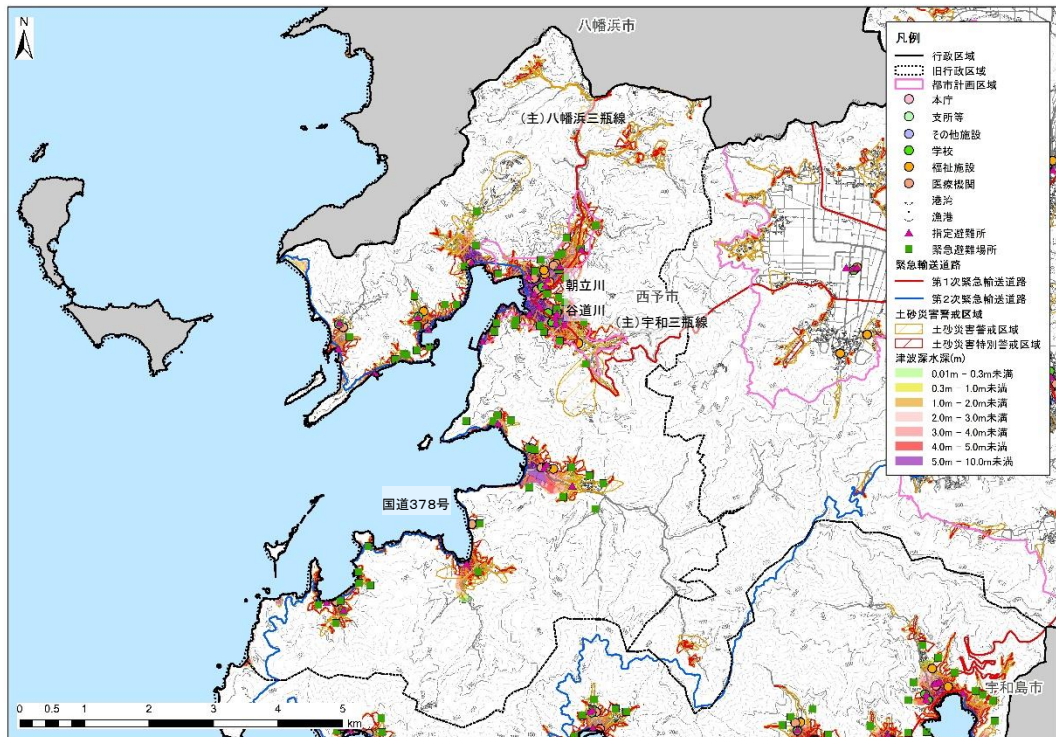


表 1-9 三瓶地域の復興課題

項目	復興課題
まち	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波に対し安全な市街地の形成 ● 公共施設の早期復旧 ● 生活拠点や公共交通の集約 ● 国道 378 号等や主要地方道宇和三瓶線の早期復旧 ● 朝立川、谷道川などの河川の早期復旧 ● 狭あい道路や住宅密集の解消 ● ライフラインの早期復旧
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波により被災した住家の再建 ● 安全な住まい（恒久的な住宅）の確保 ● 避難所や応急仮設住宅の確保
生業	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の早期再開 ● 漁港の再建、漁村集落の復興 ● 漁業、農業、畜産の再開 ● 三瓶港の港湾機能の早期復旧
くらし	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の再建、授業の再開 ● 保健医療施設、福祉施設の再建 ● 復旧・復興期間の行政サービスの継続 ● 公共交通サービスの早期復旧

(2) 分野別の復興課題

1) “まち”に係る課題

地震の揺れや液状化及び津波による被害の大きさは、各地域で異なります。また、土地利用の方針等もさまざまであり、異なる発展に向けた多くの検討事項があります。同規模の災害が再度来襲しても安全・安心なまちを形成するとともに、狭あい道路による居住地の密集解消や生活拠点や公共交通の集約などが課題になります。

- A) 安全な市街地の形成
- B) 生活拠点や公共交通の集約
- C) 被災した道路・河川等の早期復旧
- D) 狭あい道路や住宅密集の解消
- E) 港湾の早期機能回復
- F) ライフラインの早期復旧

2) “住まい”に係る課題

被災後、安定した生活にいち早く戻れるように、応急仮設住宅の整備や住宅の再建・修繕を進めていく必要があります。地震や津波による住家の再建、安全な住まい（恒久的な住宅）の確保、避難所不足による人口流出が課題とされます。

- A) 地震・津波により被災した住家の再建
- B) 安全な住まい（恒久的な住宅）の確保
- C) 避難所や応急仮設住宅の確保・供給
- D) 地域コミュニティの維持

3) “生業”に係る課題

施設や設備の損壊、従業員の被災等により、地域の産業活動が停滞することが想定されます。早期に産業活動を再開されるための仮設事業所や既存施設の復旧に加え、地域経済を維持するための支援が急務となります。漁港の再建や漁村集落の復興、農業の再建、事業の早期再開、観光の再生が課題とされます。

- A) 事業の早期再開
- B) 漁港の再建、漁村集落の復興
- C) 第1次産業の再開
- D) 観光の再生

4) “くらし”に係る課題

保健医療や福祉、教育など暮らしの根幹となる機能を回復し良好な住環境を整える必要があります。学校の再建や授業の再開、医療、福祉機能の回復、行政サービスの継続が課題とされます。

- A) 学校の再建、授業の再開
- B) 保健医療施設、福祉施設の再建
- C) 復旧・復興期間中の行政サービスの継続
- D) 要配慮者への支援
- E) 公共交通サービスの早期復旧

第6節 復興理念

西予市では、平成30年7月豪雨からの復興にあたり、「西予市復興まちづくり計画」を定め、下記の3項目を基本理念（復興への概念）として位置づけ、復興に取り組むこととしました。

南海トラフ巨大地震からの復興においてもこの考え方を踏襲し、復興に取り組むこととします。また被災後の状況等に応じて、必要な見直しを行うものとします。

一つ 寄り添い支え合う

「住まいが無くなった」、「仕事が無くなった」、「大切な人を亡くした」という不安や落胆は計り知れないものです。その不安や落胆を払しょくするには、しばらくの時間がかかることでしょう。だからこそ、人と人が寄り添うこと、支え合うことが必要ではないでしょうか。「あの人はわかってきている」という最後の拠り所が、これからの一歩を踏み出せる勇気となるのではないのでしょうか。

「寄り添い支え合い」ながら復興を推進します。

一つ 一人の100歩より100人の一歩

復興とは専門家が計画するだけで進むのでしょうか。あるいは行政が政策的に進めるだけで上手くいくのでしょうか。また市民だけで復興が可能なのでしょうか。

復興もまちづくりと一緒に、一人の強力なリーダーだけが、一つのグループだけが進めても上手くいくことはありません。市民、行政、専門家、ボランティア、学生等々、多様な主体が複合的に連携して進めることに意義があるように思うのです。「復興に関わることに価値がある」というような思いで、「みんなが手を取り合って歩いていく」復興を目指します。

一つ 何ができるか考える

行政は、ある一定のルールに則り、市民サービスを公平に提供する機関です。したがって、すべての要望に対応することは難しいのが現実です。また、復興に関する多くの支援策は国の方策であり、国が示す基準により支援することになります。しかし、国が示す支援策だけでは対応しきれないことも事実で、何らかの支援や対策を求める声も多く存在します。

それは、地域の支え合いや互助・共助によるコミュニティで対応できる場合もあれば、行政が新たな支援策を提案していくことも必要になります。それぞれの立場で「何ができるのか」を考えていく姿勢で推進します。

出典：西予市復興まちづくり計画,H31.3,p17

第7節 復興の目標

復興目標は、復興まちづくりにおいて関係者が共通認識として持つべき根本的な考えのことです。復興計画策定時には、復興に向けたまちづくりを取り組むため、共有すべき目標を掲げます。

復興目標は、市民の総力をあげて復興に取り組む上で非常に重要なフレーズとなることから、発災後に、市民や関係者等の意見を反映し、決定することとします。また、その際、実際の被災状況や「第2次西予市総合計画」の基本理念、「西予市都市計画マスタープラン」のまちの将来像などをもとに設定します。

【事前復興計画の基本理念（第2次西予市総合計画の基本理念）】

A) 常に危機感

市が直面する課題を常に認識し、危機感を持って取組み、市民が安心して生涯暮らせるまちづくりを実現する。

B) 常にチャレンジ

将来、安心して暮らせる西予市を実現するために、大胆な政策を中長期的観点から実施し、更なる進化・成長を目指す。

C) 常に一步先行く

ルールや枠組みに捉われず、地域の特性に即した政策を行い、他自治体の先駆者として、効果的な政策を実施することを目指す。

D) 常に市民と共に手を取りあって

市民サービスに重点を置いた政策を実施するため、行政、地域、企業等における「地域内外との連携」を推進し、役割分担とネットワークを構築して、地域の課題解決に協働して取り組む。

出典：第2次西予市総合計画,H3.3,p21

【事前復興計画の復興目標（西予市都市計画マスタープランのまちの将来像）】

豊かな風土を育むまち
～いつもずっと ちょうどいい 西予の暮らし～

【復興計画の復興目標（目指すべきまちの将来像）】

被災状況に鑑み、市民や関係者等の意見を反映し、決定します

<参考>

西予市復興まちづくり計画で決定した復興目標

2 復興の目標

『復興のパズル みんなでつくる 未来のカタチ』

平成30年7月豪雨で多くの市民が被災し、現在、様々な被害の状況下で生活が営まれています。また、人だけではなく、まち自体も大きな被害を被っており、復旧・復興に向けて様々な取組が進められています。

地域によって異なる被害の状況であったり、復旧・復興に向けた一人ひとりのチカラを“パズル”のピースととらえ、市民や事業者、ボランティア、大学、行政等のみんなで協力しながら、パズルのピースを組み合わせることで、“未来のカタチ”（復興）を目指していくものとします。

メモ：小・中学生から復興の目標（キャッチフレーズ）を募集

復興の目標の検討にあたっては、市内の小・中学校の協力を得て、小学生（5・6年生）と中学生から募集を行い、580人の児童・生徒から626件のキャッチフレーズの提案がありました。

キャッチフレーズに含まれているキーワードをみると、「がんばろう、がんばる、ファイト」や「みんな、全員」、「笑顔、愛顔、スマイル」、「未来」といった言葉が多く含まれており、西予市の復興まちづくりの推進を力強く後押しする提案が行われています。

番号	キーワード	キーワードが含まれた提案数
1	がんばろう、がんばる、ファイト	119
2	みんな、全員	107
3	笑顔、愛顔、スマイル	105
4	未来	85
5	復興	73
6	取り戻す、甦る、治す、立ち直る、元に戻す	64
7	勝て、負けない、負けるな、あきらめない	60
8	歩む、一歩、ひとつずつ	43
9	共に、手を取る、協力、一つになる	39
10	力	32

選考の結果、宇和中学校3年生 石本海風（いしもとみなぎ）さんから提案のありました「復興のパズル みんなでつくる 未来のカタチ」をキャッチフレーズとして選定しました。

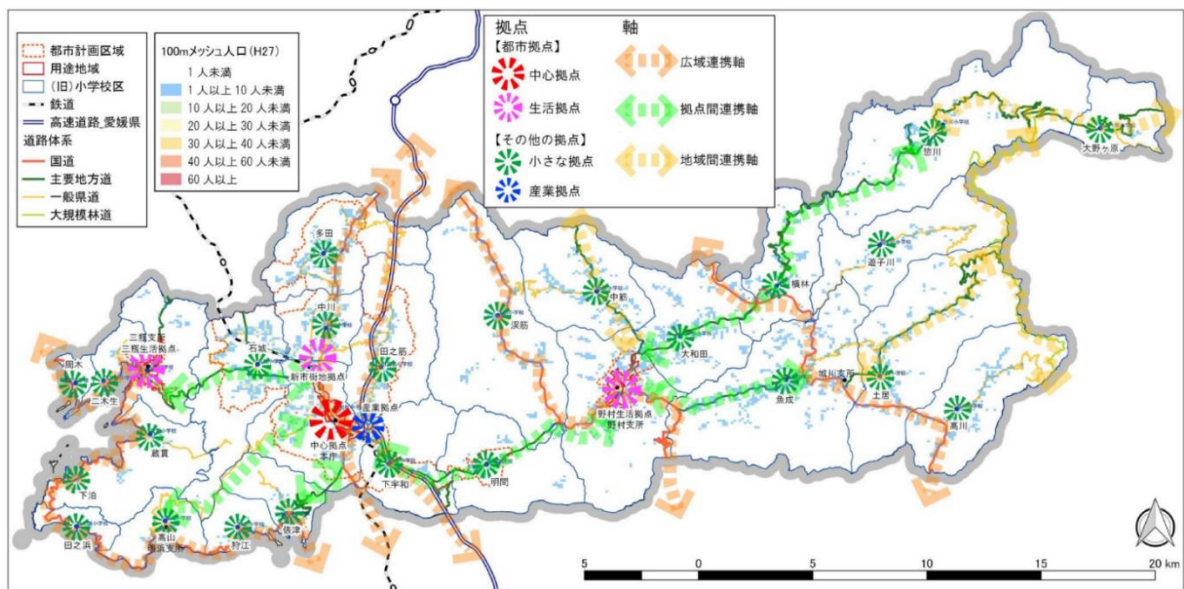
出典：西予市復興まちづくり計画,H31.3,p18

第8節 土地利用に関する基本方針

本市では、「西予市都市計画マスタープラン」に示されている土地利用の方針やまちの構造を基本に、復興まちづくりのゾーニングを定めます。また、発災後には、「西予市都市計画マスタープラン」と整合を図りながら、被災状況や住民意向等を踏まえ、必要に応じて、災害リスクを考慮し、土地利用の基本方針を見直します。

また、市役所やJR予讃線・卯之町駅と駅前の商店街周辺を「宇和中心拠点」、市立西予市民病院が立地し近年人口が微増傾向にある宇和地域市街地の北部を「宇和新市街地拠点」、野村支所周辺を「野村生活拠点」、三瓶支所周辺を「三瓶生活拠点」と位置づけ、これらの都市拠点の創出と拠点同士の連携によるまちづくりを目指します。

さらに、都市拠点以外にも、既存集落の中心部等を「小さな拠点」と位置づけ、集落における日常生活を支えるサービス機能の維持等を図ることとします。



出典：西予市都市計画マスタープラン,H31.3,p2-3,2-4

第9節 復興方針

(1) 分野別の復興方針

復興まちづくりを計画的に進めていくため、「まち」、「住まい」、「生業」、「暮らし」の4つの課題を踏まえ、復興目標の実現に向けた個別目標と方針を定めます。

1) まち

■ 復興目標

災害に強い安心・安全な市街地・集落の早期形成

被害の特性や現状における都市基盤整備状況等を踏まえながら、地域の状況に応じた市街地整備により、再び被災したとしても人命が失われない災害に強い安心・安全なまちの形成を実現します。

■ 目標実現に向けた方針

方針1：安全な市街地・集落の形成

再度来襲する可能性のある津波・高潮等の災害から地域を守る海岸施設等の復旧を国・県と連携し迅速に行います。

また、被災を受けた公共施設について、早期復旧を図るため、必要な手続きを進めます。

さらに、土砂災害の危険性が高い地域や箇所に対して、さまざまな防災・減災対策を実施します。

方針2：コンパクトな市街地・集落の形成

集約・連携型の市街地を形成するため、西予市都市計画マスタープランにおける地域の位置づけや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地・集落特性等に応じた整備を推進します。

方針3：基幹交通ネットワークの整備

生活道路の機能回復を行うとともに、地域内外の移動の効率化を図るため、道路等の都市骨格の見直し等を国・県と連携し、利便性と安全性を兼ね備えた交通ネットワークの構築に取り組みます。

方針4：密集建物や狭あいの解消

地区計画等の導入により、建築物の構造等にルールを設けること等によって、建物の密集や狭小な道路の解消を推進します。

方針5：産業・物流の復興

産業が立地する港湾において、経済復興を実現するために、港湾機能の早期かつ集中的な回復と、産業活動の早期回復と継続を確保するため災害に強い港湾づくりを行います。

方針6：ライフラインの早期復旧・強化

水道施設や管路等の早期復旧を行うとともに、ライフライン機能の強化を行います。

2) 住まい

■ 復興目標

恒久的に安全な住まいの整備

被災後に、再び安定した生活をいち早く取り戻せるよう、復旧期までに被災者の住まいを確保します。また、安全な暮らしを確保できるよう、安全な住まいを整備します。

■ 目標実現に向けた方針

方針1：避難期から復興期までの被災者の住まいの確保

被災前の地域コミュニティの継続に配慮することを前提に、避難所生活から応急仮設住宅・災害公営住宅への移行の際には、被災者が安心して暮らせるよう努めます。

方針2：安全な住まい（恒久的な住宅）の確保

生活再建支援金の給付やがれきの撤去等、被災状況に応じた住宅再建支援を推進するとともに、住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置し、より安全な住まいの確保を支援します。

方針3：避難所の拡充

災害時、満足に利用できるよう避難所の防災機能を維持・整備するとともに、避難者を確実に受け入れることができるよう、事業者等と連携し、避難所を拡充します。

方針4：地域コミュニティの維持・強化

災害発生後にも、地域コミュニティを維持できる住まい環境を確保します。また、集会所等の日常的に集まれる場所を配置し、地域コミュニティの強化を目指します。

3) 生業

■ 復興目標

地域の活力を維持し、生活と密接した生業の再建

地域の活力を維持するための産業の再建や生業と生活が密接した第1次産業の再建を実現します。

■ 目標実現に向けた方針

方針1：地域の活力を維持するための産業の再建

被災後、事業者の直接・間接被害に係る調査を実施し、必要な資金需要を把握します。また、被災事業者の再建支援に向けた制度に係る情報を提供するとともに、事業の安定化を見据えた物流や販路の整備を実施します。

方針2：生業と生活が密接した第1次産業の再建

被災した農道や林道、漁港等の整備を進め、早期の回復を図ります。また、農地の集積や新たな拠点等における農林水産物の販売促進や新たな販路拡大等、持続可能な第1次産業を支援します。

方針3：商工業活動の継続性の確保

商工業者等と連携を図り、仮設店舗等の商工業活動を行える場づくりなど、発災後も商工業活動が維持できる環境整備を推進し、商工業者の事業継続を支援するとともに、市民が消費活動を行える環境を形成します。

方針4：観光・文化の再生

観光・交流拠点である「伝統的建造物群保存地区」、「乙亥の里」、及び「四国西予ジオパーク」を構成するジオサイトなどの自然資源をはじめ、様々な観光・交流施設の早期再生を行います。

4) くらし

■ 復興目標

良好な住環境の整備

日常生活を行う上で欠かすことのできない医療や福祉・教育を始めとした暮らしの根幹となる機能の確保を実施します。

■ 目標実現に向けた方針

方針1：教育の早期再開

発災後の教育機能を再開させるため、児童や生徒が充実した学習を行える環境を整えます。また、被災した児童・生徒の心のケアや経済的支援を実施し、健やかな心身の育成に努めます。

方針2：保健・医療・福祉施設の早期復旧

被災直後の医療ニーズへの柔軟な対応を可能にするため、保健医療・福祉施設の早期復旧を目指します。また、復興に向けた保健医療・福祉機能に係る支援策を検討するとともに、被災後の精神的ケアにも配慮した誰もが健康維持が可能な環境を構築します。

方針3：公共サービスの維持

復旧・復興期間中も公的サービスの提供を継続するために、防災拠点となる庁舎等の早期復旧、再建に取り組むとともに、国や県と連携し、職員を十分に確保できる体制を構築します。

方針4：災害時要援護者の支援

災害時要援護者となる要配慮者への支援として、関係機関との連携を行います。

方針5：公共交通サービスの早期復旧

基幹バス、支線バス、デマンド乗合タクシー等の公共交通サービスの早期復旧に取り組みます。

(2) 地域別の復興方針

1) 明浜地域

【まち】

- 再度来襲する可能性のある津波・高潮等の災害から地域を守る海岸施設等の復旧を国・県と連携し迅速に行います。
- 被災を受けた公共施設について、早期復旧を図るため、必要な手続きを進めます。
- 土砂災害の危険性が高い地域や箇所に対して、さまざまな防災・減災対策を実施します。
- 集約・連携型の市街地を形成するため、西予市都市計画マスタープランにおける地域の位置づけや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地・集落特性等に応じた整備を推進します。
- 生活道路の機能回復を行うとともに、市内5つの地域をつなぐ交通ネットワークや近隣市町村である宇和島市との交通ネットワークの構築に取り組みます。
- 建物の密集や狭小な道路の解消を推進します。
- 水道施設や管路等の早期復旧を行うとともに、ライフライン機能の強化を行います。

【住まい】

- 被災前の地域コミュニティの継続に配慮することを前提に、避難所生活から応急仮設住宅・災害公営住宅への移行の際には、被災者が安心して暮らせるよう努めます。
- 生活再建支援金の給付やがれきの撤去等、被災状況に応じた住宅再建支援を推進するとともに、住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置し、より安全な住まいの確保を支援します。
- 災害時、満足に利用できるよう避難所の防災機能を維持・整備するとともに、避難者を確実に受け入れることができるよう、事業者等と連携し、避難所を拡充します。
- 災害発生後にも、地域コミュニティを維持できる住まい環境を確保します。また、集会所等の日常的に集まれる場所を配置し、地域コミュニティの強化を目指します。

【生業】

- 被災した農道や林道、漁港等の整備を進め、早期の回復を図ります。また、農地の集積や新たな拠点等における農林水産物の販売促進や新たな販路拡大等、持続可能な第1次産業を支援します。

【くらし】

- 発災後の教育機能を再開させるため、児童や生徒が充実した学習を行える環境を整えます。また、被災した児童・生徒の心のケアや経済的支援を実施し、健やかな心身の育成に努めます。
- 被災直後の医療ニーズへの柔軟な対応を可能にするため、保健医療・福祉施設の早期復旧を目指します。また、復興に向けた保健医療・福祉機能に係る支援策を検討するとともに、被災後の精神的ケアにも配慮した誰もが健康維持が可能な環境を構築します。
- 復旧・復興期間中も公的サービスの提供を継続するために、防災拠点となる庁舎等の早期復旧、再建に取り組むとともに、国や県と連携し、職員を十分に確保できる体制を構築します。
- 災害時要援護者となる要配慮者への支援として、関係機関との連携を行います。
- 基幹バス、支線バス等の公共交通サービスの早期復旧に取り組めます。

2) 宇和地域

【まち】

- 被災を受けた公共施設について、早期復旧を図るため、必要な手続きを進めます。
- 土砂災害の危険性が高い地域や箇所に対して、さまざまな防災・減災対策を実施します。
- 集約・連携型の市街地を形成するため、西予市都市計画マスタープランにおける地域の位置づけや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地・集落特性等に応じた整備を推進します。
- 生活道路の機能回復を行うとともに、地域内（明浜町地域、野村町地域、城川町地域、三瓶町地域）の交通ネットワークの見直し及びその強化を行うとともに、近隣市町村との交通ネットワークの強化に取り組みます。
- 水道施設や管路等の早期復旧を行うとともに、ライフライン機能の強化を行います。
- 重要伝統的建造物群保存地区の早期再建について、必要な手続きを進めます。

【住まい】

- 生活再建支援金の給付やがれきの撤去等、被災状況に応じた住宅再建支援を推進するとともに、住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置し、より安全な住まいの確保を支援します。
- 災害時、満足に利用できるよう避難所の防災機能を維持・整備するとともに、避難者を確実に受け入れることができるよう、事業者等と連携し、避難所を拡充します。

【生業】

- 被災後、事業者の直接・間接被害に係る調査を実施し、必要な資金需要を把握します。また、被災事業者の再建支援に向けた制度に係る情報を提供するとともに、事業の安定化を見据えた物流や販路の整備を実施します。
- 被災した農道や林道の整備を進め、早期の回復を図ります。また、農地の集積や新たな拠点等における農産物の販売促進や新たな販路拡大等、持続可能な農業を支援します。
- 商業者等と連携を図り、仮設店舗等の商業活動を行える場づくりなど、発災後も商業活動が維持できる環境整備を推進し、商業者の事業継続を支援するとともに、市民が消費活動を行える環境を形成します。

【くらし】

- 発災後の教育機能を再開させるため、児童や生徒が充実した学習を行える環境を整えます。また、被災した児童・生徒の心のケアや経済的支援を実施し、健やかな心身の育成に努めます。
- 被災直後の医療ニーズへの柔軟な対応を可能にするため、保健医療・福祉施設の早期復旧を目指します。また、復興に向けた保健医療・福祉機能に係る支援策を検討するとともに、被災後の精神的ケアにも配慮した誰もが健康維持が可能な環境を構築します。
- 復旧・復興期間中も公的サービスの提供を継続するために、防災拠点となる庁舎等の早期復旧、再建に取り組むとともに、国や県と連携し、職員を十分に確保できる体制を構築します。
- 基幹バス、支線バス、デマンド乗合タクシー等の公共交通サービスの早期復旧に取り組めます。

3) 野村地域

【まち】

- 被災を受けた公共施設について、早期復旧を図るため、必要な手続きを進めます。
- 土砂災害の危険性が高い地域や箇所に対して、さまざまな防災・減災対策を実施します。
- 集約・連携型の市街地を形成するため、西予市都市計画マスタープランにおける地域の位置づけや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地・集落特性等に応じた整備を推進します。
- 生活道路の機能回復を行うとともに、市内5つの地域をつなぐ交通ネットワークの強化に取り組みます。
- 水道施設や管路等の早期復旧を行うとともに、ライフライン機能の強化を行います。

【住まい】

- 生活再建支援金の給付やがれきの撤去等、被災状況に応じた住宅再建支援を推進するとともに、住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置し、より安全な住まいの確保を支援します。
- 災害時、満足に利用できるよう避難所の防災機能を維持・整備するとともに、避難者を確実に受け入れることができるよう、事業者等と連携し、避難所を拡充します。

【生業】

- 被災した農道や林道の整備を進め、早期の回復を図ります。また、農地の集積や畜産物の販売促進や新たな販路拡大等、持続可能な農業・畜産を支援します。
- 事業者等と連携を図り、仮設店舗等の商業活動を行える場づくりなど、発災後も商業活動が維持できる環境整備を推進し、事業者の事業継続を支援するとともに、市民が消費活動を行える環境を形成します。
- 観光・交流拠点である「乙亥の里」や「四国西予ジオパーク」を構成するジオサイトなどの自然資源をはじめ、様々な観光・交流施設の早期再生を行います。

【くらし】

- 発災後の教育機能を再開させるため、児童や生徒が充実した学習を行える環境を整えます。また、被災した児童・生徒の心のケアや経済的支援を実施し、健やかな心身の育成に努めます。
- 被災直後の医療ニーズへの柔軟な対応を可能にするため、保健医療・福祉施設の早期復旧を目指します。また、復興に向けた保健医療・福祉機能に係る支援策を検討するとともに、被災後の精神的ケアにも配慮した誰もが健康維持が可能な環境を構築します。
- 復旧・復興期間中も公的サービスの提供を継続するために、防災拠点となる庁舎等の早期復旧、再建に取り組むとともに、国や県と連携し、職員を十分に確保できる体制を構築します。
- 基幹バス、支線バス、デマンド乗合タクシー等の公共交通サービスの早期復旧に取り組めます。

4) 城川地域

【まち】

- 被災を受けた公共施設について、早期復旧を図るため、必要な手続きを進めます。
- 土砂災害の危険性が高い地域や箇所に対して、さまざまな防災・減災対策を実施します。
- 集約・連携型の市街地を形成するため、西予市都市計画マスタープランにおける地域の位置づけや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地・集落特性等に応じた整備を推進します。
- 生活道路の機能回復を行うとともに、市内5つの地域をつなぐ交通ネットワークの強化に取り組みます。
- 水道施設や管路等の早期復旧を行うとともに、ライフライン機能の強化を行います。

【住まい】

- 生活再建支援金の給付やがれきの撤去等、被災状況に応じた住宅再建支援を推進するとともに、住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置し、より安全な住まいの確保を支援します。
- 災害時、満足に利用できるよう避難所の防災機能を維持・整備するとともに、避難者を確実に受け入れることができるよう、事業者等と連携し、避難所を拡充します。

【生業】

- 被災した農道や林道の整備を進め、早期の回復を図ります。また、農地の集積や新たな拠点等における農産物・林産物の販売促進や新たな販路拡大等、持続可能な農業・林業を支援します。

【くらし】

- 発災後の教育機能を再開させるため、児童や生徒が充実した学習を行える環境を整えます。また、被災した児童・生徒の心のケアや経済的支援を実施し、健やかな心身の育成に努めます。
- 被災直後の医療ニーズへの柔軟な対応を可能にするため、保健医療・福祉施設の早期復旧を目指します。また、復興に向けた保健医療・福祉機能に係る支援策を検討するとともに、被災後の精神的ケアにも配慮した誰もが健康維持が可能な環境を構築します。
- 復旧・復興期間中も公的サービスの提供を継続するために、防災拠点となる庁舎等の早期復旧、再建に取り組むとともに、国や県と連携し、職員を十分に確保できる体制を構築します。
- 基幹バス、支線バス、デマンド乗合タクシー等の公共交通サービスの早期復旧に取り組めます。

5) 三瓶地域

【まち】

- 再度来襲する可能性のある津波・高潮等の災害から地域を守る海岸施設等の復旧を国・県と連携し迅速に行います。
- 被災を受けた公共施設について、早期復旧を図るため、必要な手続きを進めます。
- 土砂災害の危険性が高い地域や箇所に対して、さまざまな防災・減災対策を実施します。
- 集約・連携型の市街地を形成するため、西予市都市計画マスタープランにおける地域の位置づけや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地・集落特性等に応じた整備を推進します。
- 生活道路の機能回復を行うとともに、市内5つの地域をつなぐ交通ネットワークや近隣市町村である八幡浜市との交通ネットワークの構築に取り組みます。
- 地区計画等の導入により、建築物の構造等にルールを設けること等によって、建物の密集や狭小な道路の解消を推進します。
- 産業が立地する港湾において、経済復興を実現するために、港湾機能の早期かつ集中的な回復と、産業活動の早期回復と継続を確保するため災害に強い港湾づくりを行います。
- 水道施設や管路等の早期復旧を行うとともに、ライフライン機能の強化を行います。

【住まい】

- 被災前の地域コミュニティの継続に配慮することを前提に、避難所生活から応急仮設住宅・災害公営住宅への移行の際には、被災者が安心して暮らせるよう努めます。
- 生活再建支援金の給付やがれきの撤去等、被災状況に応じた住宅再建支援を推進するとともに、住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置し、より安全な住まいの確保を支援します。
- 災害時、満足に利用できるよう避難所の防災機能を維持・整備するとともに、避難者を確実に受け入れることができるよう、事業者等と連携し、避難所を拡充します。
- 災害発生後にも、地域コミュニティを維持できる住まい環境を確保します。また、集会所等の日常的に集まれる場所を配置し、地域コミュニティの強化を目指します。

【生業】

- 被災した農道や林道、漁港等の整備を進め、早期の回復を図ります。持続可能な農業・漁業を推進するために、農地（みかん畑）の集積や新たな拠点等による販売の促進、漁業集落や施設の早期再建に向けた支援を行います。
- 産業が立地する港湾において、経済復興を実現するために、港湾機能の早期かつ集中的な回復と、産業活動の早期回復と継続を確保するため災害に強い港湾づくりを行います。

【くらし】

- 発災後の教育機能を再開させるため、児童や生徒が充実した学習を行える環境を整えます。また、被災した児童・生徒の心のケアや経済的支援を実施し、健やかな心身の育成に努めます。
- 被災直後の医療ニーズへの柔軟な対応を可能にするため、保健医療・福祉施設の早期復旧を目指します。また、復興に向けた保健医療・福祉機能に係る支援策を検討するとともに、被災後の精神的ケアにも配慮した誰もが健康維持が可能な環境を構築します。
- 復旧・復興期間中も公的サービスの提供を継続するために、防災拠点となる庁舎等の早期復旧、再建に取り組むとともに、国や県と連携し、職員を十分に確保できる体制を構築します。
- 災害時要援護者となる要配慮者への支援として、関係機関との連携を行います。
- 基幹バス、支線バス等の公共交通サービスの早期復旧に取り組めます。

第3章 実現に向けた取組み

第1節 復興の実施に向けて

(1) 発災前の具体的な取組み

「西予市国土強靱化地域計画」(R2.10)をもとに、発災前に取り組むべき事前準備を以下に示します。

1) まち

- 地震発生時に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止するために、県と連携して海岸保全施設等の整備・耐震化を行います。
- 輸送路の整備として、国、県等と連携して、緊急輸送道路に指定されている国道・県道・市道、避難路等の整備を行います。さらに、山間部等の孤立対策として、迂回路のない道路については、整備を推進します。
- 都市防災総合推進事業の活用による避難路の整備等について検討します。
- 自主防災組織等の関係組織と連携し、民間施設なども活用した津波避難場所、いち早く高台にのぼるための避難階段などの避難路を検討します。

2) 住まい

- 住宅等の耐震化として、木造住宅の耐震改修工事費用の一部を補助します。
- ライフライン等の早期復旧として、災害時における協力体制の構築を行います。また、整備計画に基づく耐震化や老朽化対策の推進を行い、水道施設等を強化します。
- 漁港施設等の整備促進として、保全計画書を作成し計画的な対策を推進します。また、漁村再生計画に基づく漁港施設整備を行います。
- 地域コミュニティの活性化として、地域が自ら考えて自由に活用できる交付金により、地域活性化への主体的な取り組みの推進を行います。
- 西予市地域防災計画と整合を図りながら、必要に応じて応急仮設住宅の候補地を見直します。
- 東日本大震災の復興における課題を踏まえ、被災後の用地取得や復旧・復興事業の早期化のため、地籍調査の推進や土地・建物登記簿の相続手続きの適正化等に努めます。
- 西予市空家等対策計画に基づき、空家の把握を進めるとともに、適正管理及び積極的な活用を促す、または著しく保安上危険のおそれがある場合には、除却を検討します。

3) 生業

- 農業生産基盤等の整備として、老朽化の進んだ農業水利施設等の保全対策や基幹的な農業水利施設の耐震化を行います。
- 物流機能等の維持や早期再開をするために、事業所の耐震化や事業継続計画等に関する啓発を行います。
- 応急・復旧対応等における各種の協定の締結を行い、災害時に事業者等との連携を行えるようにします。

4) くらし

- 公共施設等の耐震化として、個別計画の策定に努めます。
- 災害時の医療体制の充実強化として、保健医療施設の耐震化に向けた啓発を行います。
- 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化として、保健衛生マニュアルの定期的な見直しや研修・訓練を実施します。
- 西予市災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、必要に応じて災害廃棄物仮置場の候補地を見直します。
- 地域づくり活動センターと連携し、地域のまちづくりや復興事前準備に関する意見交換の機会を創出します。

(2) 発災後の具体的な取り組み

発災後の復旧・復興段階において取り組むべき事項を以下に示します。

1) まち

- 安全な市街地・公共施設整備のために、復興防災まちづくり方針の作成や基盤未整備地域の整備、災害危険区域等の設定、宅地・公共施設の移転・嵩上げを行います。
- 都市基盤施設の復旧・復興として、道路・交通基盤、物流基地等、公園・緑地、ライフライン施設等の復旧・復興を行います。
- 文化財の再生として、文化財等への対応や災害記憶の継承を行います。

2) 住まい

- 緊急の住宅確保のために、被災住宅の応急修理対策や一時提供住宅の供給、応急的な住宅の供給計画の検討、応急仮設住宅の建設等を行います。
- 恒久住宅の供給・再建のために、住宅供給に関する基本計画の作成や公営住宅の供給、住宅補修・再建資金の支援等を行います。

3) 生業

- 農林漁業の再建を行うために、再建資金の貸付や農林漁業基盤等の再建、防災営農を行います。
- 雇用を維持・確保するために、雇用状況の調査や雇用の維持を行います。
- 中小企業の再建として、再建資金の貸与や事業の場の確保、観光振興を行います。

4) くらし

- 公的サービス等を回復するために、公共施設の復旧や医療・保健対策、福祉対策、メンタルヘルスケアの充実、学校の再開、ボランティアとの連携を行います。
- 地域づくり活動センターと連携し、被災者の支援ニーズを把握し、生活再建支援を行います。

第2節 計画の見直し

本編を実効性のあるものとしていくために、計画に掲げる内容の適宜点検・見直しを図りながら、災害に備えることが重要です。

平常時から、「西予市地震・津波防災訓練」や「津波避難訓練」等を実施し、災害対応を確認するとともに、「行政職員向けの研修」、「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」、「防災教育」などにより、行政と市民が一体となって復興事前準備の取組みを進めます。

また、訓練や地域ワークショップの結果のほか、社会経済情勢の変化や防災対策の推進、上位・関連計画（西予市総合計画、西予市都市計画マスタープラン、西予市国土強靱化地域計画、西予市立地適正化計画等）の改定等を踏まえ、計画を見直します。



図 1-14 訓練の実施

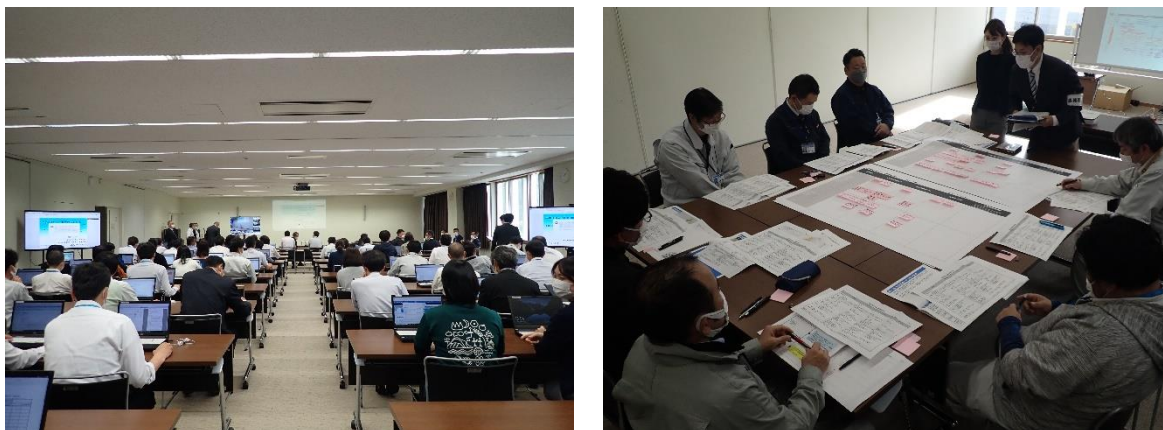


図 1-15 行政職員研修の実施



図 1-16 地域ワークショップの実施

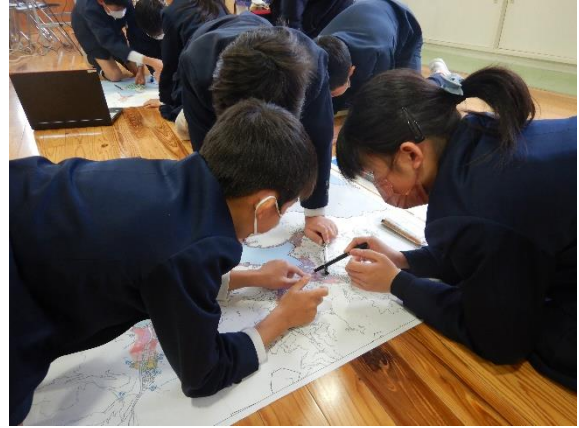


図 1-17 防災教育の実施

第2部 復興プロセス編

第1章 復興プロセス編の概要

第1節 復興プロセス編の目的

復興プロセス編は、被災後の復興の取り組みのなかで、行政の対応を中心に示したものです。「復旧・復興ハンドブック」（内閣府、令和3年3月）を参考に、復興まちづくりの段階、体制、対応行動等を整理します。

第2節 復興プロセス編の概要

復興プロセス編では以下の内容について示します。

1 復興まちづくりの流れ(第2章)

南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針を参考に発災から復興までの段階や復興まちづくりの概況を示します。

2 復興まちづくり体制(第3章)

当市に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害及び東日本大震災の教訓を参考に市民・事業者・行政等の協働による体制づくり、災害復興本部の構成を示します。

3 分野別の復興プロセス(第4章)

分野別に、市民・事業者・地域等の対応、行政の対応・支援策を示します。

4 東日本大震災時に活用された事業(第5章)

東日本大震災時に復興交付金を活用した代表的な事業を示します。

第2章 復興まちづくりの流れ

地震や津波で大規模な被害が発生した場合、復興施策に取り組むべき時期がわかるように、発災後の時間的経過に伴う3つの段階を設定します。各段階の発災からの期間はあくまで目安であり、各段階の状況を以下に示します。

避難生活期

発災から概ね2週間

○住民の概況

命を守るため避難し、その後宿泊可能な施設（指定避難所、宿泊施設、家族・親族の家等）に移動します

○復興まちづくりの概況

道路啓開や瓦礫撤去、被災者の応急的な生活の場を確保するための避難所の設置や仮設住宅の整備が開始されます



出典：大船渡市 東日本大震災記録誌

復興始動期

概ね2週間以降

○住民の概況

自力で仮住まいを確保できない場合は応急仮設住宅、親族等の協力を得て仮住まいを確保する場合は親族等の家、元の住まいが修復出来る場合は住宅の応急修理を行い生活します

○復興まちづくりの概況

被災者の日常的な生活を確保するため、ライフラインの応急復旧や仮設店舗の設置、被災した道路の整備、復興計画の作成等が進められます



出典：大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

本格復興期

概ね6ヶ月以降

○住民の概況

個々の状況に応じて持家の再建、災害公営住宅への入居等により生活を再建していきます

○復興まちづくりの概況

被災者の恒久的な生活の場を確保するため、道路整備や生活再建支援等の復興事業が進められます



出典：大船渡市 復興記念誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

第3章 復興まちづくり体制

第1節 協働による復興まちづくり体制

被災した地域が迅速かつ着実に復興するためには、市民・事業者・行政・アドバイザー・外部の人材（復興業務を経験したことのある他自治体の職員等）による協働のまちづくりが重要です。本市では、復旧・復興まちづくりサポーター（西日本豪雨災害からの復興まちづくりのノウハウを持った職員）が初動を担う等円滑な復興に向けた体制構築に務めます。

阪神・淡路大震災以降の復興において、平常時からのまちづくり活動や地域環境について自主的に話し合いが行われていた地域では、早期に復興まちづくり協議会（地域の復興まちづくりの方針等を検討する組織）が設立された実績があります。

(1) 復興まちづくりの体制づくり

復興まちづくりでは地域の被災状況や居住者、土地所有者、事業者等の立場の違い等による住民意向の相違が課題となります。例えば、「浸水の危険性があるため、安全な場所に移りたい」「同じ場所に住み続けたい」「同じ場所で商店や事業所を継続したい」といった意見の違い等です。

自治体が策定を進めている復興計画は、復興の主役である地域住民の意向が反映され、その参画が得られることによって、実行性・実効性があるものになります。自治体単位の計画策定後に地区別のきめ細かい計画・復興への道筋が打ち出せるかどうか課題となっています。これらの課題に対応するには、地域住民、アドバイザー（専門家）、他自治体の復興業務経験者等の支援者が連携し、住民等が主体となる「復興まちづくり協議会」等の組織が重要となります（図 2-1）。また、復興まちづくり協議会の構成員となる自治会は、地域住民の意見を取りまとめることが期待されるため、平常時の活動頻度や活動内容が重要となります。

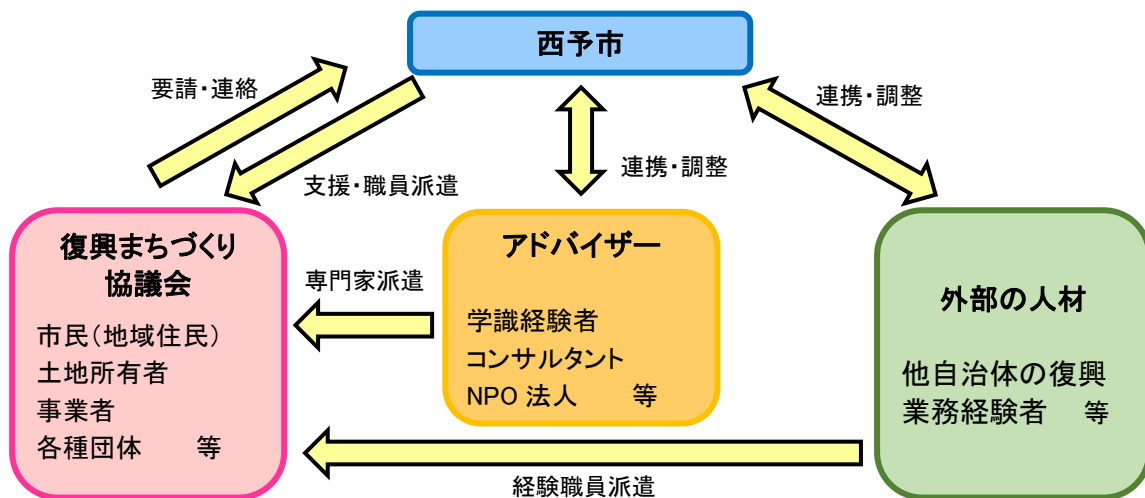


図 2-1 復興まちづくり体制のイメージ

(2) 復興まちづくり組織（案）

地域が主体となった復興まちづくり体制としては、被災後に地域の復興まちづくり方針等を検討する「復興まちづくり協議会」が考えられます（表 2-1）。

被災前の居住者、土地所有者及び事業者等が中心となり、地域の復興まちづくりを推進する「復興まちづくり協議会」を設置し、地域住民への情報提供や意向把握、復興まちづくり方針、復興まちづくり案の作成等を行います。

表 2-1 復興まちづくり協議会の概要

設置時期（目安）	発災後概ね2か月～
構成メンバー（案）	被災した地域住民や地域の事業者等
アドバイザー（案）	学識経験者、コンサルタント、NPO法人等
経験職員（案）	他自治体の復興業務経験者等
活動内容（案）	地域住民への情報提供 地域住民の生活再建等の意向把握 復興まちづくりの範囲の設定 復興まちづくり案の作成・周知・合意形成 行政に対する復興まちづくりの提案



図 2-2 復興まちづくり協議会

出典：大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

第2節 庁内復興まちづくり体制

被災した地域を迅速かつ着実に復興するため、西予市における復興まちづくりの体制を示します。

(1) 復興まちづくりの体制づくり

① 災害対策本部と災害復興本部の連携について

両本部の構成員はほぼ重複しているため、災害対策本部関係会議開催後、続けて災害復興本部関係会議を開催するなど、効率的な会議運営に努めるものとします。

また、復興の進め方に大きな影響を与える「がれき処理基本方針」「応急的な住宅供給計画」「広報・広聴」といった応急事業計画等については、両本部でとくに緊密な連絡調整を行います。

② 災害対策本部の縮小・廃止と災害復興本部への引継ぎ

災害が発生する恐れが解消したと認めた場合、または災害応急対策の完了に伴い、災害復興本部への引継ぎ、もしくは通常業務への移行を行います。

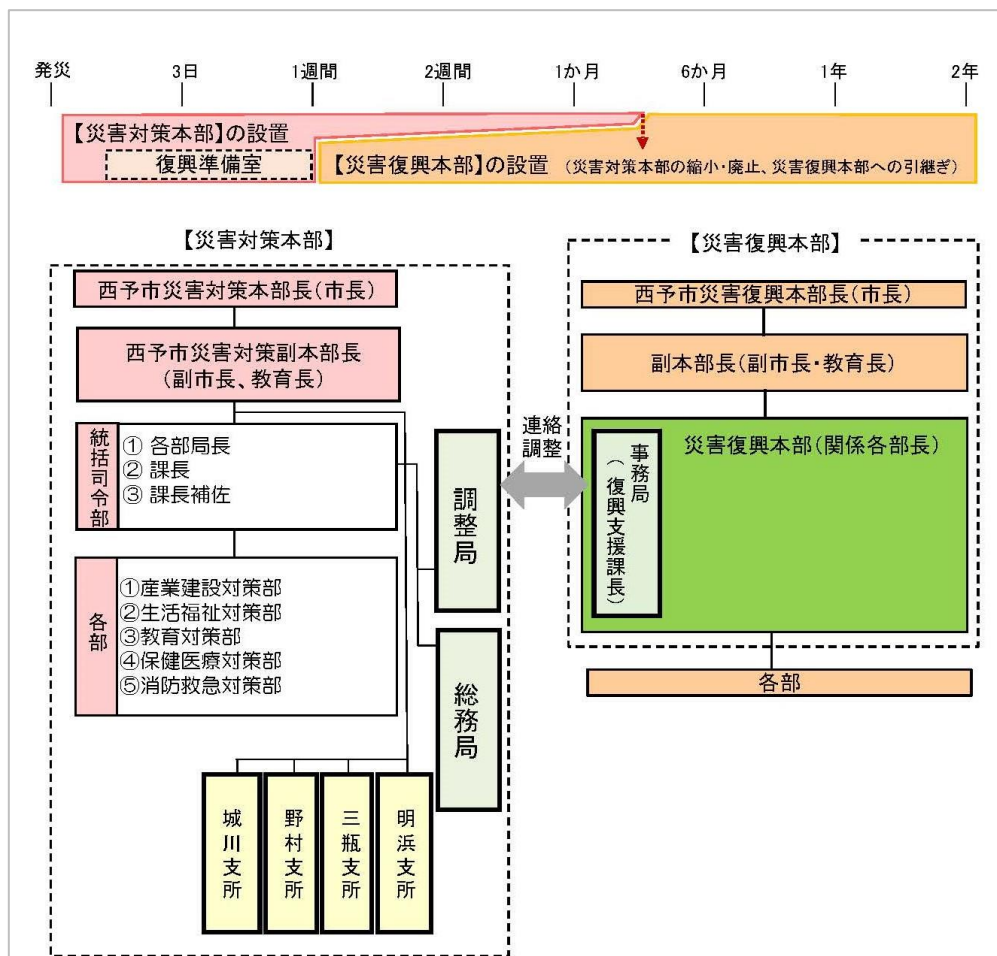


図 2-3 災害対策本部から災害復興本部への移行イメージ

(本市における初年度の災害復興本部の体制イメージ)

次頁に示す大船渡市の体制を参考に、発災初年度の災害復興本部の体制として、復興支援課、既存のまちづくり推進課に用地調整班、集団移転班、住宅整備班を新たに組織するとともに、東日本大震災の課題でもあった災害による肉体的・精神的ダメージを受けた被災者に対する迅速かつ総合的な支援のため、被災者の生活支援を目的とした生活支援課を避難生活期の段階で組織することを検討します。

また、本市では平成30年7月豪雨災害に係る被災者の生活支援及び被災地域の復興支援策の企画立案、災害復興事業を調整するため復興支援課を設置、現地対策及び復興支援事業の推進を図るため、総務企画部復興支援課の直下に野村復興支援室を設置し対応した実績があります。本市における発災初年度の災害復興本部の体制イメージを図2-4に示します。

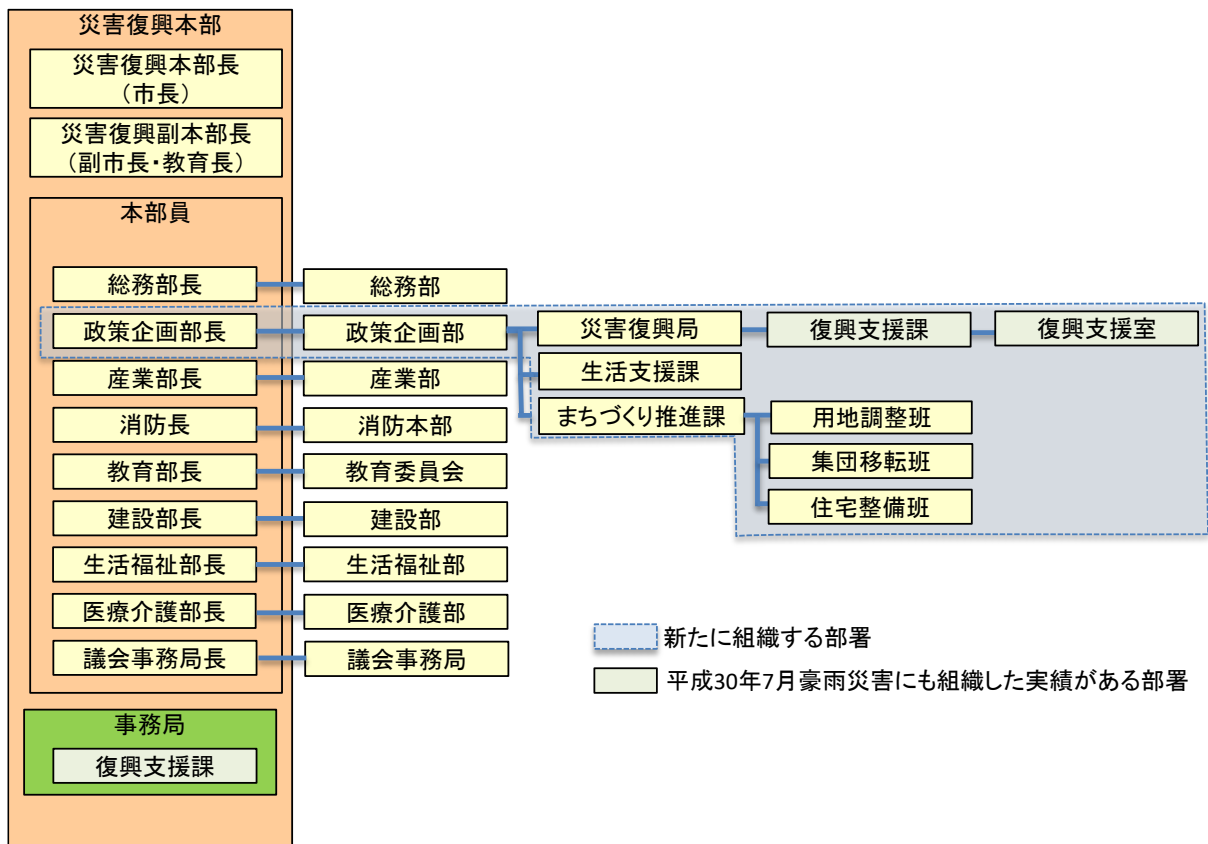


図 2-4 災害復興本部の体制イメージ

<参考>

大船渡市における災害復興局職員体制の変遷

災害復興局職員体制

※()内はうち派遣職員数

年度	職員数	災害復興局長	復興政策課	集団移転課	市街地整備課	大船渡駅周辺整備室	土地利用課	被災跡地利用推進室
平成23年度	8(2)	1						
平成24年度	31(12)	1	15(8)	8(2)			7(2)	
平成25年度	45(21)	1	16(8)	13(6)		3	12(7)	
平成26年度	47(21)	1	15(6)	10(4)		3	18(11)	
平成27年度	48(21)	1	12(3)		18(12)	3	11(5)	3(1)
平成28年度	47(20)	1	12(3)		17(11)	3	11(5)	3(1)
平成29年度	41(15)	1	10(2)		14(7)	3	10(5)	3(1)
平成30年度	37(12)	1	11(3)		9(4)	3	10(4)	3(1)
令和元年度	28(4)	1	8		6(1)	3	7(2)	3(1)
令和2年度	19(2)	1	7(1)			2	6	3(1)

注1)平成27年度に復興の進捗状況や新たな課題に効率的に対応するため、集団移転課を廃止し、市街地整備課と被災跡地利用推進室を新設。
 注2)集団移転課所管事務は防災集団移転促進事業に係る基本計画策定を終え、平成27年度に防災集団移転促進事業に係る復興交付金事務を復興政策課、工事管理関係は市街地整備課へ移管。
 注3)土地利用課所管事務のうち土地区画整理事業及び大船渡駅周辺事業は、体制強化等のため平成27年度に市街地整備課へ移管。
 注4)大船渡駅周辺整備室は平成25年度土地利用課内に設置。組織改変に伴い、平成27～令和元年度まで市街地整備課内、令和2年度は土地利用課内に設置。
 注5)被災跡地利用推進室は平成27年度土地利用課内に設置。
 注6)令和元年度末に大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の完了を見据え、市街地整備課を廃止。
 注7)市街地整備課所管事務は、令和2年度に土地利用課へ移管。
 注8)災害復興局は令和2年度末で廃止、所管事務は既存部課へ移管。



大船渡市復興計画推進委員会の様子(平成27年度第3回)

大船渡市では、平成23年3月13日頃から復興に向けた新たな組織体制の検討に着手しました。検討にあたっては、大船渡市のチリ地震の災害誌や他市の災害誌を参考にしました。3月23日、東日本大震災からの復興を推進する専任部局として「災害復興局」が設置され、局長以下6名を配置しました。

その後、平成24年度からは、市長を本部長とする復興計画推進委員会を設置し、令和2年度まで継続して、復興の推進に取り組みました。

出典：大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

<参考>

平成 30 年 7 月豪雨における西予市復興対策本部の設置・運営)

1 西予市復興対策本部の設置・運営

平成30年8月16日に「西予市復興対策本部」を設置し、原則月1回のペースで本部会議を実施しています。

本部会議では、復興対策本部の進め方や復興まちづくり計画の策定に向けた協議を行っています。復興対策本部では、復興に関する基本方針、基本施策を決定している他、復興計画書の策定、進捗管理、主要事業の方針等を協議する機関としての役割を担っています。



復興対策本部



復興対策本部

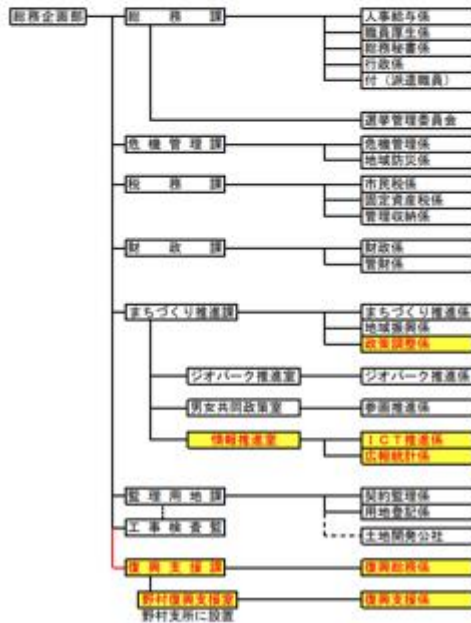


図 復興支援課及び野村復興支援室の設置

また、平成30年8月6日付け人事異動にて、豪雨災害に係る被災者の生活支援及び被災地域の復興支援策の企画立案、災害復興事業を調整するため復興支援課を設置しました。

また、現地対策及び復興支援事業の推進を図るため、総務企画部復興支援課の直下に野村復興支援室を設置し、災害復旧体制の強化を行いました。

出典：西予市災害記録誌

第4章 分野別の復興プロセス

「復旧・復興ハンドブック」（令和3年3月、内閣府）を参考に、復旧・復興対策として特に発災後の比較的早い時期から着手すべき「復興に関連する応急対策」及び復興施策全般に係る「計画的復興への条件整備」についての取り組みを示すとともに、被災地の復旧・復興の大きな目標である「すまいとくらしの再建」「安全な地域づくり」「産業・経済の復興」の5つの分野についての取り組みを示します。

本計画で示す分野別の復興プロセスは、被害が甚大な地域を想定したものであり、被害の状況や地域の特性によって、復興のプロセスは異なります。

(1) 復興に関連する応急対策

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
被災状況等の把握	<ul style="list-style-type: none"> 各施設管理者・事業者は、把握した被害の概要を随時、市町・県に報告する。 市民・事業者は、落下物やブロック塀の倒壊等の危険区域には近寄らない、初期消火等の二次災害の防止に努める。 自治会等は、危険区域等の二次災害に係る情報を共有する。 事業者等は、被害状況、復旧状況を市民等に周知し、二次被害の防止、不安解消に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地全体の被災状況を把握する。 被害の拡大や二次災害防止のために危険区域を把握し、避難指示、立入禁止措置等の危険性の周知、警戒避難体制の整備を行う。 特に被害の拡大が懸念される場所では、専門技術を有するTEC-FORCE(国土交通省)が集中的に対応する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・自治会等は、行政から依頼があった場合に法制度の適用にあたって必要な情報提供を行う。 市民・事業者・自治会等は、行政が実施する住宅再建意向調査等の各種調査に協力する。 自宅が被災した市民は、罹災証明を申請し、自宅の被害認定を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 法制度により適用可能な補助金申請に必要な情報の記録、書類の作成を行う。 被災者の生活再建支援の前提となる各種の基礎調査を速やかに実施する。 被災者からの申請に応じ、罹災証明書を遅滞なく交付する。(災害対策基本法 平成25年6月) 			
災害廃棄物等の処理	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、災害廃棄物をあらかじめ分別することで復興まちづくりに係る工期の短縮につながるため、行政が指定する廃棄物の分別方法に協力する。 市民等は、公費解体を実施する場合に、災害廃棄物撤去の申請を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救助・救出に必要な動線の確保のための堆積物の除去、生活ごみの処理を適正かつ迅速に行う。 災害廃棄物の処理が遅延しないよう、早期に処理体制を構築するとともに、仮置場や処理施設等を確保する。 			

(2) 計画的復興への条件整備

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
復興体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、地域主体の復興まちづくりが行われるよう復興まちづくり協議会等の復興体制の整備に協力をを行う。 市民・事業所は、復興体制の一員であることを認識し、適切な合意形成に努め、復興対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するために、全庁的な体制を構築するとともに、それを統括、調整するため「復興本部」を設置する。 県は、各市町における被害状況をとりまとめ、応援職員の配置等の広域的な調整を行う。 国、県、市町の役割分担を踏まえ、各機関が連携・調整を図りつつ復興対策を推進する。 			
復興計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 自治会やまちづくり協議会等は、市民に対し、復興計画策定に係る説明会への参加を促す。 市民・事業者は、市と一体となって、より効果的に復興事業を進めていくために、行政が実施するアンケート等の意見聴取に積極的に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各計画との整合性の検討、庁内各部署の調整を行った上で、復興計画作成の基本的方針の庁内原案を作成する。 市街地整備の方針等を示す復興計画を策定し、計画の内容について市民・事業者・自治会等と共有するための説明会を開催した上で、復興計画の公表等を行う。 			
広報の・相談対	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・自治会等は、発災後に同じ課題に直面している被災者がいる可能性等を踏まえ、行政で必要な支援措置が円滑に行えるように不安、悩み、要望等を積極的に行政に伝えるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の不安や悩みを解消するため、相談対応窓口を設け、必要な情報を提供する。 行政等が行う支援措置や法律問題等に係る適切な相談対応窓口を紹介する。 			
金融・財政面の措置	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・自治会等は、発災後に復興対策を迅速かつ効果的に実施していくために、行政から提供される金融・財政面の支援に係る情報を収集するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生後から短期間に多岐にわたる復旧・復興事業の実施を目的として、復興財源の確保を図る。 			
	—	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金計画を作成する。 			

<参考>

大船渡市における復興計画の策定

大船渡市では復興計画を策定するにあたり、学識経験者、議員、農水産業関係者、医療福祉関係者、建設業関係者、交通事業者、行政関係者から構成された災害復興計画策定委員会を設置しました。震災の約2ヶ月後の5月12日には第1回災害復興計画策定委員会を開催し、計7回開催しました。またこの頃から、復興計画策定支援として国土交通省と契約しているコンサルタント会社が、大船渡市の支援として策定業務に加わり、津波浸水シミュレーションや会議記録の取りまとめ等を行いました。

また復興計画の専門事項に関して、調査研究及び素案を作成する機関として専門部会を設置しました。専門部会は、①市民生活部会、②産業経済部会、③都市基盤部会、④防災まちづくり部会の4部会を設置しました。第1回専門部会は5月22日にワークショップ形式で開催し、計3回開催しました。



大船渡市災害復興計画策定委員



専門部会

出典：大船渡市 東日本大震災記録誌

(3) すまいとくらしの再建

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
緊急の住宅確保	・市民は、住宅の応急修理等に関する支援策に係る情報を収集する。	・災害救助法による住宅の応急修理を実施する。災害救助法等の対象外となった住宅に対する支援策（住宅ストックの活用、利子補給、建設業者の斡旋等）を検討する。			
	・市民・事業者は、行政より実施される居住意向調査等の各種調査に協力する。 ・自治会等は、できる限り入居先の把握に努める。	・住宅被害戸数を把握し、避難所等での実態調査を踏まえ、応急的な住宅の必要戸数（概算）を算出する。居住意向調査を踏まえ、入居者が恒久的な住宅に移行できるよう支援する。 ・応急的な住宅の供給計画に基づき、応急仮設住宅を建設、入居者の募集・選定を行い、避難者や暫定的な疎開者の入居を促進する。			
	・入居者は、仮設住宅の撤去に協力する。 ・自治会や復興まちづくり協議会等は、仮設住宅の撤去時期を入居者に周知することに協力する。	・利用が長期化し、応急的な住宅の空き住戸が発生した場合には、多人数世帯等への対応も踏まえて必要な措置を実施する。 ・仮設住宅の撤去時期を入居者へ周知し、撤去を行う。仮設住宅の屋内外設備・資材は再利用に努め、廃棄物の排出を抑制する。			
雇用の維持・確保	・事業者は、本格営業等のために必要な従業員数を把握し、他事業者等と協働で、合同就職会等を開催する。 ・市民・事業者は、市から依頼された雇用状況調査に積極的に対応する。 ・市民・事業者は、行政より広報される経済的な支援や就職あっ旋に係る情報を収集する。	・迅速かつ的確な雇用対策を展開するために、正確な雇用状況を把握し、市民に情報提供する。 ・雇用調整助成金の活用等により被災事業所等の雇用の維持を図る。 ・就労の場を失い、生活に必要な資金に困窮している被災者へ経済的支援を実施するとともに、就労の場を失った者に対する再就職斡旋等の支援を行う。			
被災者への経済的支援	・市民・事業者は、義援金に関する情報を収集する。	・義援金の受付窓口を県庁、市役所、出張所等に設置し義援金を直接受け付ける他、銀行等の金融機関に普通預金口座を開設し、義援金の募集を行う。			
	・避難生活期及び復興始動期に、市民・事業者は、生活実態に基づき、必要な経済的支援を行政に要望する。	・各世帯の被害調査及び生活実態の調査を基に支援対策を検討する。災害により世帯主が死亡するなど、経済基盤を失った被災者に対して、災害弔慰金等を支給する。			
	・市民・事業者は、行政より広報される経済的支援策の対象者の範囲等を確認し、申請を行う。	・義援金を募集・配分するための義援金配分委員会を設置（地方公共団体、日本赤十字社、マスコミその他の関係機関者により構成）する。			
	・本格復興期に、市民・事業者は、生活実態に基づき、必要な経済的支援を行政に要望する。	・義援金の処理にかかる監査を行うとともに支給状況を公表する。			

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
公的サービス等の回復	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、各機関・施設の再開に関する情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各機関、施設の再開状況に関する情報を収集し、市民等に情報提供する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、公的サービスの復旧計画等を策定し、行政に報告する。 避難生活期及び復興始動期に、市民・事業者は、生活実態に基づき、必要な公的サービスを行政に要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の被災状況や避難所としての利用、復興状況等を勘案し、かつ児童・生徒に対する教育が滞ることのないよう、優先的に学校施設の再建を行う。 災害による新たな医療・福祉ニーズの発生に柔軟に対応できるよう、仮設診療所や巡回移動診療所、新たな福祉サービスを検討する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、災害を経験したことによるショックやストレスによる精神的ダメージに対処するため、一人で抱えずに相談対応窓口を活用する。 市民・事業者は、復興期にボランティアが撤回しても問題がないように活動する。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談やメンタルヘルスケア事業等を実施し、健康維持に関する支援を行う。行政とボランティアとの連携体制を確立し、早期復興をめざす。 ボランティアが活力を十分に発揮できるよう、行政とボランティアとの連携体制を確立する。 			
恒久住宅の供給・再建	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、住宅再建支援制度等の情報等を収集する。 市民は、再建や復興公営住宅の入居希望等を把握するための意向調査に協力する。 市民・事業者は、行政が計画的な住宅供給が行えるように協力する。 市民は、行政より広報される公営住宅の入居基準等を確認し、申請を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 所管省庁や住宅金融公庫等に対して、必要に応じて各種手続きの簡素化や制度の弾力的運用(利率、償還期間等)を要請する。 住宅補修に係る相談所を開設するとともに、説明会、広報紙、マスコミ等を通じて情報を提供する。 計画的な住宅供給を行うために、住宅供給に関する基本計画を作成する。住災害により宅地を被災した者に対して、被災状況に応じて宅地の買い取り、融資の実施、住宅移転先の斡旋等を実施する。 既存不適格建築物については、従前居住者の意向を踏まえつつ、良好な住環境の形成と住宅再建のバランスを勘案しながら措置を講じる。被災したマンション等の再建は、建設資金の確保、既存不適格建築物、住人の合意形成等で様々な問題点を抱えているため、その問題解決を支援する。 災害により公営住宅・共同施設が滅失又は著しく損傷した場合は、建替又は補修の必要性を検討する。公営住宅等の入居者の選定基準の作成及び募集・選定を行う。 			

<参考>

応急仮設住宅の種類について

① 応急仮設住宅(建設型)

震災後、公共空地等に新たに建設するプレハブ住宅のことで、平屋の長屋タイプの建物が一般的です。

② 応急仮設住宅(借上げ型)

既存の民間賃貸住宅等の空き部屋を行政が借上げ、応急仮設住宅として市民に提供する形の応急仮設住宅のことで。

東日本大震災では、応急仮設住宅の建設を待てない多くの被災者が自ら応急仮設住宅を確保する状況が発生し、家賃補助の支援が実施されることとなりました。大船渡市では、支援自治体の浜松市が応急仮設住宅建設シミュレーションを実施していたことが、応急仮設住宅建設における建設用地の絞り込みに役立ち、建設工事の早期着工に結びつけることができました。



市内で最初に建設された
地ノ森応急仮設住宅



市内で最大の規模となった
長洞応急仮設住宅

出典：大船渡市 東日本大震災記録誌

(4) 安全な地域づくり

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
公共土木施設等の災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、行政より広報される公共土木施設等の災害復旧等に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、被害状況を早期に把握して関係各省庁に報告し、災害復旧に向けた支援を受ける。 被害の拡大を防ぎ、被災した施設の従前の効用を一刻も早く回復させるために、必要に応じて応急工事を実施する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、特に海岸の整備方針、避難の軸となる公園・緑地の整備方針に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害を受けた公共施設等の管理者は、速やかに災害復旧計画概要書(査定設計書)を作成する。 土砂災害の発生による被災箇所の復旧と、再発を防止するための砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備を図る。 山地における災害の発生による被災箇所の復旧と、再発を防止するための治山施設の整備を図る。 被災した河川施設の災害復旧を図るとともに、被災箇所以外も含めた河道の整備、調整施設や放水施設の整備を図る。 被災した海岸施設等の復旧を図るとともに、防潮堤や河川堤防・水門等の高潮対策施設の整備を進める。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 海岸管理者である県が定める海岸堤防の高さや公園・緑地の整備方針が、市民等が目指す復興の絵姿と一致しているか確認する。 ※岩手県大槌町赤浜地区・白石地区では、災害危険区域の指定や高台への移転により海岸堤防を既存高さ等の見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川等の治水施設の整備に加えて、雨水が河川へ流入する量を減少させることにより、地域の治水力を向上させる。 土砂災害対策のハード整備等を行う。森林の維持・造成を通じて、治山施設の整備による荒廃山地の復旧等を実施する。 			
都市基盤施設の復興	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開の協定業者は、道路パトロールの結果を道路管理者へ報告し、行政の指示を踏まえ啓開作業を行う。 事業者は、行政と協力し港湾施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに使用可能な停泊場、港湾へのアクセス路の状況等を把握する。 ライフライン事業者は、施設の被害調査を行い、市へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、市は、管理する道路について被害調査を行い、高速道路、国道等も含めて、被害状況及び調査結果を共有する。 事業者と協力し港湾施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに使用可能な停泊場、港湾へのアクセス路の状況等を把握する。 市が管轄するライフライン施設の被害調査を行う。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 復興始動期に、市民・事業者は、行政より広報される都市基盤施設の復興に係る情報を収集する。 	—			
	<ul style="list-style-type: none"> 本格復興期に、市民・事業者は、行政より広報される都市基盤施設の復興に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、市は、原状復旧を行うと決定した路線については、迅速かつ円滑に復旧事業を行う。 応急・復旧活動等の進捗状況や地域特性を把握し、緊急性や優先性を踏まえ復旧・復興の方針を決定する。 復旧や整備を行う道路に加え、連結する既存道路について耐震性の強化等の改修を行う。 道路整備では、防災性の向上に加えて、市街地の道路空間がより快適なものになるよう「人」「環境」「景観」に配慮し、個性ある道路環境の整備を図る。 防災拠点として既存の公園の拡充・整備を行うとともに、広域的・地域的な防災拠点となる公園の整備を図る。 土地区画整理事業等により面的整備を行う場合、市街地復興事業とあわせ、ライフライン施設の整備を図るとともに耐震性の強化を進める。 			

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
安全な市街地・公共施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 復興始動期に、市民・事業者は、行政より広報される市街地や公共施設の整備に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発生した被害の状況を踏まえた防災的方策を講じると同時に、総合計画等の既存上位計画や個別施設の整備計画等の内容に配慮し、復旧・復興の基本方向を決定する。 県は、市と調整し、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合、1月以内の建築制限を行う。(建築基準法第84条) 学識者等による安全性の調査、居住者の移転意向の把握等を実施した上で、県又は市は、条例に基づき災害危険区域を指定する。(建築基準法第39条) 建築基準法による建築制限を実施しつつ、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことで長期的建築制限を行う。 復興まちづくり計画づくりは必要な手順に従い、被災者の生活再建や産業・経済再建施策との十分な調整を行い、市民の意向を反映しながら進める。 土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等、漁業集落においては、漁港漁村総合整備事業、漁業集落環境整備事業等を活用し、被災地の基盤整備を図る。 災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 本格復興期に、市民・事業者は、行政より広報される市街地や公共施設の整備に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の防災性向上の一環として、特に密集市街地では、火災の延焼防止対策を実施する。 土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等を活用し、被災地の基盤整備を図る。 危険区域等に現存する建築物に対する耐災性強化を図る。 			
文化の再生	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活期、復興始動期に、市民・事業者は、行政からの依頼等を受け、文化財等の被災状況調査を行う。 民間所有者は、行政と文化財の修復に関する協議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 展示品の仮保管場所の確保等を進め、国への助成の要請を行う。なお、民間施設については、復興基金の活用等による再建支援策を創設する。 文化庁や歴史的資料保存等の関係団体等に協力を依頼し、被災状況調査を行う。 民間所有の文化財等が被災した場合、廃棄・散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて所有者と修復に関する協議を行う。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、災害の記録とそこで得た教訓を後世に伝えるための活動を積極的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害教訓を後世に伝えるために災害記録を作成する。 記録として残すべきデータや資料については、組織的に収集・整理する体制を構築する。 目立つ場所に浸水(津波・高潮・風水害)の到達表示を行うことで、在住者のみならず、訪問者に対する啓発も行う。 			

<参考>

宅地・公共施設の移転・嵩上げについて

防災集団移転促進事業は、災害が発生した地域または災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の円滑な推進を図るものです。

10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸をこえる場合には、その半数以上の戸数）が必要であるが、東日本大震災では平成23年度拡充措置（東日本大震災の特例）により5戸以上で1団地として認められました。

大船渡市では、平坦な土地が限られており、1団地に必要な5戸分のまとまった敷地の選定が難しいこともあり、5戸が隣接していなくても事業用地として認められるように国に働きかけ、新たな基準として認められた。この手法は「差込型」といわれ大船渡市の特徴的な取り組みとなりました。

地域の課題を認識し解決策を検討する対応も求められています。



泊地区の防災集団移転地「結の丘」

出典：大船渡市 東日本大震災記録誌

(5) 産業・経済の復興

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
情報収集・提供・相談	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、行政より実施される業種ごとの被害状況調査に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に定める被害状況の情報収集のほか、業界団体や金融機関、商工会、農林漁業団体等を通じて、業種ごとの被害状況を把握する等、必要な調査を実施する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、行政より広報される融資取扱金融機関等に係る情報を収集する。 市民・事業者は、新たな発注先等の発注の開拓に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に被害・復旧状況を確認・把握する。行政、商工会及び農業協同組合等が一体となった産業復興に関する相談体制を構築する。的確な相談・指導を行い、円滑な再建へと誘導するために、相談窓口を設置する。 事業の継続・再開支援策(特に下請け企業に対する施策)を適切に展開するため、取引状況を把握する。被災前の地域経済特性の把握と同時に、直接被害・間接被害を受けている被災事業者及び被災額について推計し、資金需要を把握する。 事業所の被害状況調査の結果や業界団体等の意見を踏まえ、取引のあつ旋の実施を検討し、必要性が認められた場合、発注開拓担当部局を設置する。 発注開拓担当部局は、広く企業を訪問すること等により発注の開拓を図る。 他都道府県の企業の情報についてもできる 			
中小企業の再建	<ul style="list-style-type: none"> 復興始動期に、市民・事業者は、行政より広報される事業所再建のための資金融資等に係る情報を収集する。 市民・事業者は、行政より広報される中小企業再建のための資金融資等に係る情報を収集する。 事業者は、復興まちづくり協議会や行政が参加する説明会に参加し、復興まちづくり計画を把握し、店舗・事業所再建の参考とし、再建計画を検討する。 事業者は、行政の支援策を活用し、店舗・事業所等を再建する。 本格復興期に、市民・事業者は、行政より広報される中小企業の再建に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地を管轄する金融機関に対して、貸付手続きの簡易、迅速化、貸付条件の特別措置の実施について要請を行う。被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を関係金融機関に要請する。 交通事情等を踏まえ、臨時的経営相談窓口を設置し、融資制度等の事業再建に係る情報を提供する。 従前レベルでの施設再建にとどまるのではなく、設備や技術の高度化を図り、生産性や効率性を高めることが重要であるため、施設の被災により衰退した企業に対して各種の事業の高度化支援を実施する。 被災した事業者に対し、民間の賃貸工場・店舗や移転可能な事業用地に関する情報を提供する。 施設整備による効果を十分検討した上で、必要に応じて計画の前倒しによる施設の整備を図る。 			
農林漁業の再建	<ul style="list-style-type: none"> 風評被害対策のために行政への情報提供に協力する。 市民・事業者は、行政より広報される国、県、各種金融機関等の行う融資制度等に係る情報を収集する。 市民・事業者は、行政より広報される農林漁業再建のための資金融資等に係る情報を収集する。 市民・事業者は、行政より広報される農林水産者の生産技術に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費地への情報提供等の風評被害対策をする。 国、県、各種金融機関等の行う融資制度についての情報を農林漁業者や各種団体に周知し、その活用を図る。 災害復旧事業では、災害を受けた農地・農業用施設を速やかに原形復旧又は従前の効用を持つ農地等に復旧する。 災害関連事業は、災害復旧事業のみでは再度被災するおそれがある場合に、再度の被災を防止するために、被災施設及び関連する脆弱な未被災施設の補強等を災害復旧事業と併せて行う。 被災した農林水産業者に生産施設の再建までの間に必要な代替施設を提供する。 各種のセミナー、研修会の開催や、生産者間の交流を促進するとともに、被災した農林水産業者の生産技術の向上と新規就労者の育成を図る。 物産展の開催、マーケティング調査を行う等、生産物の販路の拡大を図る。 			

<参考>

産業・経済の復興について

大船渡市では、市内に 81 施設 496 区画を整備した仮施設をはじめ、被災中小企業の事業再開に向けた各種施策により、早期の事業再開と雇用の確保が図られました。

水産業に関しては、漁船や養殖施設、漁港施設の復旧のほか、水産業の再開に向けた各種施策により、漁業生産活動の早期再開が図られました。また国などの支援により、被災した水産流通加工施設・設備の早期復旧・復興が図られ、水産食料品出荷額は震災前を超える水準となりました。

農林業に関しては、共同利用施設の整備や共同利用農業機械等の生産資材導入を支援することで農業生産に係る環境整備が図られました。



中心市街地に再建した水産事業者

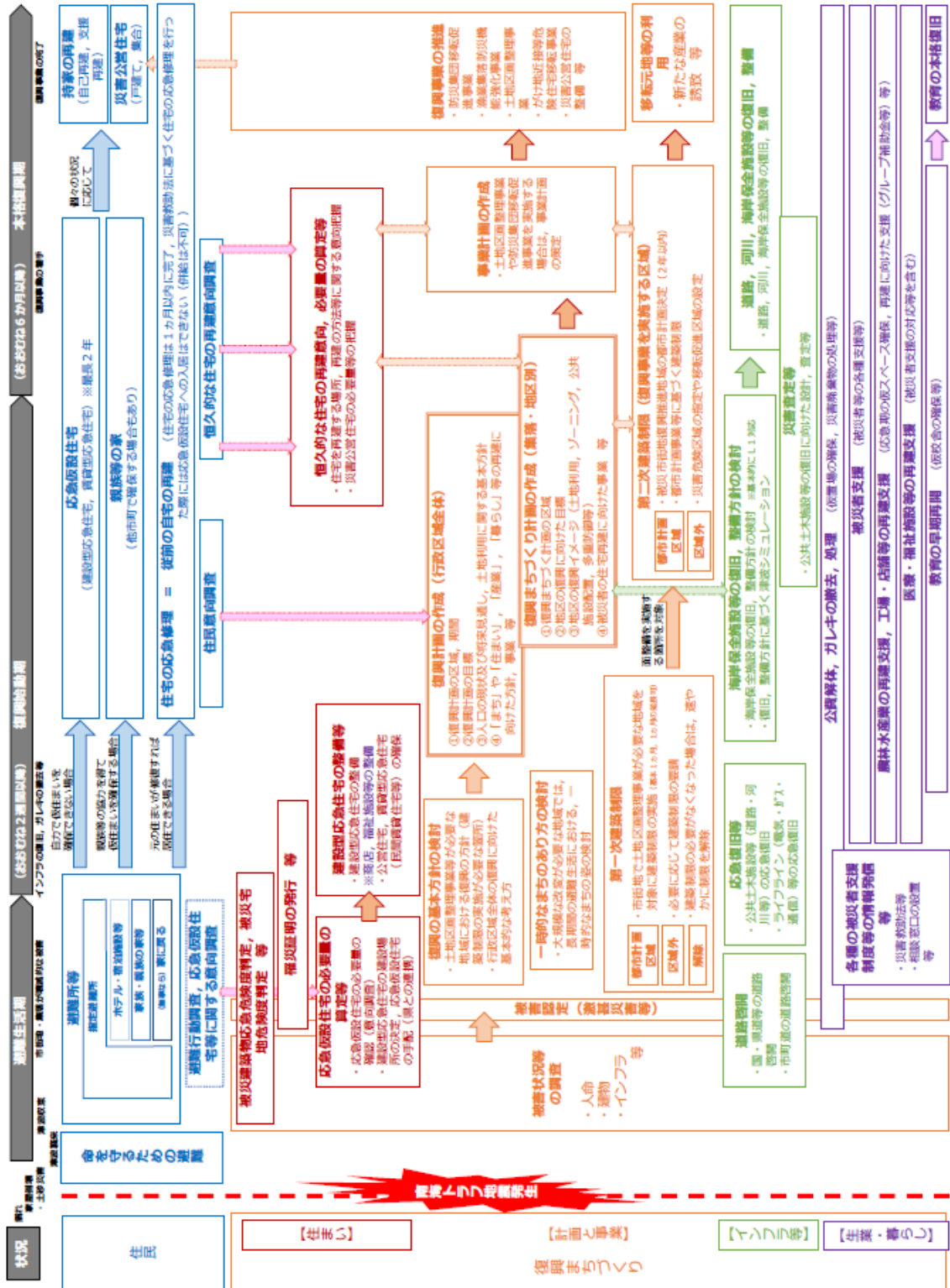


トマトの養液栽培がおこなわれている大規模園芸施設(末崎町)

出典：大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

＜参考＞

「南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針」(令和3年3月)にとりまとめられたこれまでに発生した災害後の復興プロセスを分析し、発災後の時間経過に応じた「住まい」と「まちづくり(計画と事業)」の標準的な復興プロセスを以下に示します。



第5章 東日本大震災時に活用された事業

復興交付金とは、平成 23 年 12 月に成立した「東日本大震災復興特別区域法」により、激甚な被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業を対象に、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる目的で創設された交付金です。

そのうち東日本大震災時に活用された代表的な事業を以下に示します。

(1) 農山漁村地域復興基盤総合整備事業

農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備を実施、農地・宅地の一体的な整備等、被災地域の多様なニーズに対応した事業です。補助対象としては、ほ場整備、農用地開発、農道整備、農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、復興一体事業、草地畜産基盤整備、森林環境保全整備、森林居住環境整備、漁港環境整備等があります。

表 2-2 農山漁村地域復興基盤総合整備事業の概要

項目	内容
補助対象	復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の整備、農地・宅地の一体的整備等
補助要件	被災地域の生産基盤、集落基盤整備等により、農山漁村地域の復興が図られること
交付団体	県、市町
事業実施主体	県、市町、民間団体
基本国費率	国：1/2 地方公共団体：1/2（中山間地域については国：55%、地方公共団体 45%） 別途、地方負担軽減措置有



図 2-5 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（イメージ）

出典：復興庁 東日本大震災復興交付金 基幹事業

<参考>

大船渡市では震災前の経営耕地面積 380ha のうち 76ha が被災しました。農用地災害復旧関連区画整理事業として、県が主体となり吉浜地区、吉浜大野地区の整備事業を行いました。

■事業期間:平成 24 年度～平成 29 年度

■事業費:1,981,000 千円



圃場整備後の農地(三陸町吉浜)

出典:大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

(2) 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業

東日本大震災により被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備、補強、機能強化等を支援し、安心・安全な農山漁村への定住・交流等の促進を図る事業です。

表 2-3 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の概要

項目	内容
補助対象	・被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設の整備等 ・災害により人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設の整備、補強、機能強化等
補助要件	被災した地域の復興とともに、農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流等の促進が図られること
交付団体	県、市町
事業実施主体	県、市町、農林漁業者等の組織する団体等
基本国費率	国：1/2 以内、事業実施主体：国費残分 別途、地方負担軽減措置有

○ 施設の被災状況、整備の例



活性化施設の被災状況



沈下した基礎部の補修、補強



柱・梁の歪みの補修、補強

図 2-6 施設の被災状況、整備の例

出典：復興庁 東日本大震災復興交付金 基幹事業

<参考>

大船渡市では津波で流出した菌床しいたけ栽培施設、農産物処理加工・集出荷施設を日頃市地区に移転復旧したほか、津波や停電で被災した菌床しいたけ生産者の生産資材購入を支援するなど、特産品の生産復旧に向けた取組を行いました。

■事業期間:平成 24 年度～平成 26 年度

■事業費:222,287 千円



移転復旧した菌床しいたけ栽培施設(日頃市町)

出典:大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

(3) 道路事業

(市街地相互の接続道路等、高台移転等に伴う道路整備、道路の防災・震災対策等)

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた市街地相互の接続道路等の整備、高台移転等に伴う道路整備、防災・震災対策を実施する事業です。

表 2-4 道路事業の概要

項目	内容
補助対象 補助要件	・地方公共団体が策定する復興計画等に位置付けられた道路整備及び防災・震災対策等（補助国道、県道、市町道）
交付団体	県、市町
事業実施主体	県、市町
基本国費率	国：5.5/10～7.0/10 地方公共団体：4.5/10～3.0/10 別途、地方負担軽減措置有

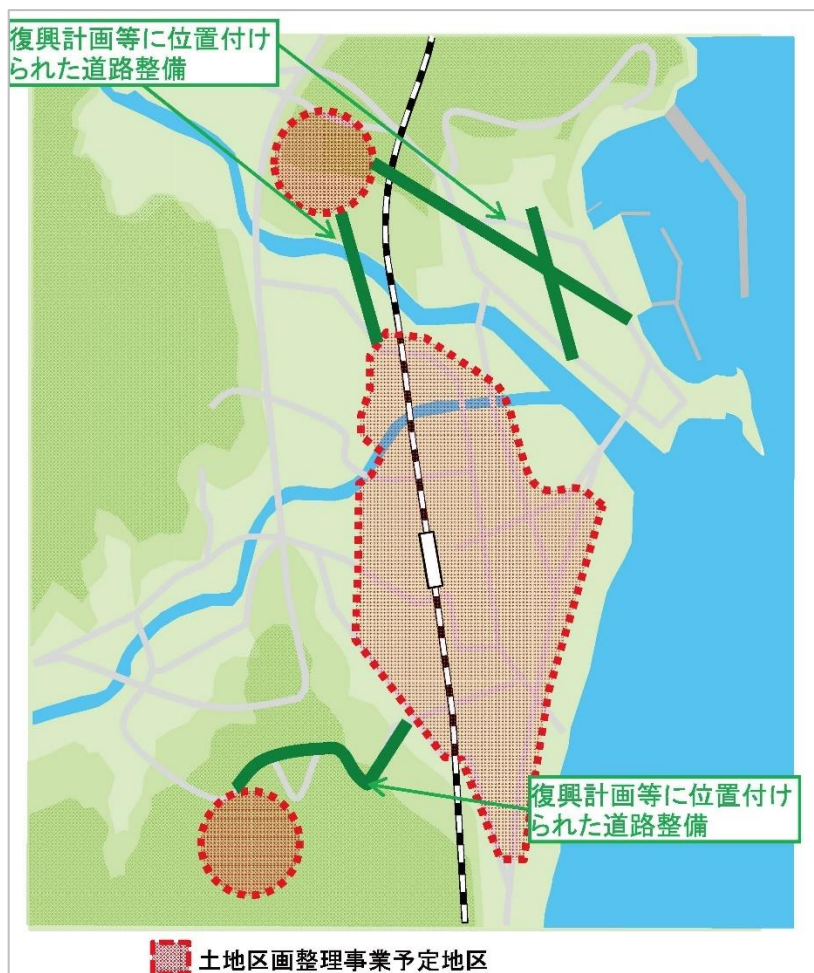


図 2-7 復興計画等に位置付けられた市街地相互の接続道路等の整備

出典：復興庁 東日本大震災復興交付金 基幹事業

<参考>

大船渡市では、岩手県や大船渡市が主体となり下記の道路復旧事業や道路新設・改良事業が行われました。

■事業期間:平成 24 年度～令和2年度

■事業費:9,690,381 千円

【被災した道路の復旧】

- ・主要地方道大船渡綾里三陸線
- ・主要地方道大船渡広田陸前高田線
- ・県道丸森権現堂線
- ・県道基石海岸線
- ・県道崎浜港線
- ・市道野々田川口橋線ほか

【道路の新設・改良】

- ・多重防災型まちづくり推進事業による県道整備(岩手県復興計画)
- ・三陸復興道路整備事業による県道整備(岩手県復興計画)
- ・主要地方道大船渡広田陸前高田線
- ・主要地方道大船渡綾里三陸線
- ・県道崎浜港線
- ・県道基石海岸線
- ・市道沢田宮野線、永沢線、峰岸線、吉浜漁港線、野々田川口線ほか



新たに整備・開通した三陸沿岸道路

出典：大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

(4) 津波復興拠点整備事業

復興の拠点となる市街地を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う事業です。

表 2-5 津波復興拠点整備事業の概要

項目	内容
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・津波復興拠点整備計画策定支援に要する費用：計画策定費、コーディネート費 ・津波復興拠点のための公共施設等整備：地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備等 ・津波復興拠点のための用地取得造成
補助要件	津波により甚大な被災を受けた地域において、一団地の津波防災拠点市街地形成施設として定められていること等
交付団体	県、市町
事業実施主体	県、市町
基本国費率	国：1/2、地方公共団体：1/2 別途、地方負担軽減措置有

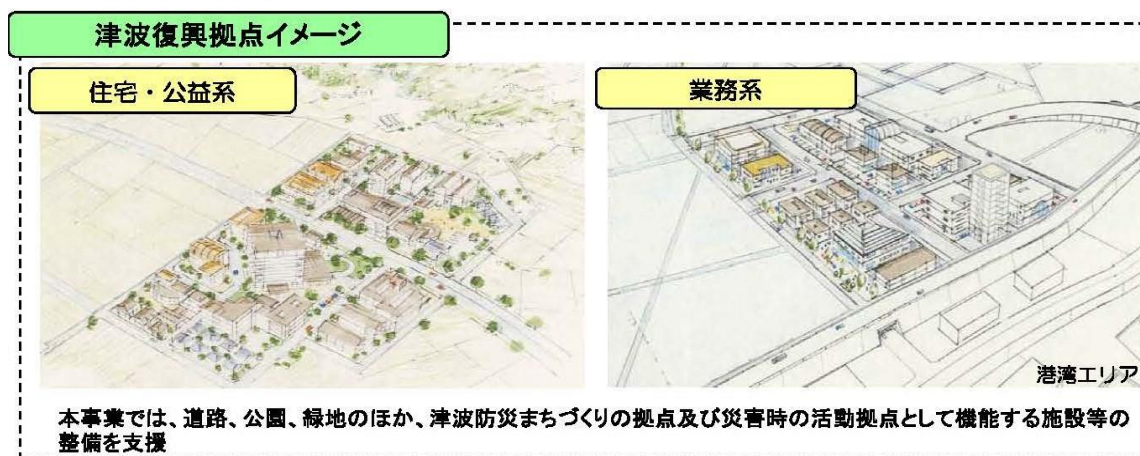


図 2-8 津波復興拠点イメージ

出典：復興庁 東日本大震災復興交付金 基幹事業

<参考>

大船渡市では、市が主体となり大船渡地区周辺の大船渡町 7.7ha に対して、既往最大津波に対しても都市機能を維持するための拠点市街地整備を行いました。

■事業期間:平成 25 度～平成 29 年度

■事業費:4,328,697 千円



都市基盤の整備

出典：大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

(5) 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）

広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する事業です。

表 2-6 都市再生区画整理事業の概要

項目	内容
補助対象 補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急防災空地整備事業 土地区画整理事業予定地において、緊急防災空地の用地を取得するのに要する費用（減価補償地区以外も対象） ○都市再生事業計画案作成事業 土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に要する費用 ○被災市街地復興土地区画整理事業 区画道路、公園等の公共施設を用地買収方式で整備した場合の事業費等を限度額として事業を支援
交付団体	県、市町
事業実施主体	県、市町等
基本国費率	国：1/2 以内、地方公共団体：1/2 別途、地方負担軽減措置有

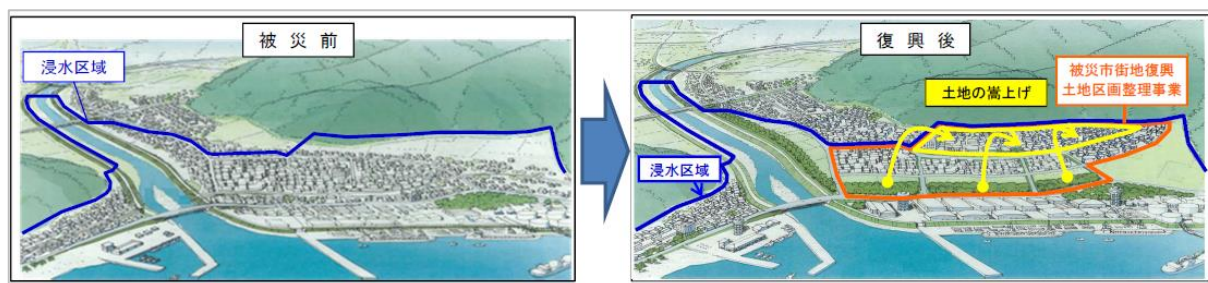


図 2-9 被災市街地復興土地区画整理事業

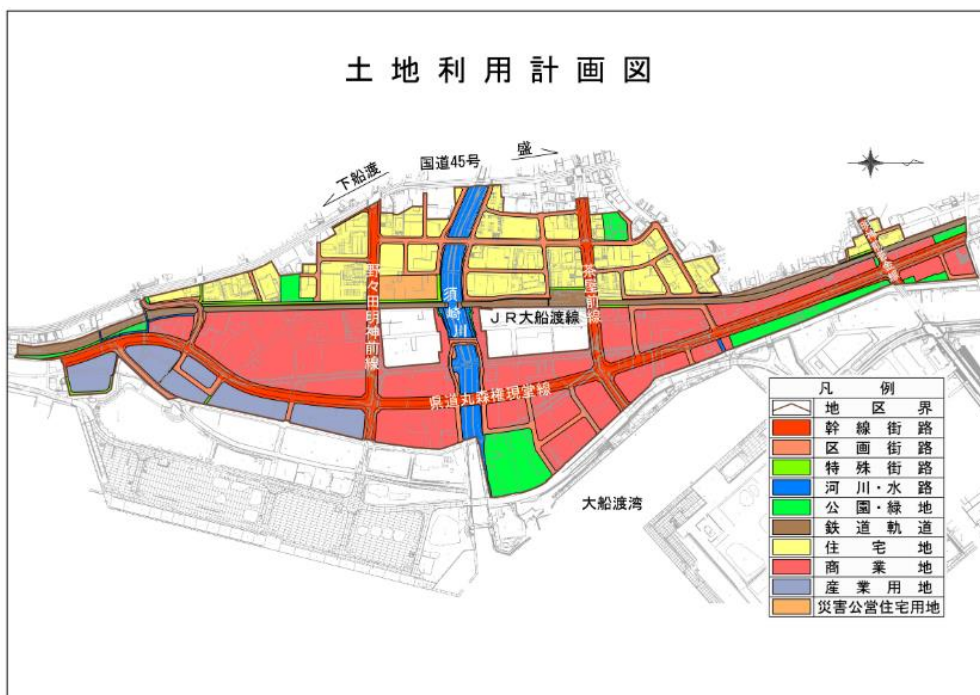
出典：復興庁 東日本大震災復興交付金 基幹事業

<参考>

大船渡市では、市が主体となり区画整理だけに留まらず、緊急防災空地整備事業、道路事業もこの被災市街地復興土地区画整理事業として行いました。

■事業期間:平成 24 年度～令和元年度

■事業費:15,733,366 千円



土地利用計画図

出典：大船渡市 HP

(6) 防災集団移転促進事業

東日本大震災により被災した地域において、住民の住居に相当ではないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する事業です。

表 2-7 防災集団移転促進事業の概要

項目	内容
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地（住宅団地に関連する公益的施設を含む）の用地取得及び造成に要する費用（移転者等に分譲する場合も分譲価格を超える部分は補助対象） ・移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費（借入金の利子相当額） ・住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用 ・移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用（当該移転促進区域内のすべての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限る） ・移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 ・移転者の住居の移転に対する補助に要する費用 ・計画策定費
補助要件	住宅団地の規模が5戸以上（移転しようとする住居の数が10戸を超える場合には、その半数以上の戸数）
交付団体	県、市町
事業実施主体	県、市町
基本国費率	国：3/4、地方公共団体：1/4 別途、地方負担軽減措置有

出典：復興庁 東日本大震災復興交付金 基幹事業

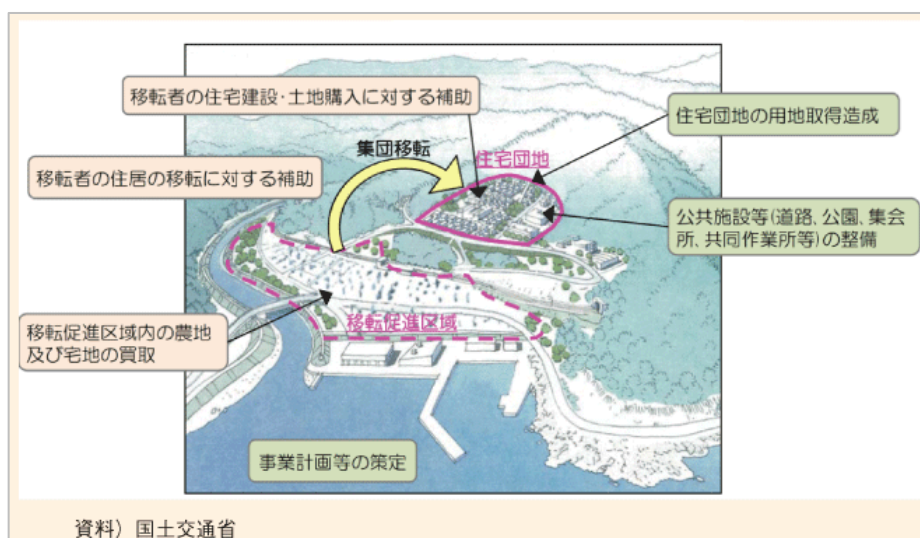


図 2-10 防災集団移転促進事業のイメージ

出典：国土交通省

<参考>

大船渡市では、市が主体となり平成 24 年に事業計画を策定し、366 戸の集団移転を行いました。高台の住宅団地は、新たに山を切り開いて整備せざるをえないものもありますが、小規模であれば高台にある既存集落の空き地をいくつか組み合わせることで整備することも可能です。このような既存集落の空き地を活用する整備手法は、そのうちに大船渡市の防災集団移転促進事業の特徴として「差込型」と呼ばれるようになりました。

■事業期間:平成 24 年度～令和元年度

■事業費:16,536,040 千円



差込型の防災集団移転住宅団地(末崎町神坂地区)

出典:大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

＜参考＞

復興庁が整理した東日本大震災時に活用された復興交付金の基幹事業を以下に示します。

番号	事業名
文部科学省	
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)
A-2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
A-4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	
B-1	医療施設耐震化事業
B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)
C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等)
C-4	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
C-5	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)
C-6	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)
C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
D-1	道路事業(市街地相互の接続道路等)
D-2	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
D-3	道路事業(道路の防災・震災対策等)
D-4	災害公営住宅整備事業等 (災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)
D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業
D-6	東日本大震災特別家賃低減事業
D-7	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
D-8	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
D-9	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
D-10	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
D-11	優良建築物等整備事業
D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
D-15	津波復興拠点整備事業
D-16	市街地再開発事業
D-17	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
D-18	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
D-19	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
D-20	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
D-21	下水道事業
D-22	都市公園事業
D-23	防災集団移転促進事業
環境省	
E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

出典:復興庁_東日本大震災復興交付金 基幹事業 概要

第3部 事前復興 まちづくり計画編

第1章 事前復興まちづくり計画編の概要

第1節 事前復興まちづくり計画編の目的

事前復興まちづくり計画は、南海トラフ地震などの大規模災害により、大きな被害が想定される市街地や集落を対象として、まちや住まいの復興方針、復興のイメージ等を定める計画として策定しました。

第2節 事前復興まちづくり計画編の構成

事前復興まちづくり計画編は以下の構成とします。

1 三瓶東地区 事前復興まちづくり計画(第2章)

三瓶東地区を対象として、復興まちづくりの課題を踏まえ、復興まちづくりの目標や方針、事前復興まちづくりイメージ図を示します。



2 実現に向けた取組み(第3章)

復興事前準備のアクションプランや本計画の見直し方法を示します。

第3節 事前復興まちづくり計画編の策定手順

本編は、愛媛大学の協力のもと、三瓶東地区の住民、中学校や高校の生徒が参加した「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」を5回開催し、議論した成果をとりまとめて作成しました。三瓶地域の住民が描いた、三瓶東地区の将来像を形にしたものです。

事前復興まちづくりを進めていくには、誰が、いつ、どのように進めていくかが重要になります。地域住民や各種団体、行政等が、それぞれの立場で出来ることを模索し、より良い地域の実現に向けた道標となる役割を担う計画となります。

現段階では、対象地区を三瓶東地区としています。今後の検討により、各地区の事前復興まちづくり計画が作成されるものとします。

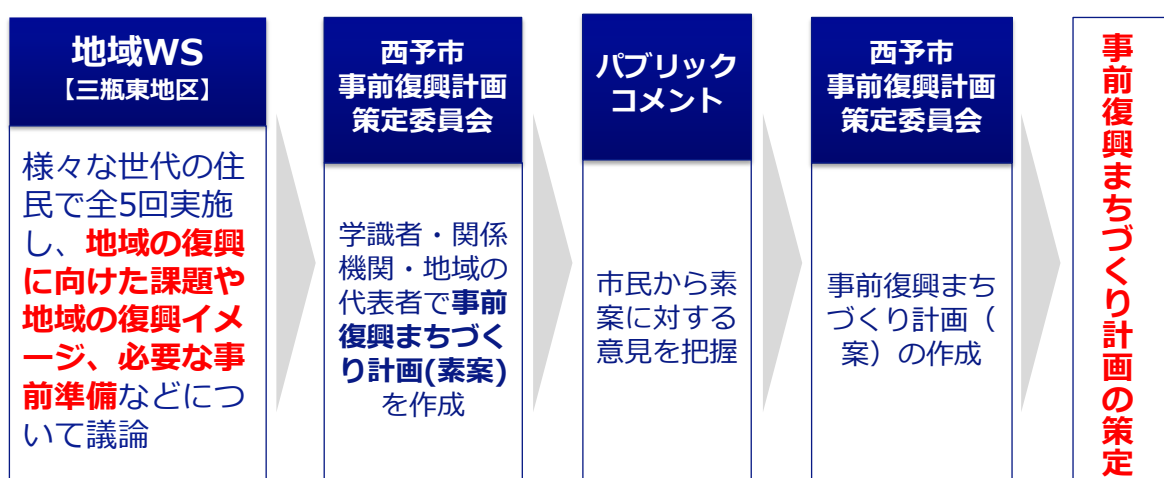


図 3-1 事前復興まちづくり計画の策定手順

第2章 三瓶東地区 事前復興まちづくり計画

第1節 対象区域

事前復興まちづくり計画の対象区域は、大きな被害が想定される市街地を対象とすることから、三瓶東地区を対象区域とします。



図 3-2 対象区域

第2節 対象災害

事前復興まちづくり計画の対象災害は、三瓶東地区に甚大な被害が想定されている、愛媛県地震被害想定調査結果に基づく南海トラフ巨大地震(最大クラスの地震・津波被害)とします。

第3節 地区の現状等

三瓶東地区のまちづくり等の現状を踏まえ、事前復興まちづくりに資する現状と課題を分析するため、三瓶東地区の現状等を整理します。

(1) 人口

2060年までの人口を、現在の状況のまま進んだ場合の中位推計として示すと、2019年時点から約20年後には3,500人台と約半数になっている可能性があります。

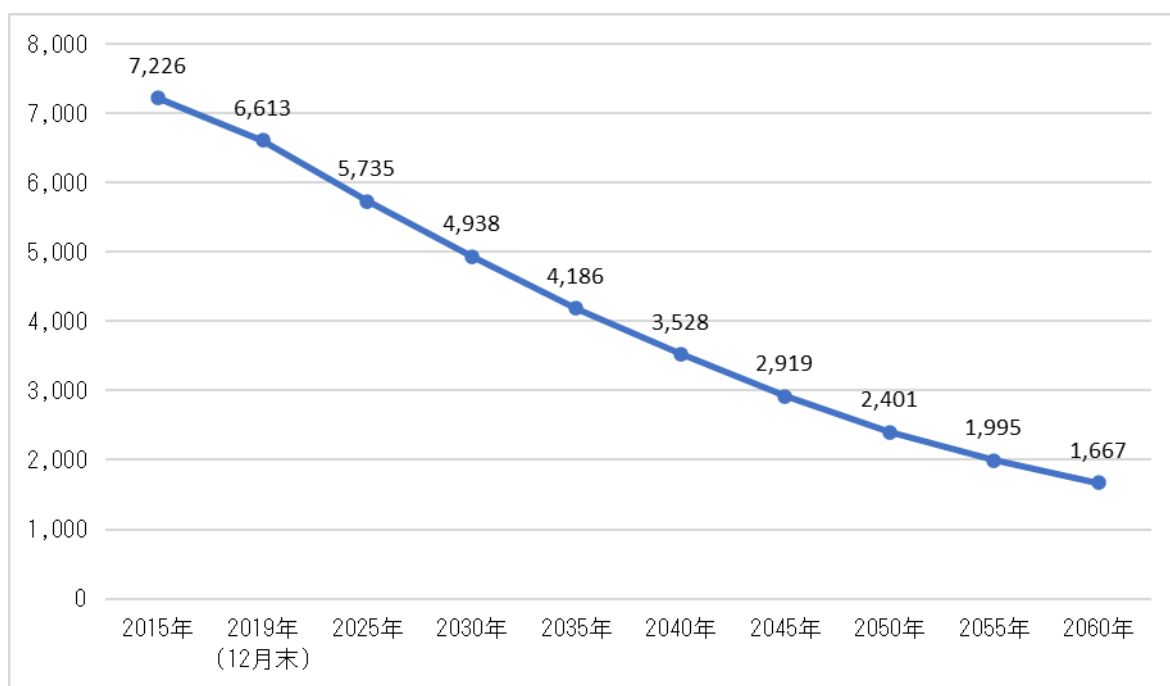


図 3-3 三瓶地域の人口推移（中位推移）

出典：第2次西予市総合計画,R4.3

(2) 産業

三瓶地域の産業別就業者数は、第1次産業が約21%、第2次産業は約19%、第3次産業は約60%となっています。

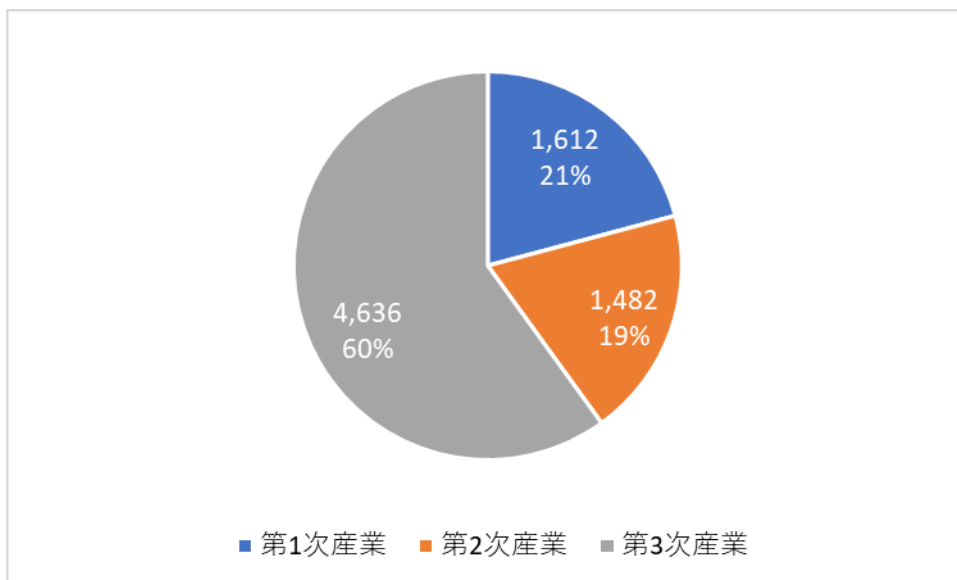
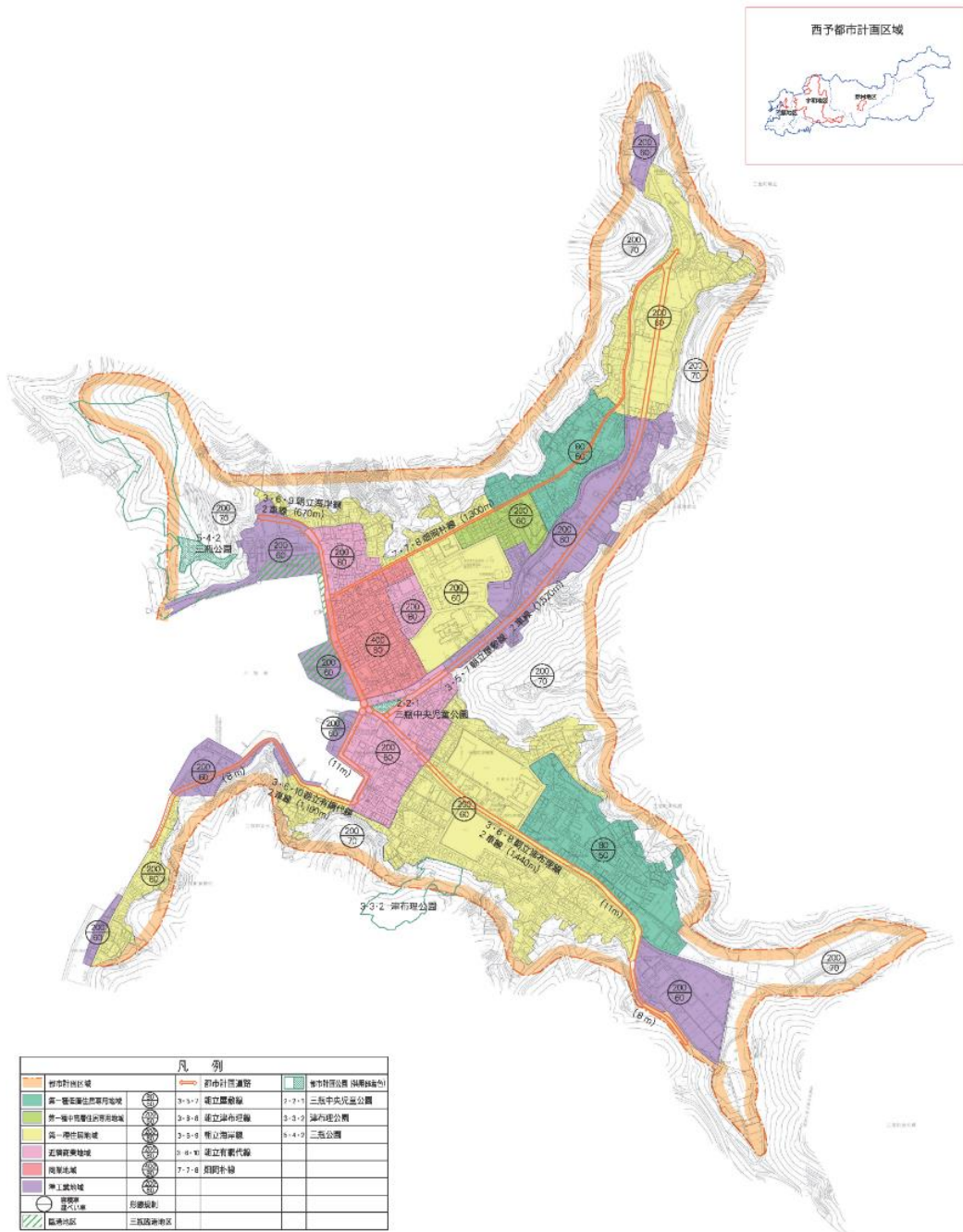


図 3-4 産業別就業者数（令和2年時点）

出典：令和2年度国勢調査結果

(3) 土地利用

三瓶東地区の土地利用は、三瓶支所の西側に商業系の用途地域が立地しており、生活サービス施設が立地しています。海岸沿いおよび河川沿いは準工業地域に指定されており、2つの河川沿いの内陸側に住居系の用途地域が設定されています。



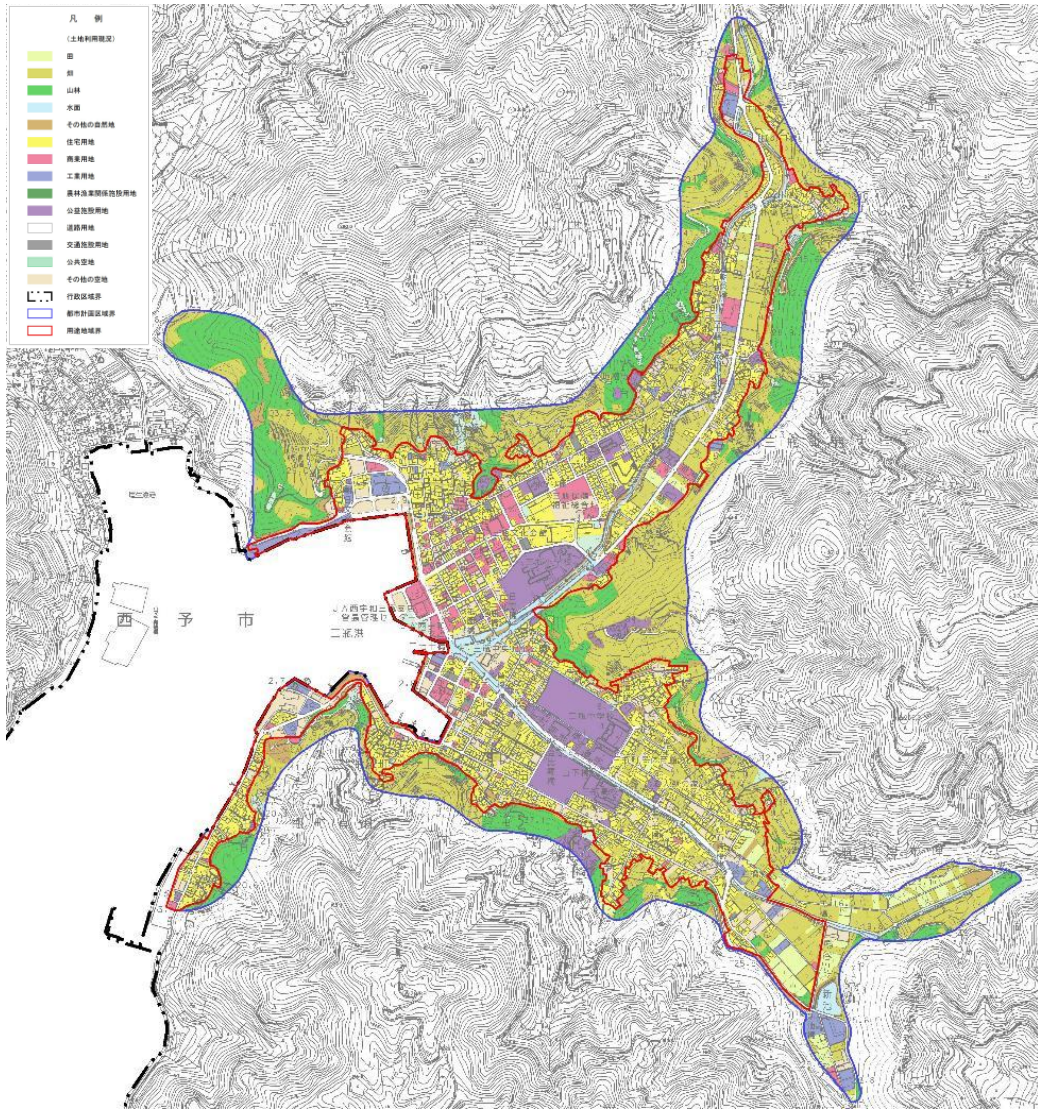


图 3-6 土地利用現況図

出典：西予都市計画区域基礎調査,H25

(4) 学校・医療・福祉施設

学校は、三瓶小学校、三瓶中学校、宇和高等学校三瓶分校の3校があります。また、福祉施設、医療機関については、三瓶支所の近隣に多く位置しています。

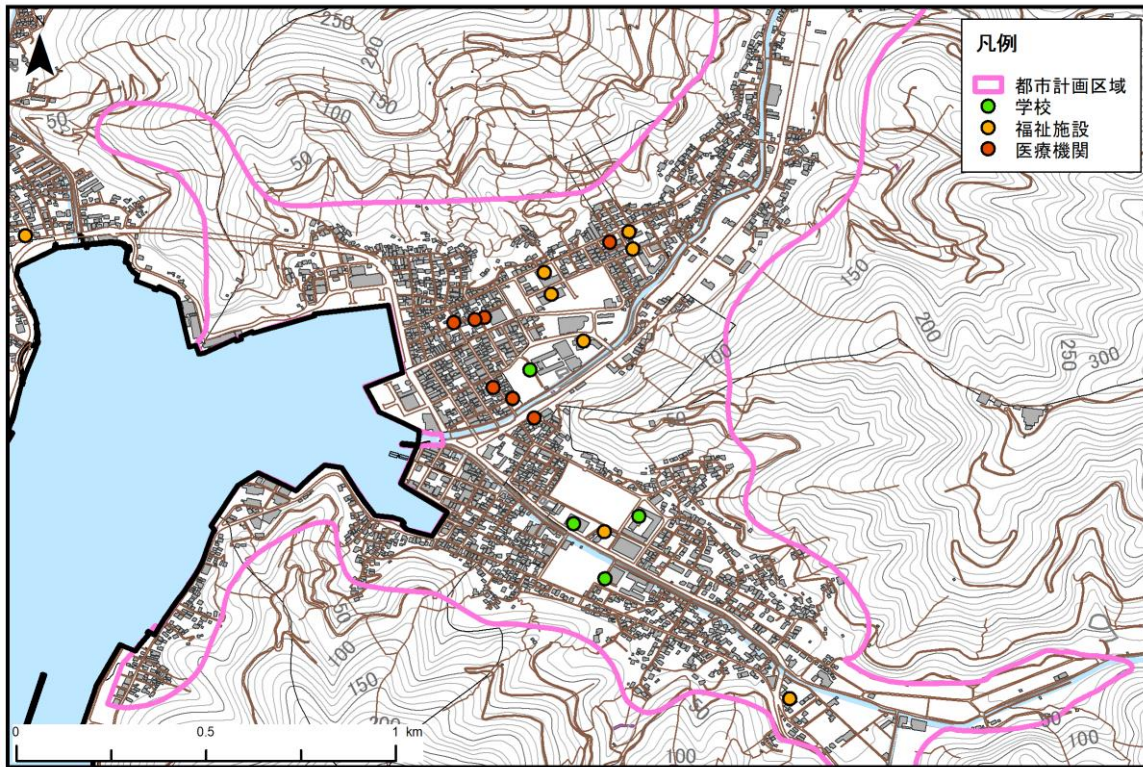
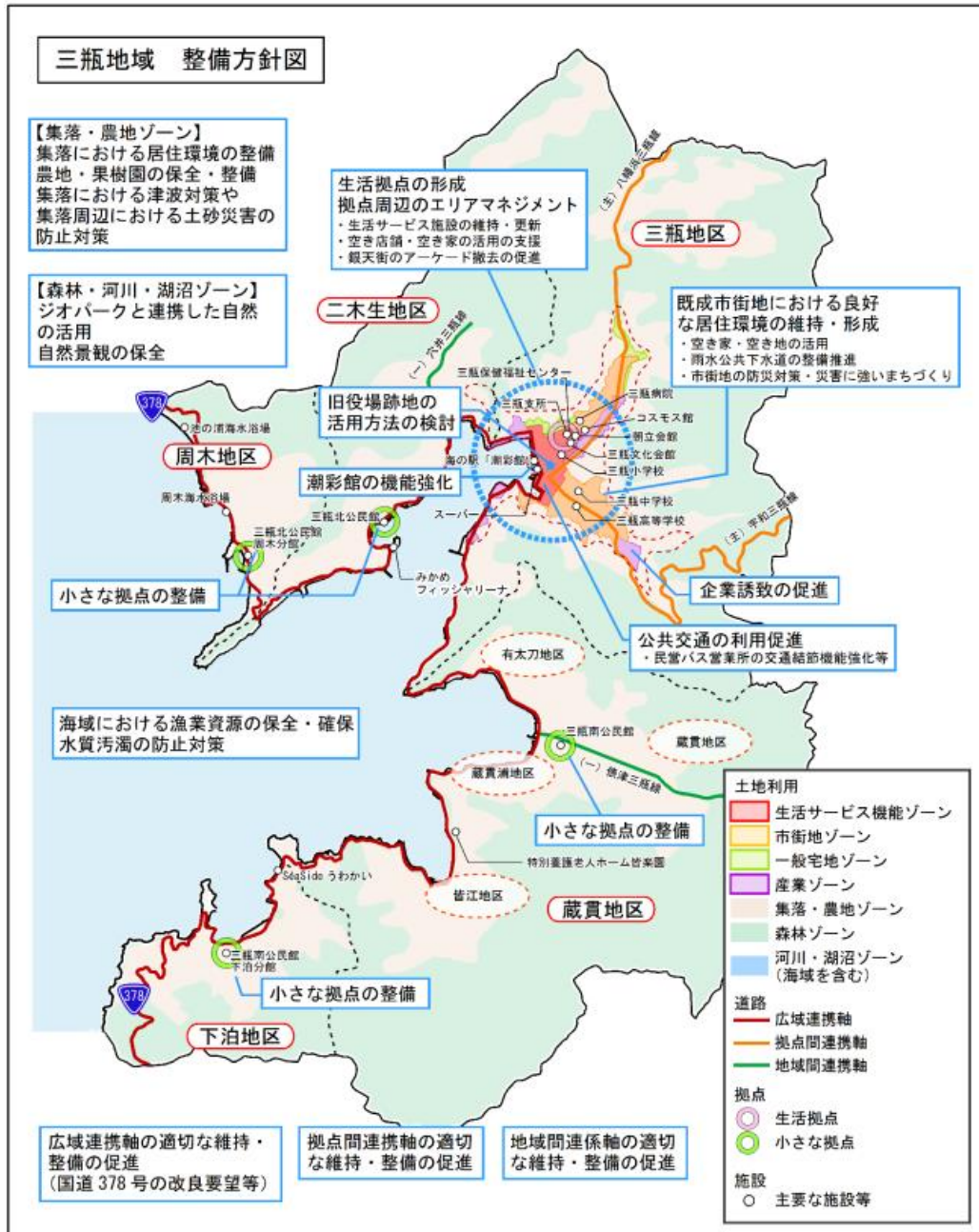


図 3-7 学校・医療・福祉施設

(5) 都市計画マスタープラン

「西予市都市計画マスタープラン」において、三瓶東地区は、三瓶地域内の生活拠点として位置づけられています。また、既成市街地における良好な住居環境の維持・形成や企業誘致の促進、公共交通の利用促進等が方針として示されています。



※蔵貫地区は有太刀、蔵貫浦、蔵貫、皆江の4地区で構成しています。

※二木生地区は垣生、二及、長早の3地区で構成しています。

図 3-8 三瓶地域の整備方針

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9

(6) 立地適正化計画

「西予市立地適正化計画」において、三瓶地域では、三瓶支所周辺が三瓶生活拠点地区に設定されています。三瓶地域の生活拠点として、既存の生活サービス施設（医療施設、福祉施設、子育て支援施設、商業施設、教育文化施設、金融施設）の維持、機能増進を図ることとされています。

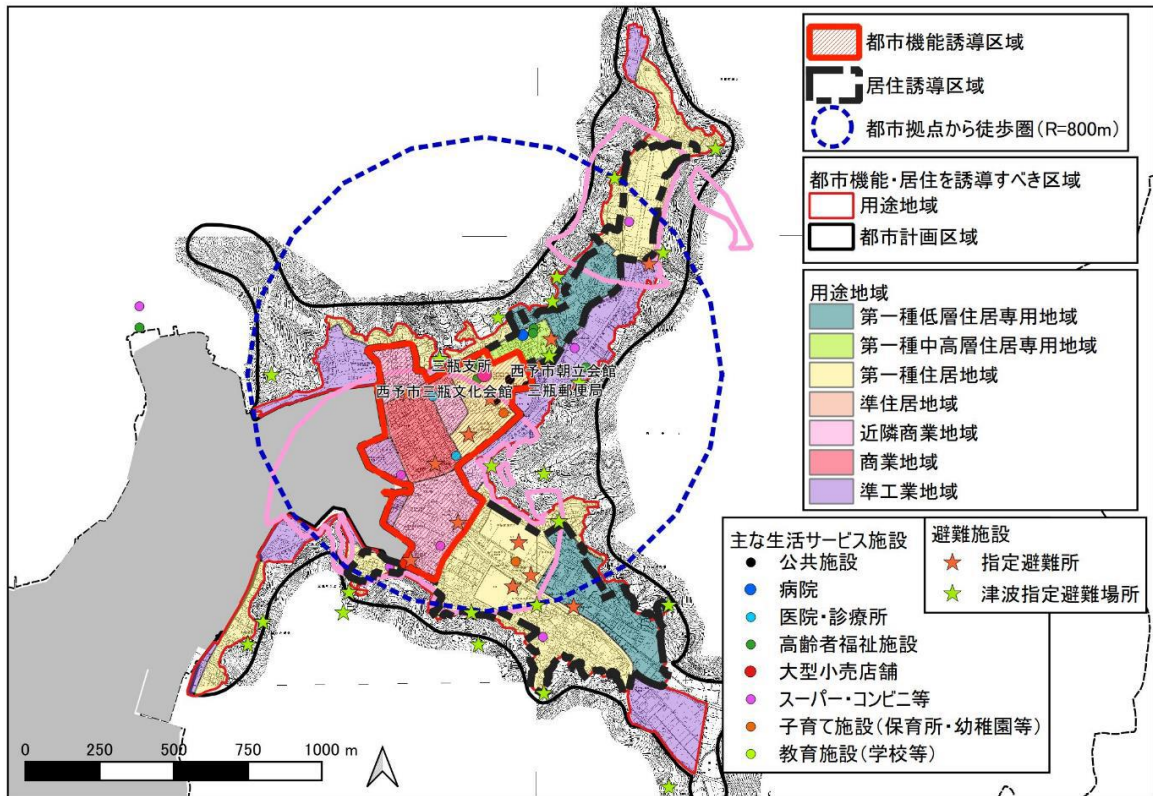


図 3-9 三瓶地域の誘導区域の区域図

出典：西予市立地適正化計画,R2.9

(7) 地域の宝

第1回 事前復興まちづくり計画検討 三瓶東地区 地域ワークショップでは、三瓶東地区の地域の宝について議論しました。その成果を以下に示します。

地区内に魅力や思い出が詰まった場所が広く分布しています。

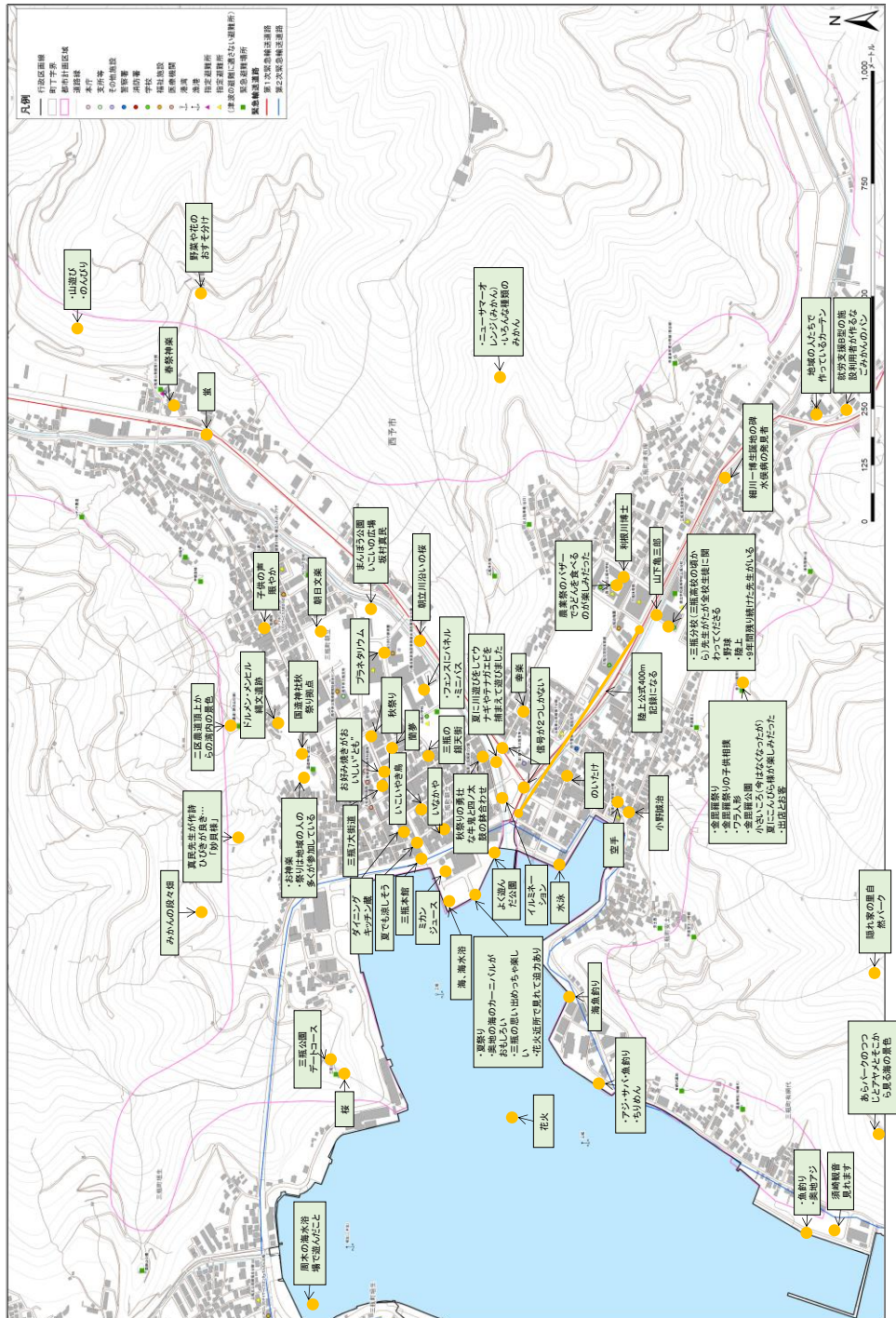


図 3-10 第1回 WS のふりかえり 地域の宝を共有する
(三瓶町の良いところ、好きなおところ)

第4節 被害想定

(1) 地震

「愛媛県地震被害想定調査」(平成 25 年 12 月)によると、南海トラフ巨大地震が発生した際には、三瓶東地区では、最大震度 6 強の揺れが想定されています。

三瓶支所、三瓶小学校、三瓶中学校、医療機関、福祉施設の位置で震度 6 強の揺れが想定されています。

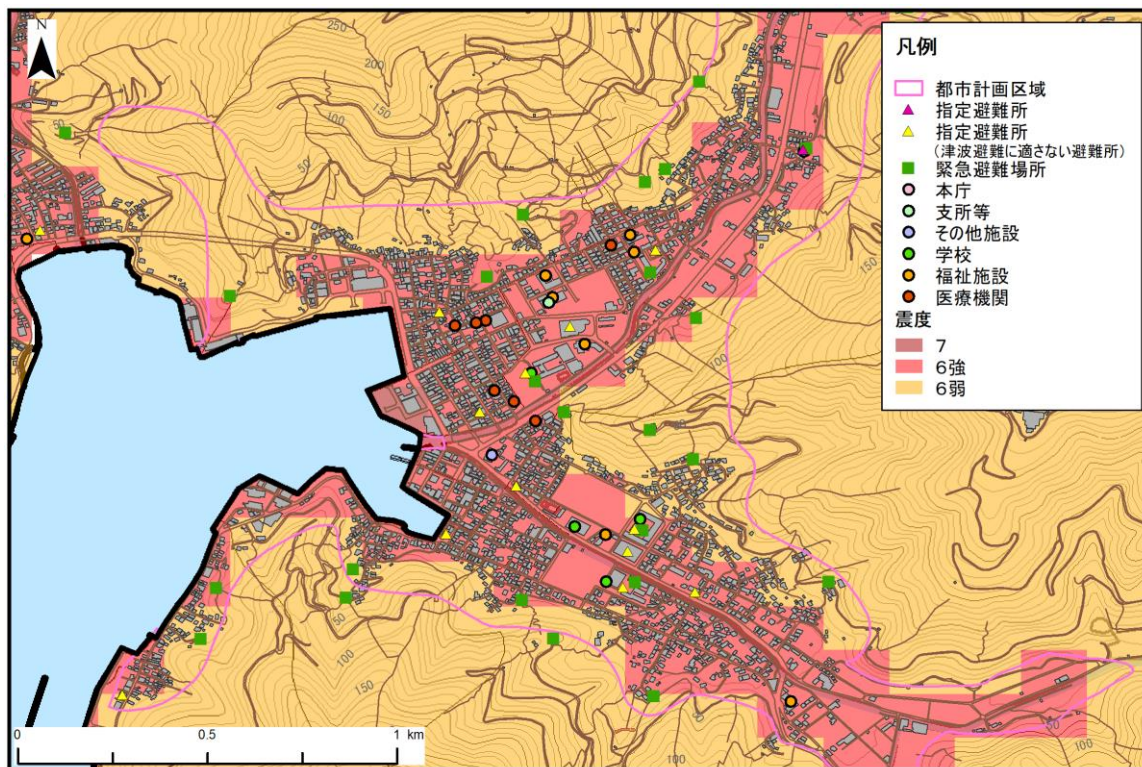


図 3-11 震度分布図

出典：愛媛県地震被害想定調査,H25.12 をもとに作製

(2) 津波浸水想定

「愛媛県地震被害想定調査」(平成 25 年 12 月)によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合、三瓶東地区では、津波により 5.0m 以上の浸水が想定されています。

三瓶支所、三瓶小学校、三瓶中学校、医療機関、福祉施設の位置で 5.0m から 10.0m の津波浸水が想定されています。

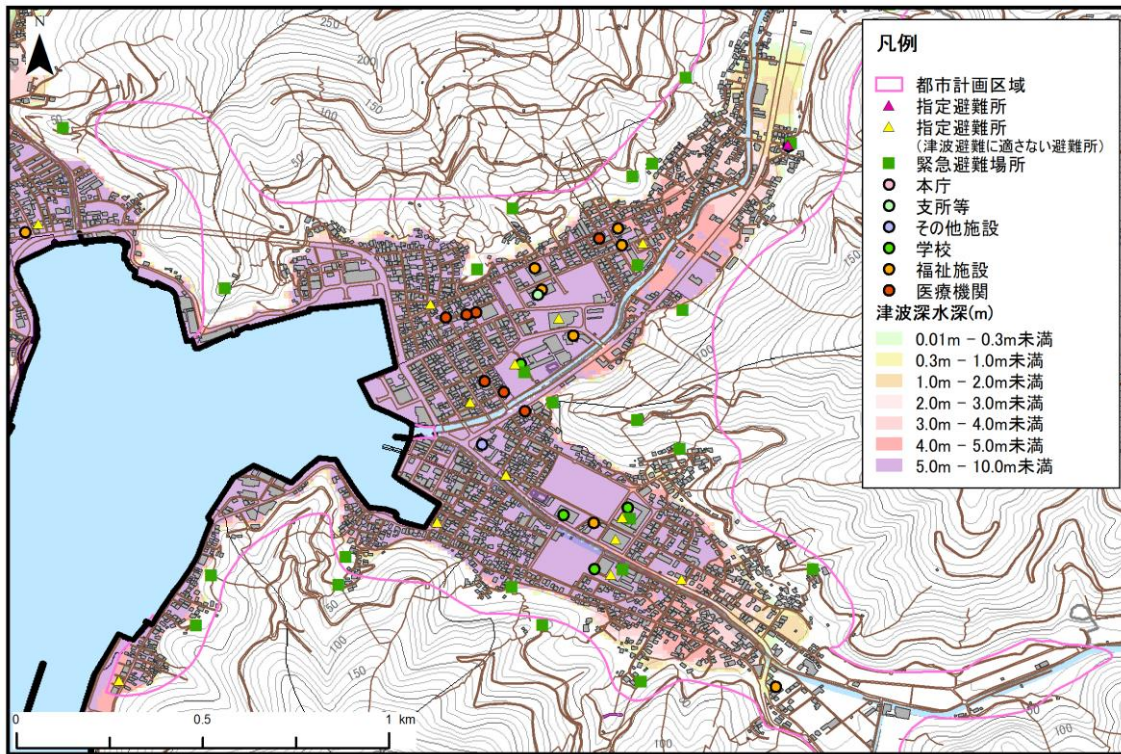


図 3-12 津波浸水想定図

出典：愛媛県地震被害想定調査,H25.12 をもとに作製

(3) 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害（特別）警戒区域は、市街地を取り囲むように指定されています。

三瓶支所、三瓶中学校、一部の福祉施設の敷地に土砂災害警戒区域が指定されています。

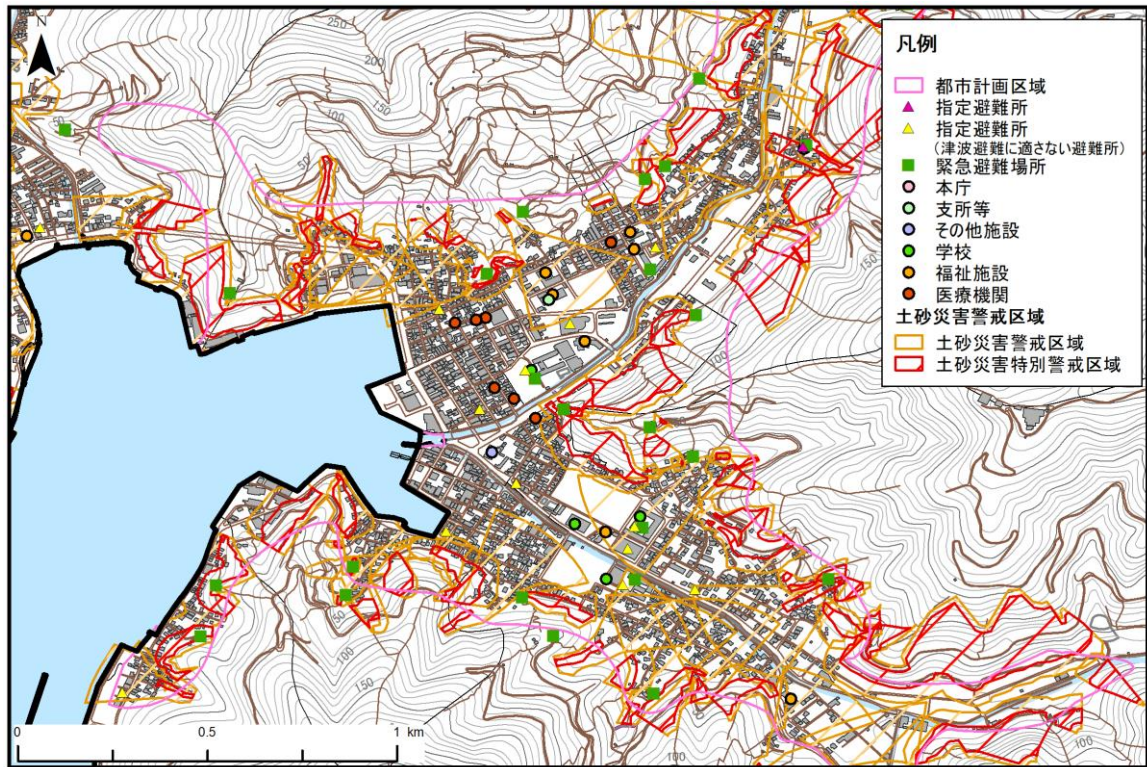


図 3-13 土砂災害（特別）警戒区域図

出典：国土数値情報

<参考>

最大クラスの津波(L 2)と比較的発生頻度の高い津波(L 1)について

内閣府中央防災会議専門調査会(東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会報告 平成 23 年9月)から、平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に、今後、津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する新しい津波対策の考え方が示されました。

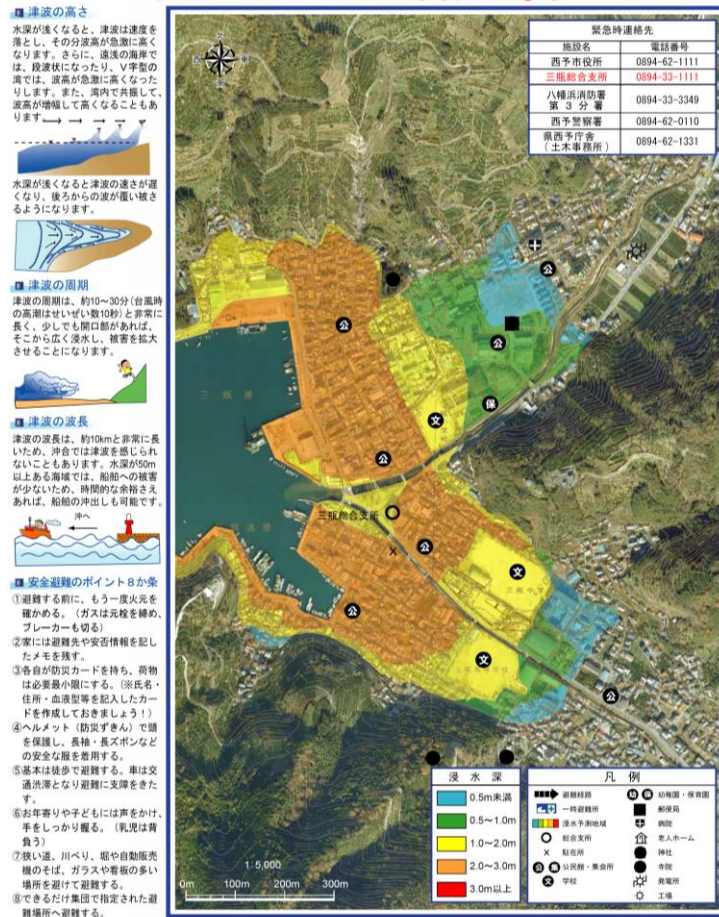
	最大クラスの津波 (L 2 津波)	比較的発生頻度の高い津波 (L 1 津波)
津波レベル	・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波(概ね数百年から千年に一度の発生頻度)	・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波(概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度)
対策の基本的な考え方	【減災】 ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードの取り得る手段を尽くした総合的な対策を確立していく。 ・被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのために、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。	【防災】 ・人命・財産の保護と地域経済の安定化のため、海岸保全施設等を整備していく。 ・海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を越えた場合でも、施設の効果粘りが強く発揮できるような構造への改良も検討していく。
対策内容	・津波浸水想定区域図の作成、ハザードマップの整備 ・率先避難の啓発(津波防災教育、自主防災組織との連携等) ・避難施設(避難路の確保、津波避難ビルの指定、津波避難タワーの整備等) ・津波防護施設の指定(道路・公園等)	・海岸保全施設等の整備の目安となる「設計津波の水位」を設定 ・海岸保全施設等の整備(堤防等の整備、堤防・水門等の耐震化・液状化対策等)

出典：南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針

西予市で公開されているハザードマップは、最大クラスの津波(L2)で示されていますので、本計画の前提とする災害は最大クラスの津波(L2)としています。一方で、次の南海トラフ地震による津波がどの程度の規模で発生するかわからない状況では、「比較的発生頻度の高いL1津波」や「海岸堤防の整備状況」等に応じた様々な津波シミュレーションを実施し、それぞれの被災状況を考慮したまちづくり計画を検討することが望ましいと考えられます。

参考として、中央防災会議「東南海・南海地震」モデルによる津波氾濫シミュレーションの結果を示した以前の津波危険マップを以下に示します。このシミュレーションでは、市街地の浸水深は 2.0~3.0m と想定されており、最大クラスの津波(L2)とは規模が異なることが読み取れます。

西予市 三瓶地区 津波危険マップ



旧 津波危険マップ

【注意】こちらは、L1津波を想定した津波危険マップです。

津波避難を考える際には、最新のハザードマップを参照してください。また、想定にとらわれず、より高い場所を目指してください。

出典：いであ株式会社,西予市津波防災対策検討業務,H22.3

第5節 生活再建シナリオ

復興まちづくりは、住民が住まいの再建を行う場所と密接な関係性があります。そのため、災害の発生から自宅の再建までの時間経過に応じて住民の生活の場が変化することを認識し、地域に住み続けたい、又は安全な場所に移転したい等の住民意向を確認しながら検討を行うことが重要です。

また、住民の住まいの場は、働く場によって大きく左右されます。市街地や集落における生業の復旧・復興の状況等も、住民が生活の場を選択する重要な判断材料にあることから、生業の復旧・復興のシナリオ等も検討する必要があります。

そのうえで、それぞれの市街地や集落にて、住民が生活を取り戻せるよう、恒久的な住宅の確保等を行うためのまちづくりを検討します。

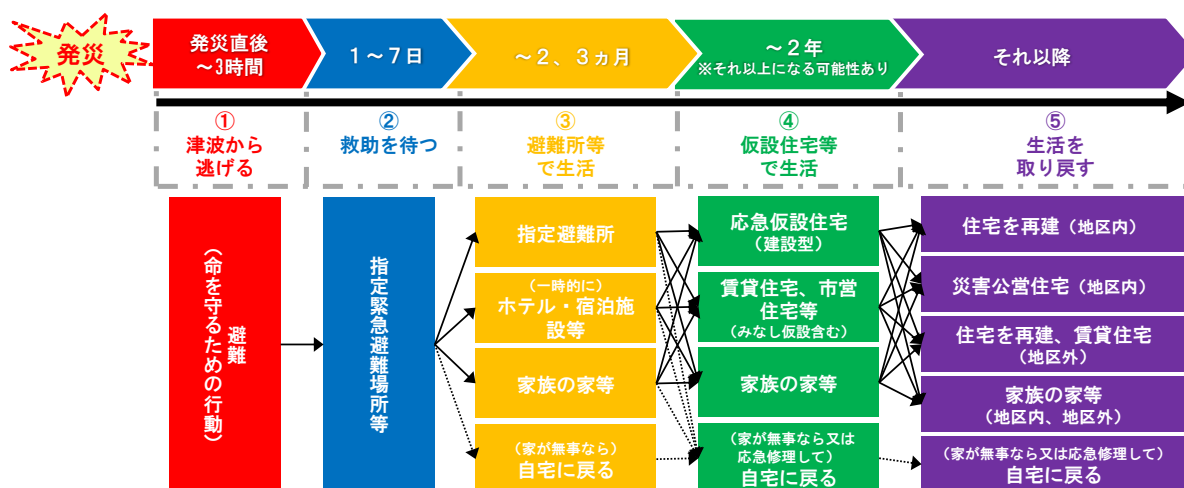


図 3-14 災害発生から復興までの住民の住まいの選択（一例）

出典：南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針

「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」において、命が助かった後の、「避難所等での生活」、「仮設住宅等での生活」、「生活をとりにどす」のそれぞれのフェーズに分けて、生活再建シナリオについて考えました。

復興後（生活をとりにどす）における生活再建意向としては、8割以上の方が三瓶東地区での生活再建意向があることがわかります。地区外での生活再建意向の方についても、その理由を確認し、どのようなまちであれば住み続けられるかを考えておく必要があります。

また、災害発生後には改めて意向を把握し、その結果を踏まえた復興まちづくりを実施します。

表 3-1 第4回WSにおける生活の場に関する意向把握結果

フェーズ	どこで	人数	どんな生活	選んだ理由
避難所等での生活	指定避難所	18人	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の様子が分かる位置の為、次に取る行動を考えながら生活する ストレスを感じそう 質素な生活 	<ul style="list-style-type: none"> 他の地域に親戚がないから 家族や友達がいるから、三瓶が好きだから ホテルはお金がかかるから
	ホテル・宿泊施設等	1人		
	家族の家等	13人	<ul style="list-style-type: none"> 昼は自宅や職場の片づけに行く 生業を手伝う 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーが守られるため いずれ三瓶に戻ってきたいため市内にいたい 猫と住んでいるから
仮設住宅等での生活	応急仮設住宅（建設型）	12人	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の生活に少しずつ順応していくようにする 再建に向けての準備 	<ul style="list-style-type: none"> 生まれ育った土地で住みたい お金がかからないから
	賃貸住宅・市営住宅（みなし仮設含む）	8人	<ul style="list-style-type: none"> 発災前の日常に戻す努力をする生活 生活はなんとかできそう 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の家と呼べるところに住みたい
	家族の家	12人	<ul style="list-style-type: none"> 宇和高校の教室を借りて授業を再開 仕事に復帰 	<ul style="list-style-type: none"> なるべく早く授業を再開するため 家業に早く戻るため
生活をとりにどす	住宅を再建（地区内）	21人	<ul style="list-style-type: none"> 仕事を取り戻す 災害前とほとんど変わらない生活 三瓶地区の山間部に家を建てて、農業をする 	<ul style="list-style-type: none"> 子供が大きくなるまでは離れたくない 住み慣れているから 三瓶で何も再建しなければ、忘れられてしまう 家業の継承
	災害公営住宅（地区内）	5人	<ul style="list-style-type: none"> 被害が少なかった三瓶地区で生活 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅を再建したくても資金がない お金もあまりかからず少し落ち着いた生活ができるから
	住宅を再建、賃貸住宅（地区外）	4人	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅での生活（宇和か八幡浜） 拠点を移して生活する 	<ul style="list-style-type: none"> 地区内にいるより早く生活環境がもとになる これ以上津波の心配をしたくない

第6節 復興まちづくりの課題

「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」において、復興まちづくりにおいて想定される課題を話し合いました。

その際に得られた意見を、「事前準備」、「情報連絡・コミュニティ」、「避難」、「避難生活」、「復興」、「祭り・伝統」、「産業」に分類してまとめました。

事前準備	情報連絡・コミュニティ	避難	避難生活
家具を固定	行政、消防、警察への情報手段	屋間は若い方が町外へ働きに行っている	水と食糧の確保
自宅の建物の耐震化は大丈夫なのか	家族との安否確認	農道の避難路としての安全性	高いところに避難しても生活できる環境がない
避難行動要支援者等避難支援個別計画作成	住民同士で情報共有ができない	お年寄りが山に登れないのでは？	人の移動に必要な自家用車が動かせなくなると、個人の生活が困難になる
自分の命は自分が守る(二次被害を起こさない)	町内の高齢者の連絡網がほしい	避難所も浸水する	ゴミと衛生
海抜をしっかり住民に把握させないといけない	高齢者・独居老人世帯の把握	夜間に起こった場合迷う	病院はどうする？
老朽化した空家をどうするのか？	地域の人材リストを作って、組織が十分に動かない	あらゆる最大限の被災を想定した訓練	ライフラインが心配(電気・水道・ガスなど)
		避難場所は十分に確保されているのか	持病のある方の薬の確保はできるのだろうか
		避難所と備蓄倉庫を高台へ整備 避難所整備	交通手段が確保できない(孤立するかも)
		用意していた防災グッズは持ち出しできるか	感染症が広まったらどう対応するのか
復興		祭り・伝統	産業
元の土地で生活できるようになるのか？	津波と土砂災害により災害後に住める場所がなくなる	お祭りの継承 コロナ高齢化	みかんはとれるけど、出荷方法は？
住宅再建	東日本大震災の復興でできたこと(壁を作る等)は三瓶では行うことができない 地域の規模が小さすぎる	地元の人から子供へと伝えていく機会	海水による浸水(浸水→塩害)
心がやすまる場所がなくなる	三瓶町のほとんどは9m以上の波がくるので、本当に更地になるかも	祭りの道具の所在が危うい	家の仕事を続けていくことができるのか
商店街が崩壊する恐れ	津波で町全体がつかってしまうので、生活再建をどうしよう	朝日文楽ができなくなる	奥地の海のカーニバルができなくなる
原発が壊れたとき	海が怖くなる(津波を思い出す)		
	戻れない		

図 3-15 第1回 WS のふりかえり 地域の課題を考える(地域の課題、困りごと)

第7節 復興の目標

三瓶東地区における復興まちづくりを計画的に進めていくため、「まち」、「住まい」、「生業」、「くらし」の4つの分野を設定し、復興の目標を以下のように定めます。

【まち】

次の災害を考慮した安全な市街地や拠点施設、道路ネットワークを形成する

【住まい】

多くの人が住み続けられる住宅地や住宅を整備する

【生業】

三瓶の自然の恵みを活かし、復興を後押しする新たな魅力・生業を創出する

【くらし】

地域の伝統文化やコミュニティを守り、幅広い世代が暮らしやすいまちを実現する

第8節 復興まちづくりの方針

「事前復興まちづくり計画検討 第4回 地域ワークショップ」において、復興後に実現したいくらしについて議論した結果をもとに、復興まちづくりの方針を以下のように定めます。

【まち】

- 市街地の嵩上げ等による浸水対策
- 公共施設（三瓶支所、消防署等）や学校の集約・高台移転
- 避難路となるような農道や林道の整備
- 平常時は遊び場、災害時には避難場所となるような公園等の整備
- 各地区の拠点施設の整備・強化
- 宇和地区や周辺地区へのアクセス路の強化

【住まい】

- 地震・津波に対し安全・安心な住まいの確保
- 多くの人が住み続けられる住宅地の形成

【生業】

- みかん山や畑・豊かな海の維持
- 商店街の復興
- 市場や道の駅などの魅力的な観光交流施設の整備
- 新たな働く場所となる工場や商業施設の誘致

【くらし】

- 地域の人との交流の創出
- 生活サービス施設（医療・福祉・商業施設・飲食店等）へのアクセス確保
- 子どもたちの遊び場や学びの場の早期再開
- 秋祭りや運動会などの伝統文化・イベントの継承

第9節 復興まちづくりイメージ図

第4回・第5回ワークショップを通じて、南海トラフ地震発生後の具体的な復興パターンと居住エリアの設定を行い、復興まちづくりイメージを議論しました。その結果をもとに、復興まちづくりイメージ図を次頁のように示します。

なお、この復興まちづくりイメージ図（案）は、「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」で地域住民が意見交換をして作成したものでありますが、実際の災害後には社会経済状況や被災状況等によりこのまま実現するものではありません。しかしながら、災害後にこの復興まちづくりイメージを踏まえ、より具体的な検討を行うことで、早期復興などの効果が期待されます。

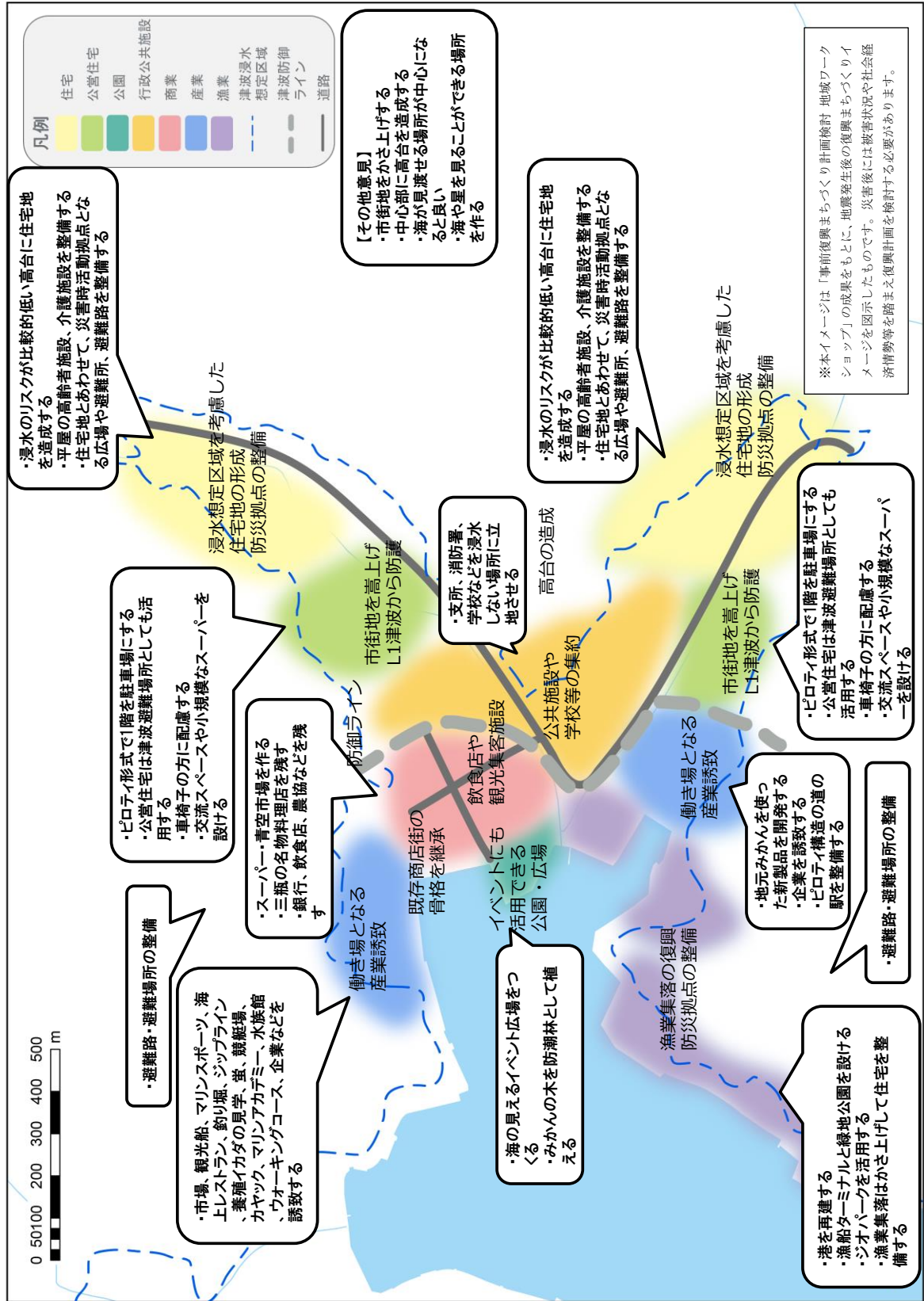


図 3-16 三瓶東地区復興まちづくりイメージ (案)

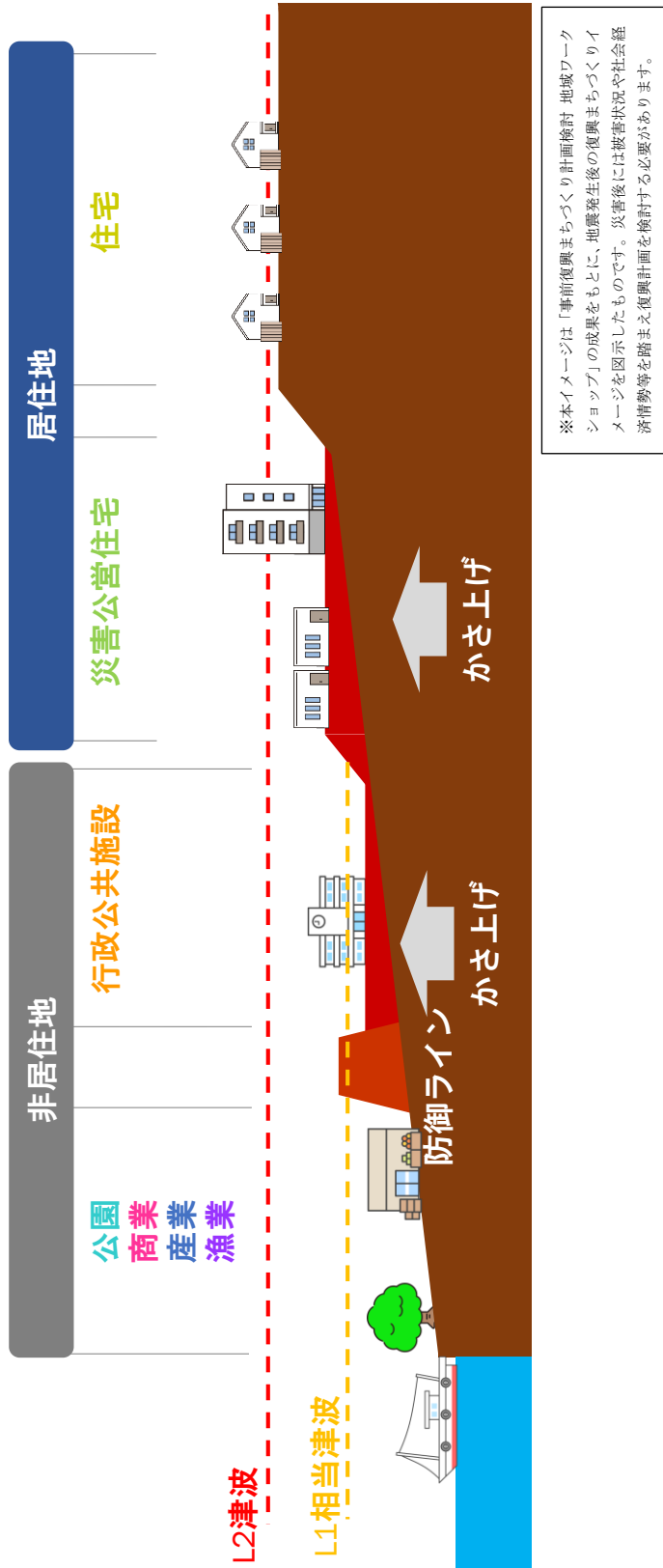


図 3-17 三瓶東地区 復興まちづくりイメージ（案）断面イメージ

復興まちづくりイメージの作成において、「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」の中で挙げられた意見と、復興時における留意事項を以下に示します。

ゾーン区分	第4・5回 地域WSでの意見	留意事項
土地利用 (低地・高台)	<ul style="list-style-type: none"> 市街地を嵩上げする 中心部に高台を造成する 海が見渡せる場所が中心になると良い 	<ul style="list-style-type: none"> 交通手段などを確保し低地と高台のまちの分断を避ける必要がある。 住民意向などを考慮し、適切な市街地の広さを維持する必要がある。 海岸堤防の整備計画などを踏まえて津波シミュレーションを実施し、土地利用を検討する必要がある。 海やみかん山の景観に配慮する必要がある。 地域の宝を活かした復興まちづくりを検討する必要がある。
みどり・景観	<ul style="list-style-type: none"> 海や星を見ることができる場所を作る 小学校から見える景色を守る みかん山や共同農地・畑を残す 	
主要道路	<ul style="list-style-type: none"> 宇和地域、八幡浜市とのアクセスを復旧させる 避難路にもなる大きな道路にする 	
区画街路・細街路	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地の区割を整えて道路を効率よく配置する 歩行者専用道路をつくる 農道や山道を整備する 	
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> スーパー、青空市場を作る 三瓶の名物料理店を残す 銀行、飲食店、農協などを残す 	
公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> 支所、消防署、学校などを浸水しない場所に立地させる 	
住宅	<ul style="list-style-type: none"> 水のリスクが比較的低い高台に住宅地を造成する 平屋の高齢者施設、介護施設を整備する 住宅地とあわせて、災害時活動拠点となる広場や避難所、避難路を整備する 	
災害公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ピロティ形式で1階を駐車場にする 公営住宅は津波避難場所としても活用する 車椅子の方に配慮する 交流スペースや小規模なスーパーを設ける 	
公園・オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> 高台に避難場所になる公園やキャンプ場などを整備する 海の見えるイベント広場をつくる みかんの木を防潮林として植える 	
産業施設	<ul style="list-style-type: none"> 市場、観光船、マリンスポーツ、海上レストラン、釣り堀、ジップライン、養殖イカダの見学、蛍、競艇場、カヤック、マリンアカデミー、水族館、ウォーキングコース、企業などを誘致する 三瓶本館を再建する ピロティ構造の道の駅を整備する 地元みかんを使った新製品を開発する 	
漁業	<ul style="list-style-type: none"> 港を再建する 漁船ターミナルと緑地公園を設ける 大きな釣り場や釣りができるキャンプ場、サイクリングロードを整備する 漁業集落はかさ上げして住宅を整備する お年寄りに優しい防災拠点を整備する 夕日がきれいな場所のため、イベントを実施する ジオパークを活用する 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 奥地の海のカーニバルや秋祭りなどのイベントを残す 公共交通機関や送迎バスを充実させる 三瓶浄水場のすぐ上にヘリポートを整備する 	

第10節 復興の実施に向けて

三瓶東地区の復興まちづくりイメージの実現に向け、活用可能な事業を以下に整理します。事業の採択要件や住民負担等を確認し、実現性の高い事業を選定する必要があります。

(1) 復興において活用が想定される事業・制度

【復興始動期】

1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、市が、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得られない人に対し、供与する住宅です。

応急仮設住宅の供与に当たっては、速やかに応急仮設住宅の必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、建設型応急住宅の建設、民間賃貸住宅の借り上げ（賃貸型応急住宅）を行います。

1戸当たりの規模は、29.7㎡を標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければなりません。また、応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から2年までとします。（延長事例あり）



図 3-18 西予市の応急仮設住宅

出典：西予市復興まちづくり計画（H31.3）

2) 建築制限

大規模な被害が起きた市街地において、住宅や事業所等の個別復旧等が行われることにより、その後の復興まちづくりの取り組みに影響があるとされる場合、建築基準法第84条等に基づき、一定期間の建築制限を行うことができます。

また、津波等による危険の著しい区域は、建築基準法第39条に基づき、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築を制限する災害危険区域を指定することができます。

なお、防災集団移転促進事業により、住居の集団的移転を行う場合は、移転元地（移転促進区域）を災害危険区域に指定することが、移転促進区域内の宅地等の買取に対する国庫補助の要件となっています。

【本格復興期】

3) 災害公営住宅

災害公営住宅は、公営住宅法に基づき、災害で住宅を失い、自らが住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、市町村や都道府県が国の助成を受けて整備する賃貸住宅です。

災害公営住宅の建設等に擁する費用の補助率は2/3であり、激甚災害に指定された場合は、補助率が3/4になります。

災害公営住宅の整備にあたっては、被災者の住居に関する意向調査に基づき、必要戸数を算定します。また入居希望者の世帯状況や希望を踏まえ、供給計画（整備計画）を定めます。戸建てと集合住宅の二種類があり、家賃は間取りや入居者の年収によって決められます。



図 3-19 西予市の災害公営住宅

出典：地域安全学会シンポジウム（R4.5）

4) 防災集団移転促進事業

防災集団移転促進事業は、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特例措置等に関する法律」に基づき、災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を支援する事業です。

市は、被災した移転元の宅地を買い取り、津波等に対し脆弱な住宅が建設されないように建築制限を実施します。

また、市は、移転先となる住宅団地を安全な高台等に整備し、住宅の敷地を販売又は賃貸にて移転対象者に提供します。

移転者に対しては、市町村が整備した住宅団地の敷地取得や住宅建設のために住宅ローンを活用する際の利子相当額への支援等があります。

これらの措置に対する国庫補助率は 3/4 です。

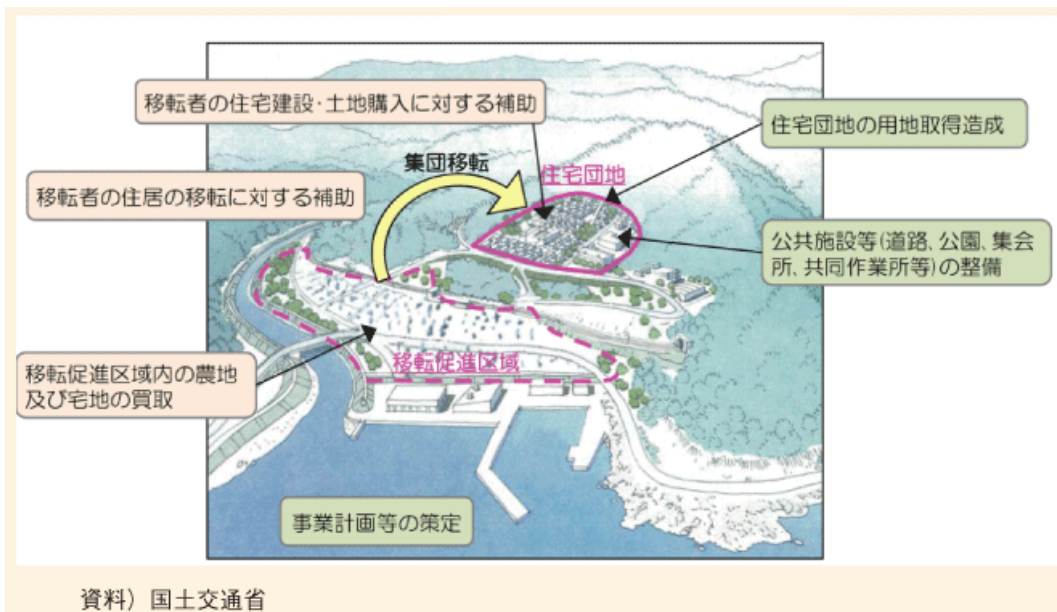


図 3-20 防災集団移転促進事業のイメージ

5) 土地区画整理事業

被災市街地復興土地区画整理事業は、被災した市街地の復興を図るため、公共施設と宅地を計画的かつ一体的に整備することのできる事業です。

復興の方針において、原位置での復興を基本としている地区や、移転の受け皿となる高台の市街地を整備する際に適用されます。

また、防災上安全な宅地を確保する観点から、これらの地区に隣接する丘陵地との一体的な整備や、津波対策のための市街地の嵩上げ（盛土）も行われます。

補助率は 1/2 です。

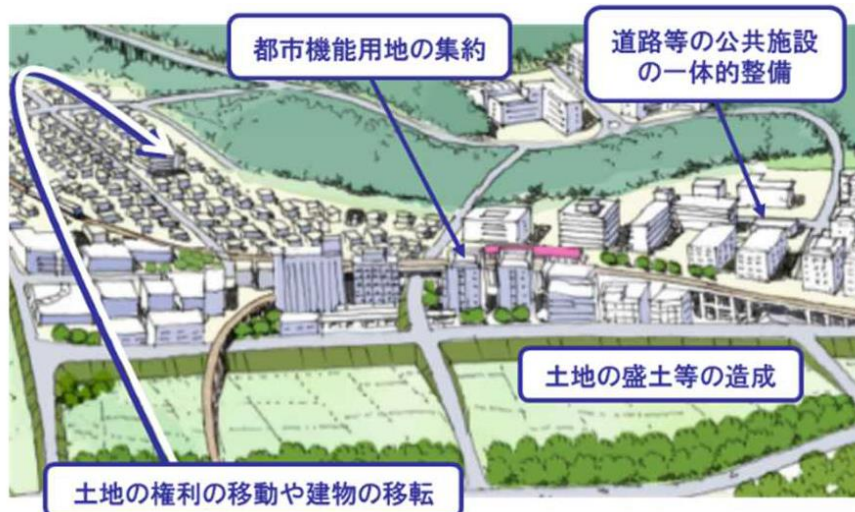


図 3-21 被災市街地復興土地区画整理事業のイメージ

6) 津波復興拠点整備事業

津波により被災した地域の復興を先導する拠点とするため、住宅、公益施設、業務施設等の機能を集約させた津波に対して安全な復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）を用地買収方式で緊急に整備する事業です。

東日本大震災を受けて創設されました。

同じ買収型の防災集団移転促進事業が住宅の移転及び整備を中心としているのに対し、住宅用地だけでなく公益施設や業務施設等の用地の整備を対象とし、復興の中心拠点となる市街地を早期に整備するために活用できます。

単独事業によるスポット的な拠点整備のほか、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業との組み合わせにより運用することも可能です。

補助率は 1/2 です。



本事業では、道路、公園、緑地のほか、津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設等の整備を支援

図 3-22 津波復興拠点整備事業のイメージ

7) がけ地近接等危険住宅移転事業

災害の未然防止を図るため、自然災害のおそれの高い土地（災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等）から住宅を移転する者に対し、住宅再建に係る資金を借入した場合の利子相当額、除却及び移転等に要する費用の補助を行う事業です。

防災集団移転促進事業が集団移転を支援する事業であるのに対し、個別移転の支援を行うことが可能な事業です。

補助率は 1/2 です。

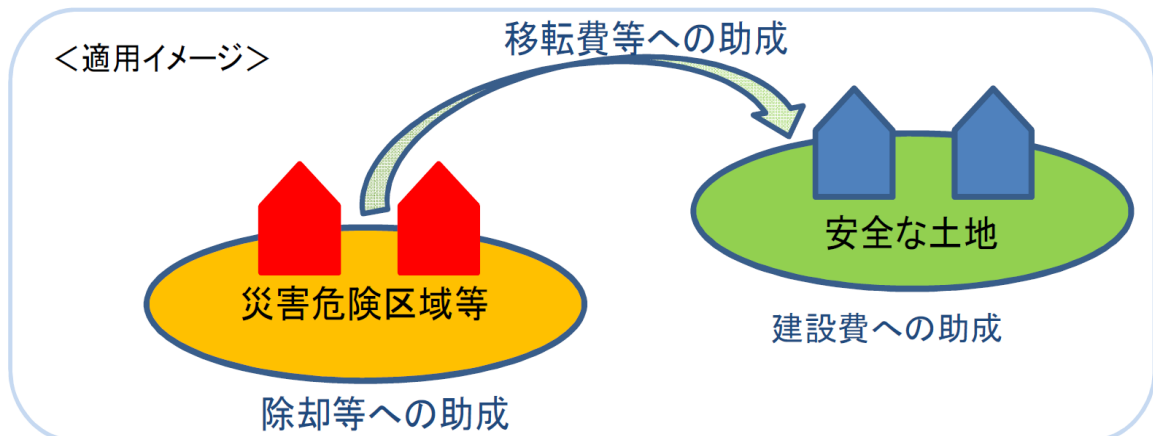


図 3-23 がけ地近接等危険住宅移転事業のイメージ

(2) 東日本大震災における復興まちづくり

東日本大震災で被災した市街地や集落の復興パターンは、「被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）」（平成 24 年 4 月 国土交通省 都市局）によると、居住地に着目した分類として A～E の 5 つのタイプが示されています（図 3-24、表 3-2 参照）。なお、被災前に沿岸部に立地していた産業地は、ほぼ同位置において復興が進められています。

復興パターンの検討は、海岸堤防の整備等に基づく津波シミュレーションの結果や住民意向等を踏まえて選択されることとなるが、住民との合意形成等に多くの時間を要すると想定されます。

そのため、災害の発生前から、津波の浸水想定や地形の状況（背後地含む）、移転候補地の有無、住民意向等を踏まえて、それぞれの市街地や集落において想定される復興パターンを検討し、住民との合意形成を進めておくことで、早期の復興につながることを期待されます。

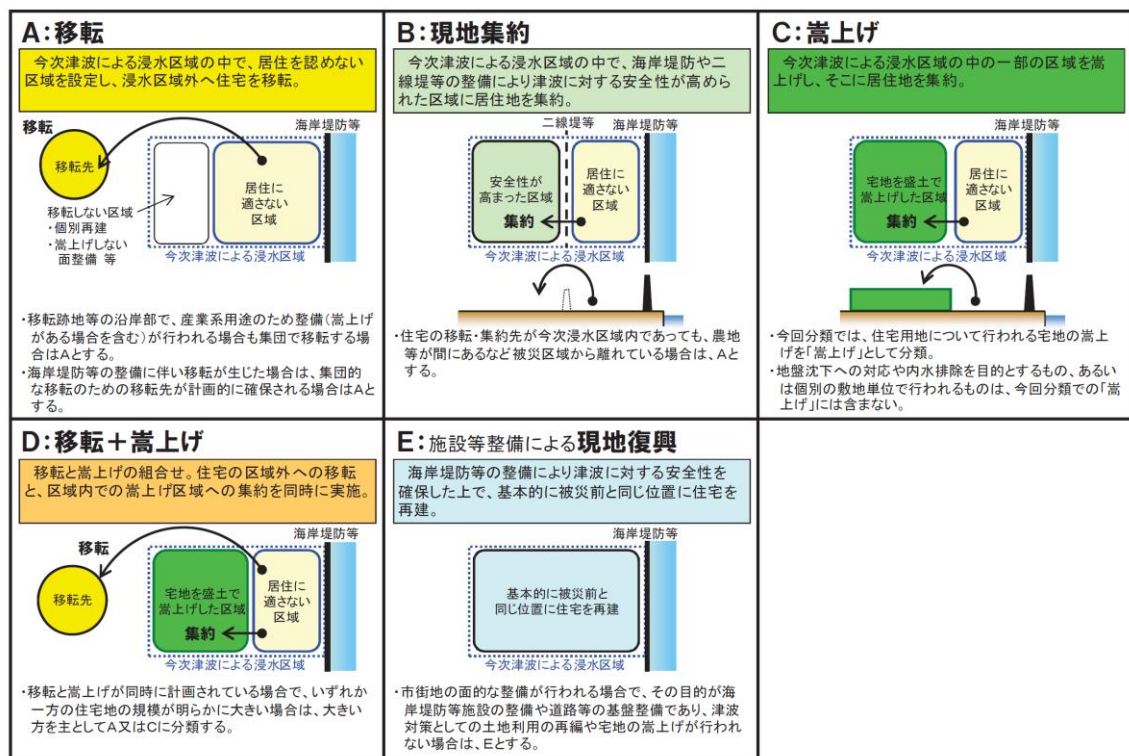


図 3-24 東日本大震災の復興パターンの分類

参照：被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）（平成 24 年 4 月 国土交通省 都市局）

表 3-2 東日本大震災の復興パターンごとの地区数

復興パターン	市町村数	地区数	地区数	
			市街地等	集落
A：移転	25/32 市町村 (40%)	127/208 地区 (61%)	30/83 地区 (36%)	97/125 地区 (78%)
B：現地集約	3/32 市町村 (5%)	6/208 地区 (3%)	5/83 地区 (6%)	1/125 地区 (1%)
C：嵩上げ	7/32 市町村 (11%)	19/208 地区 (9%)	8/83 地区 (10%)	11/125 地区 (9%)
D：移転+嵩上げ	12/32 市町村 (19%)	18/208 地区 (9%)	14/83 地区 (17%)	4/125 地区 (3%)
E：現地復興	16/32 市町村 (25%)	38/208 地区 (18%)	26/83 地区 (31%)	12/125 地区 (10%)

※市街地等：市街地と市街地に準ずる地区

※市街地：用途地域を含む地区

※市街地に準ずる地区：用途地域を含まない、町村役場が立地するもしくはその付近の地区又は市役所・町村役場の支所が立地する地区

※集落：市街地及び市街地に準じる地区ではない地区

参照：被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）（平成 24 年 4 月 国土交通省 都市局）

第3章 実現に向けた取り組み

第1節 アクションプラン

「事前復興まちづくり計画検討 第5回地域ワークショップ」において、復興事前準備として発災前に取り組むべき施策・事業について意見交換を行い、アクションプランとして整理しました。

事前に取り組むべき施策・事業は、「短期的な取り組み」、「中長期的な取り組み」の2つの時間軸で整理し、誰が実施するのかを「私」、「私たち」、「行政」として整理しました。

なお、このアクションプランは、「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」で地域住民が意見交換をして作成したものであり、それぞれ具体的な検討を進める中で地域の状況等により変更される可能性があるため、実施を約束するものではありません。しかしながら地域が一体となって復興事前準備を進めることで、被害軽減や復興の早期化などの効果が期待できます。その際には、緊急避難場所、個々人で避難できる場所、仮設住宅建設候補地、及び災害廃棄物仮置場等についても検討、議論しておくことが重要です。

(1) まち

短期的な取組み	
①まちの点検と清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に危険な場所の確認 ・水路、河川等の清掃 ・町のみんなで間伐
②防災備蓄の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫の中身を充実 ・地区ごとの決まった場所に担架や車イスなどを設置 ・家具固定サービスの周知
③避難の実効性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難ルートの確認 ・避難ルートのマップ作り、管理 ・地域での避難訓練、避難訓練への参加 ・夜間時の避難路の明かりの確保
中長期的な取組み	
①避難所・避難場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の周知 ・平常時からの避難場所の有効活用 ・避難所、避難場所、津波避難タワーの整備（トイレ含む） ・指定避難所の機能向上 ・防災拠点・防災公園の整備 ・情報連絡用の設備を整備 ・雨天時用の設備（テント等） ・農地を公園として整備 ・みかん小屋の活用を検討 ・既存施設の利活用を検討
②避難路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路の整備 ・高台をつなぐ避難路の整備 ・農地農道の地盤調査、農道の整備 ・避難路の照明設置 ・倒壊を防ぐため沿道の空き家の撤去
③広域ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリポートの整備 ・宇和への道路整備 ・国道 378 号の改良
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区への防災士配置と防災教育の実施 ・ヘルメットの確保 ・災害記録用のカメラ設置 ・津波軽減のために防波堤を嵩上げ ・避難訓練などのイベントの開催

赤字：私、緑字：私たち、青字：行政

(2) 住まい

短期的な取組み	
①家庭内の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の固定（補助制度） ・保険の見直し ・家の耐震強化 ・家周囲の明かりの確保（確認） ・家周囲の整理（避難のため） ・非常電源の設置 ・家具の固定をお互いに確認 ・家具固定サービスの周知
②空家の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の寄付、空き家バンクに登録 ・空き家所有者への周知・指導（倒壊の危険）
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・所有施設を津波避難場所として開設 ・家族での話合い ・間伐材でログハウス
中長期的な取組み	
①家庭内の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の耐震化 ・車イスでも移動できる自宅 ・非常用電源の設置 ・非常用電源やバリアフリーに対する補助制度
②空家の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家有効活用への政策 ・避難路確保のために空家の撤去
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅ではガスコンロを避ける 避難場所ではガスコンロ ・高台の宅地を造成

赤字：私、緑字：私たち、青字：行政

(3) 生業

短期的な取組み	
①日頃の備え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災無線が入った時にすぐ動ける準備をしておく ・ 災害保険への加入 ・ 仕事に必要なものを別の場所に備蓄・保管
②連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先と大規模災害時の取組みを考えておく ・ 建設業者との連携
③観光・特産物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三瓶の海へ観光誘致 ・ 姫塚へ観光誘致 ・ ジオパークの有効活用（ネットワークの形成）
中長期的な取組み	
①日頃の備え	<ul style="list-style-type: none"> ・ みかん小屋の有効活用 ・ 企業や生業のBCP検討 ・ みかん小屋の有効活用 ・ 職場内での訓練 ・ 企業のBCP検討の支援
②観光・特産物	<ul style="list-style-type: none"> ・ みかんのなえ木の保管 ・ 三瓶の特産品を使った商品開発 ・ ふるさと納税の活用
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な場所への就業場所の確保、人員の誘致 ・ 高台の産業用地の整備

赤字：私、緑字：私たち、青字：行政

(4) くらし

短期的な取組み	
①備蓄の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し品、備蓄品の用意 ・備蓄品のローリングストック ・石油ストーブを準備しておく ・軽四トラックを確保している（高台に駐車） ・情報収集手段の確保 ・防災グッズの準備 ・ライフライン切断時の備え ・備蓄品のローリングストック
②地域のコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の決め事（避難場所等） ・日ごろからのコミュニケーションの実施 ・災害後の声掛け ・家族の健康状態の把握 ・近所、地域との交流による防災意識の向上 ・地域コミュニティの維持 ・防災、減災を考えるワールドカフェ ・学校と地域との交流 ・ワークショップ、説明会、防災イベント等の実施 ・土日等の子どもが参加しやすいイベントを増やす
③訓練・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や友達にワークショップの内容を共有 ・訓練の実施（夜間も含む）、訓練参加の呼びかけ ・防災士を活用し自主防災会を活性化 ・小中学生の防災教育 ・防災士や行政による小中高生の防災教育 ・発電機等の動作確認
④高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等への声掛け（民生委員） ・個別避難計画の作成 ・要支援者の避難方法 ・高齢者や子どもへの声かけ ・連絡網の作成
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「無事ですカード」の作成 ・三瓶公園までのウォーキングコースの作成

赤字：私、緑字：私たち、青字：行政

中長期的な取組み	
①訓練・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施、周囲への呼びかけ ・避難訓練の実施（夜間も含む） ・地域防災会と小中学校、保育園との訓練 ・安否確認の訓練 ・防災倉庫にある設備使用の訓練 ・防災士の育成、活躍の場の設置 ・避難訓練 ・被災の模擬体験の機会確保
②高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・通院の送迎ボランティア ・要支援者の避難対策の検討（個別計画、台帳整理など）（支援）
③安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の調達手段の検討 ・小中学校や保育園の病院等の浸水想定区域外への移転 ・原発に対応したシェルター確保 ・分校にかかっている山下橋の強化
④地域のコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しいイベント運営によるコミュニティの維持
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・祭具や文化財などの保管場所の見直し ・子どもたちへの支援（遊べる場、安心安全な生活、魅力を感じる） ・公共トイレの増設 ・多様な情報提供 ・防災無線システムの改善

赤字：私、緑字：私たち、青字：行政

第2節 復興事前準備の推進に向けて

第1節に示したアクションプランを推進するためには、それぞれの実施内容について、具体的な進め方を検討する必要があります。以下に、「高台をつなぐ避難路の整備」を一例として、事業推進の具体的な計画の例を示します。

事業：高台をつなぐ避難路の整備（一例）

実施主体：西予市建設課

概要：農道朝立線から三瓶公園までの道路の改良工事（L=243m, W=3.0（4.0）m）

工程計画：令和5年度

内容	期間	R5											R6														
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
道路新設工事				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
配水管移設工事(終点付近)																									●	●	●
南水関係調整(スプリンクラー)				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

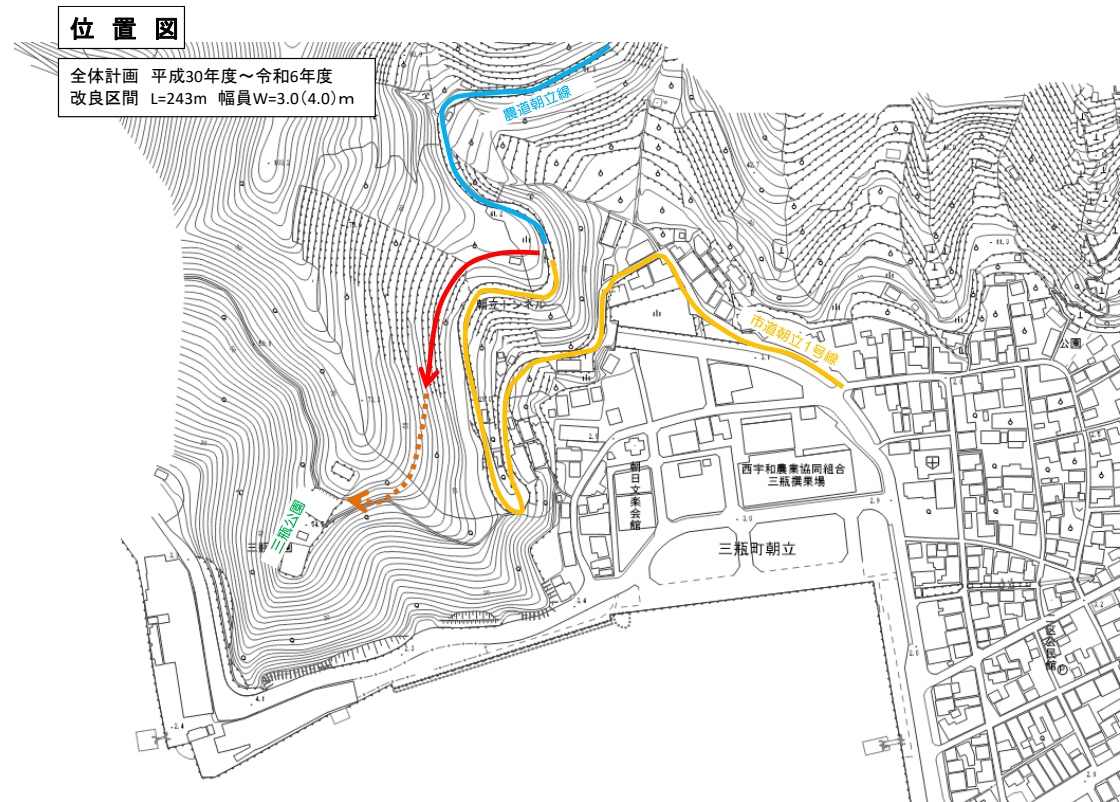


図 3-25 事業イメージ

第3節 PDCAサイクルの運用

事前復興まちづくり計画をよりよいものにするためには、技術革新などの社会経済情勢の変化、人口増減や、海岸堤防等の整備方針の決定、大規模なまちの変容、住民意向などの状況の変化に応じ、地域住民や大学と意見交換等を実施し、計画の見直しを行います。なお、各地区の「事前復興まちづくり計画」は、市、地域、関係機関が協働して、まちや住まいの復興方針、復興のイメージ等を検討した結果をとりまとめるものであり、今後は三瓶東地区以外においても検討を進めます。

さらに、地域が一丸となって、課題解決提案型ワークショップ（地域デザインWS）を行うこと等により、復興事前準備の実現を目指します。



図 3-26 事前復興まちづくり計画のPDCAサイクルと実施主体

<参考>

バーチャル三瓶プロジェクト

愛媛大学の協力のもと、地域の中学生・高校生が中心となって、現在の三瓶のまちを仮想空間上に再現しています。

これらのモデルを活用することで、より具体的で現実味のある防災教育、防災減災対策、復興事前準備、復興まちづくり計画の検討が期待されます。



プロジェクト発表の様子

第4部 參考資料

第1章 参考資料

第1節 西予市事前復興計画策定委員会

(1) 開催経緯

策定までに実施した会議を以下に示します。

年月日	会議名称等	備考
2021年11月18日	第1回 西予市事前復興計画策定 庁内検討会議	
2022年6月22日	第2回 西予市事前復興計画策定 庁内検討会議	
2023年1月27日	第3回 西予市事前復興計画策定 庁内検討会議	
2023年2月22日	第4回 西予市事前復興計画策定 庁内検討会議	書面開催
2023年2月7日	第1回 西予市事前復興計画策定委員会	
2023年2月22日	第2回 西予市事前復興計画策定委員会	書面開催
2023年3月23日	第3回 西予市事前復興計画策定委員会	

(2) 西予市事前復興計画策定委員会設置要綱

策定委員会の設置要綱を以下に示します。

西予市事前復興計画策定委員会設置要綱

令和4年10月24日

西予市告示第175号

(設置)

第1条 西予市事前復興計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、市民及び関係団体からの幅広い意見を反映させるため、西予市事前復興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し提案するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 防災関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 産業関係者
- (6) 市議会議員
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が完了するまでの間とする。

2 任期の途中において委員に欠員が生じたときは、後任の委員を委嘱又は任命することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定に関わらず、委員がその職又はその資格を失った場合は、委員の資格を喪失する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求め、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(3) 西予市事前復興計画策定委員会委員名簿

策定委員会の設置要綱を以下に示します。

	区分	所属等	委員氏名	
1	市議会議員	西予市議会	総務常任委員長	河野 清一
2	学識経験者	愛媛大学 大学院 理工学研究科	教授	森脇 亮
3	学識経験者	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科	教授	松村 暢彦
4	学識経験者	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科	准教授	羽鳥 剛史
5	防災関係者	国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所	事業対策官	中塚 光
6	防災関係者	愛媛県 土木部 道路都市局 都市計画課	課長	高橋 洋八郎
7	防災関係者	愛媛県 県民環境部 防災局 防災危機管理課	課長	岡田 文夫
8	防災関係者	西予市消防団	団長	廣瀬 吉孝

	区分	所属等	委員氏名	
9	防災関係者	西予市防災士連絡協議会	会長	濱田 賢二
10	福祉関係者	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会	地域福祉課長	井上 敦人
11	福祉関係者	西予市老人クラブ連合会	会長	三瀬 光一
12	福祉関係者	西予市民生児童委員協議 会	会長	正司 弘
13	福祉関係者	西予市身体障害者協会	会長	増田 道夫
14	教育関係者	西予市小中学校長会	副会長	岩本 数明
15	教育関係者	西予市P T A連合会	副会長	兵頭 孝明
16	産業関係者	東宇和農業協同組合	総務部長	三好 一浩
17	産業関係者	西宇和農業協同組合 三瓶支店	支店長	山本 裕一
18	産業関係者	西予市商工会	事務局長	山岡 薫彦
19	産業関係者	西予市森林組合	参事	山本 和可
20	産業関係者	愛媛県漁業協同組合 明浜支所	支所長	佐藤 健二
21	産業関係者	八幡浜漁業協同組合 三瓶支所	支所長	三好 進
22	産業関係者	一般社団法人 愛媛県建設業協会 西予支部	支部長	二宮 実千雄
23	その他市長が 必要と認める 者	西予市行政連絡協議会	会長	山下 秀一
24	その他市長が 必要と認める 者	西予市連合婦人会	会長	矢野 妙子
25	市職員	西予市	総務部長	山住 哲司

第2節 事前復興まちづくり計画検討地域ワークショップ

(1) 開催経緯

事前復興まちづくり計画検討 三瓶東地区 地域ワークショップの開催経緯を以下に示します。

回・開催日	主な内容	参加人数
第1回WS (R4. 6. 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインテーマ：命を守る ・ サブテーマ：自宅・地域における災害リスクを知る ・ グループワーク①：地域の宝を確認する ・ 話題提供：地区の被害想定と復興 ・ グループワーク②：地域の課題を考える 	52人
第2回WS (R4. 7. 29)	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインテーマ：命を守る ・ サブテーマ：地域に必要な対策を考える ・ グループワーク①：避難場所・避難経路・取組みを共有する ・ グループワーク②：地域に必要な対策を考える ・ グループワーク③：次回WSのまちあるきルートを考える 	35人
第3回WS (R4. 8. 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインテーマ：生活再建・事前復興まちづくり ・ サブテーマ：地域の資源を共有する ・ まち歩き・グループワーク：地域の宝を確認する 	28人
第4回WS (R4. 12. 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインテーマ：生活再建・事前復興まちづくり ・ サブテーマ：応急仮設住宅等での生活、住宅再建を考える ・ グループワーク①：命が助かった後の行動等を想像する ・ グループワーク②：集落の再建方法（住まいの場）等考える 	36人
第5回WS (R5. 2. 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインテーマ：生活再建・事前復興まちづくり ・ サブテーマ：事前復興まちづくりについて考える ・ グループワーク①：事前復興まちづくりイメージを考える ・ グループワーク②：実現に向けたプロセスを検討する 	38人

(2) 参加者・支援者

事前復興まちづくり計画検討 三瓶東地区 地域ワークショップの参加者・支援者を以下に示します。

参加者	
三瓶東地区の住民（自主防災組織、消防団、防災士等）	35名
中学生・高校生	22名
支援者	
松村 暢彦	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科 教授
森脇 亮	愛媛大学 理工学研究科 生産環境工学専攻 教授
渡邊 敬逸	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科 准教授
羽鳥 剛史	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科 准教授
藤森 祥文	愛媛大学 理工学研究科 生産環境工学専攻 助教
愛媛大学 学生	28名



